

The background is a soft watercolor wash in shades of blue and green. A diagonal line of overlapping, semi-transparent circles in various colors (pink, blue, green, yellow) runs from the bottom left towards the top right. Several white seagulls are scattered across the scene, appearing to fly from the bottom left towards the top right.

ROKIN DISCLOSURE 2016

北海道労働金庫
ディスクロージャー誌

2016

〈ろうきん〉は あたたかな“環(わ)”から生まれた はたらく人の夢と幸せをかなえる 生活応援バンクです。

〈ろうきん〉は、はたらく人たちがお互いを助け合う、あたたかな“環(わ=資金循環)”から生まれた“はたらく仲間の金融機関”です。その基本とする姿勢も、社会的な役割も、暮らしに役立つ商品やサービスも、すべてがはたらく人の生活の視点から発想されたものです。

〈ろうきん〉は人と人の“環(わ)”の中で、暮らしを見つめ、ニーズをつかみ、快適で賢い生活のためのベストアドバイスを提案できる、はたらく人たちの夢と幸せをかなえる金融機関=生活応援バンクであり続けたいと考えています。

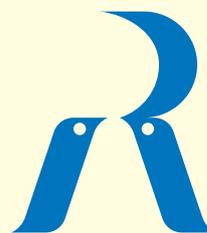


北海道ろうきんの概要

| | |
|-----------|------------------|
| 名 称 | 北海道労働金庫 |
| 所在地 | 札幌市中央区北1条西5丁目 |
| 設立 | 1951年5月19日 |
| 代表者 | 理事長 工藤 和男 |
| 常勤役員数 | 780人 |
| 店舗数 | 36店舗(出張所・仮想店舗含む) |
| 出資金 | 3,334百万円 |
| 団体会員数 | 2,914会員 |
| 間接構成員数 | 386,339人 |
| 預金残高 | 936,112百万円 |
| 貸出金残高 | 670,580百万円 |
| 自己資本比率 | 9.41% |
| リスク管理債権比率 | 0.50% |

※各種数値は2016年3月末現在

シンボルマーク



〈ろうきん〉のシンボルマークは、ROKINの頭文字のRをデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。鳥の親子は、親しみやすさを表すとともに、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれる労金運動を意味し、はばたく鳥は、より発展する〈ろうきん〉の飛翔を表現しています。シンボルマーク・カラーはブルーです。〈ろうきん〉ブルーは「知性」「未来」「希望」を表現しています。シンボルマークには、〈ろうきん〉の基本理念が表現されています。



ごあいさつ

理事長 工藤 和男

平素より私ども北海道労働金庫に対し、格別のお引立てを賜り、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

はじめに、熊本県を中心とする地震をはじめとし、この一年も数々の自然災害が発生しました。被災された皆様に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、日本経済は、緩やかな回復基調を維持しているとされているものの、世界経済の先行き不安などもあり、景気が下押しされるリスクも懸念されています。また、2016年2月に導入された日銀のマイナス金利政策など、金融機関の収益環境はより厳しさを増しています。

このような情勢の中、当金庫は2015年度において、「中期経営計画(2015～2017年度)」の初年度として、『『未来への環(わ)』～原点回帰と未来創造～』をキャッチコピーに、「全てのはたらく人の夢と幸せをかなえるため、不変と変革に積極的に挑戦する」ことを中期的ビジョンに掲げ、事業活動に取り組みました。その結果、個人貸出金残高などの一部項目に課題を認識したものの、全体的には計画水準に達することができました。会員・組合員・利用者の皆様のご支援・ご協力に対して、改めて感謝申し上げます。

また、現行中期経営計画の中間年度となる2016年度は、事業遂行方針として「資金循環機能の更なる発揮」「チームろうきんの組織力の底上げ」掲げ、事業計画の達成に向けて役職員一丸となって着実に取り組んでまいります。厳しい環境下ではありますが、皆様に安心してご利用いただけるよう各種取り組みを進めていく所存です。

会員・組合員・利用者の皆様との接点拡大を目的とした札幌手稲支店の開設(2017年2月予定)や、協同組合間協同に資する福祉事業団体・生協団体との連携強化などを実施していきます。

さらに、勤労者世帯の資産形成の好機となる改正確定拠出年金法の施行が2017年1月に予定されています。「個人型確定拠出年金、やるなら“ろうきん”へ」をキャッチフレーズに、会員の皆様と一体となり周知活動などを展開していきたいと考えます。

当金庫の原点と使命は、理念に掲げる通り、「働く人の夢と共感を創造する」ことにあり、「協同組織の福祉金融機関である」ことです。労働金庫運動の歴史を振り返りながら、協同組織金融機関としての役割を発揮していくことにこだわりを持ち続けたいと考えます。

このことは時代や環境の変化に関わらず不変であり、将来においても、唯一の福祉金融機関として会員の皆様や利用者・働く仲間に「信頼」と「安心」が伝わる、そしてニーズに応えるという「軸足」を大切に、引き続き事業運営に取り組んでまいります。

ここに、当金庫の経営方針や事業の状況をご案内するために、「北海道労働金庫 ディスクローチャー誌 2016」を作成いたしました。多くの皆様にご高覧いただき、当金庫に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

C O N T E N T S

| | |
|--------------------------------|----|
| ごあいさつ | 1 |
| ろうきんの理念 | |
| ろうきんの理念と基本姿勢 | 2 |
| 北海道ろうきんの概要 | |
| 2015年度業績ハイライト | 4 |
| 中期経営計画〈2015～2017年度〉 | 6 |
| 2016年度事業計画 | 8 |
| 社会的責任と貢献活動 | 9 |
| トピックス | 13 |
| 北海道ろうきんの健全性・安全性 | 14 |
| リスク管理体制 | 15 |
| コンプライアンス(法令等遵守)態勢 | 18 |
| 業務の適正を確保するための体制・運用状況(内部統制システム) | 20 |
| 営業のご案内 | |
| 預金商品・資産運用商品のご案内 | 22 |
| 融資商品等のご案内 | 24 |
| 各種サービス・業務のご案内 | 26 |
| 主な手数料一覧 | 28 |
| プロフィール | |
| 北海道ろうきんの組織 | 30 |
| あゆみ | 31 |
| ネットワーク | |
| 北海道ろうきん店舗一覧 | 32 |
| 北海道ろうきん自動機一覧 | 34 |
| 財務データ | |
| 財務諸表 | 36 |
| 資産内容の開示 | 41 |
| 経営指標 | 44 |
| 預金に関する指標 | 45 |
| 貸出金等に関する指標 | 46 |
| 有価証券に関する指標 | 47 |
| その他業務 | 48 |
| 出資金・ | |
| 常勤役員一人当たり一店舗当たり預金・貸出金 | 49 |
| 連結情報 | 50 |
| 自己資本の充実の状況 | 55 |
| 索引 | |
| 開示項目一覧 | 65 |

ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

〈1997年5月16日 全国労働金庫協会 1996年度第12回理事会で決定〉

》》ろうきんの基本姿勢～ろうきんは「はたらく人」たちの金融機関

目的

ろうきんは、働く仲間がつくった金融機関です。

ろうきんは、労働組合や生活協同組合などの働く仲間が、お互いを助け合うために資金を出し合っ

運営

ろうきんは、営利を目的としない金融機関です。

ろうきんは、労働金庫法というルールに基づいて、非営利を原則に公平かつ民主的に運営されていま

運用

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です。

ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。

》》ろうきんの事業運営3原則

非営利の原則

直接奉仕の原則

政治的中立の原則

ろうきんの目的や原則は労働金庫法によって規定されており、市中銀行と明確に区分されています。また、ろうきんは労働金庫法に定められた目的や原則に基づいて事業方針等を策定し、さまざまな施策を実施しています。

労働金庫法

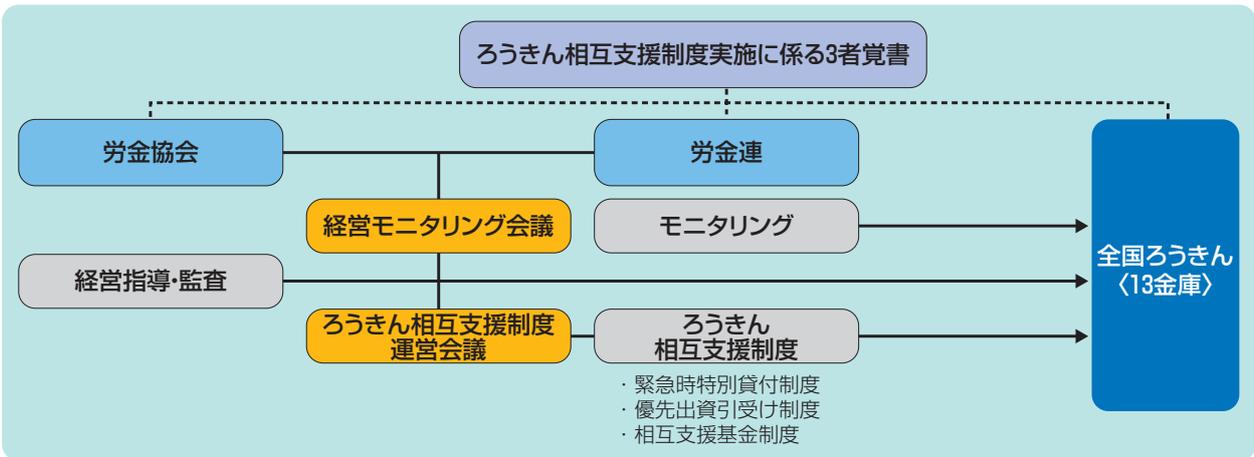
- (目的)第1条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。
- (原則)第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。
 - 2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。
 - 3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

≫ろうきんのネットワーク~ろうきん業態セーフティネット

お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」に加えて、ろうきん業態独自のセーフティネットを用意しています。

1番目の柱は、全国労働金庫協会(労金協会)及び労働金庫連合会(労金連)による定例的な経営状況のモニタリングと労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じて必要な措置を講じ、問題の早期改善を図ることとしています。また、労働金庫監査機構は全国ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

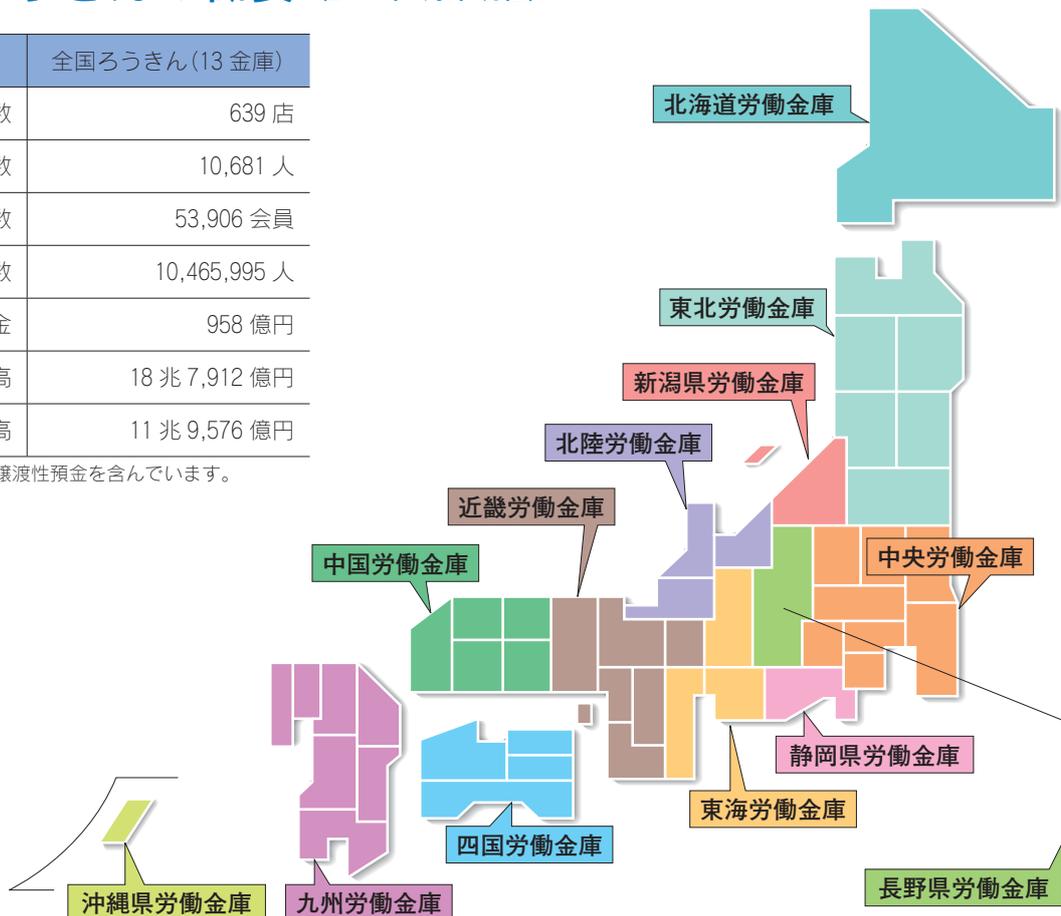
2番目の柱は、労働金庫連合会の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、ろうきんに経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労働金庫連合会が緊急資金の貸付や資本注入、資金援助を行うことにより経営をサポートします。



≫全国ろうきんの概要 (2016年3月末現在)

| | 全国ろうきん(13金庫) |
|--------|--------------|
| 店舗数 | 639店 |
| 役員数 | 10,681人 |
| 団体会員数 | 53,906会員 |
| 間接構成員数 | 10,465,995人 |
| 出資金 | 958億円 |
| 預金残高 | 18兆7,912億円 |
| 貸出金残高 | 11兆9,576億円 |

※預金残高には譲渡性預金を含んでいます。



2015年度業績ハイライト

≫ 会員・出資金

当金庫の事業基盤である団体会員数は、法定脱退による整理などにより、前期末に比較して133会員減少し2,914会員となり、団体会員を構成する間接構成員は17,151人減少し386,339人となりました。出資金の期末残高は33億34百万円(単位未満切り捨て、以下同様)となりました。

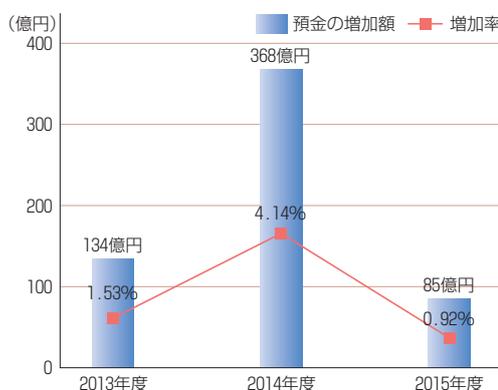
■ 団体会員・間接構成員数と出資金の推移

| | 2013年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 |
|----------|---------|---------|---------|
| 団体会員(会員) | 3,087 | 3,047 | 2,914 |
| 間接構成員(人) | 427,854 | 403,490 | 386,339 |
| 出資金(百万円) | 3,334 | 3,334 | 3,334 |

≫ 預金(預金積金・譲渡性預金)

預金は、期中85億円増加(増加率0.92%)して、期末残高は9,361億円となりました。このうち個人預金は期中44億円増加(増加率0.51%)して、期末残高は8,700億円となりました。また、団体預金は期中42億円増加(増加率6.98%)して、期末残高は645億円となりました。

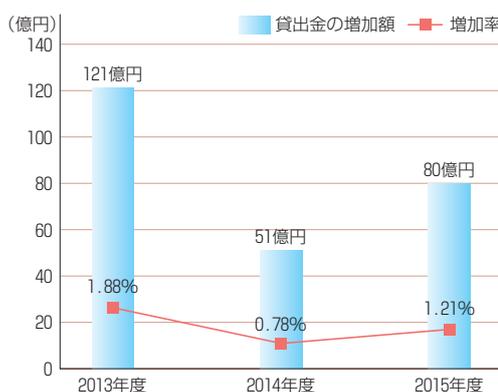
■ 預金の増加額・増加率の推移



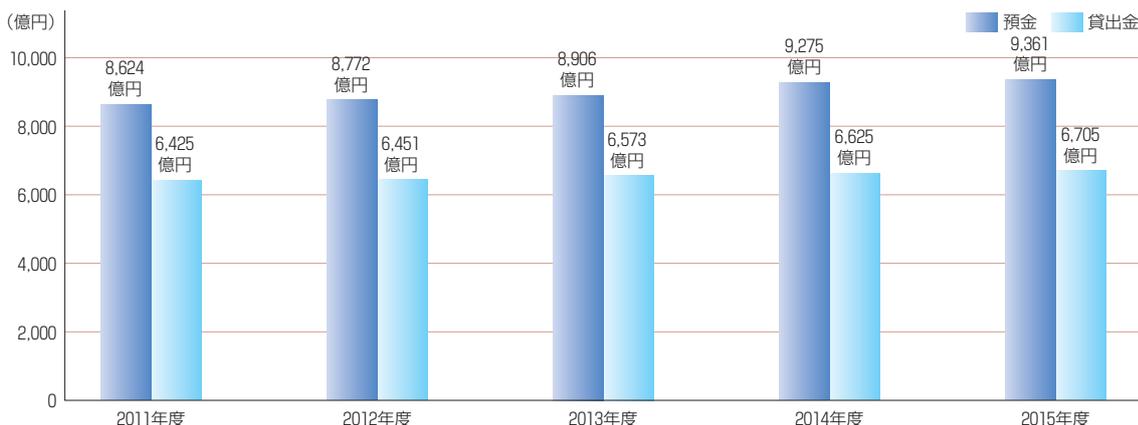
≫ 貸出金

貸出金は、期中80億円増加(増加率1.21%)して、期末残高は6,705億円となりました。このうち個人向け貸出金は期中9億円増加(増加率0.14%)して、期末残高は6,568億円となりました。また、団体向け貸出金は期中71億円増加(増加率106.70%)して、期末残高は137億円となりました。

■ 貸出金の増加額・増加率の推移



■ 預金・貸出金の残高推移



収支

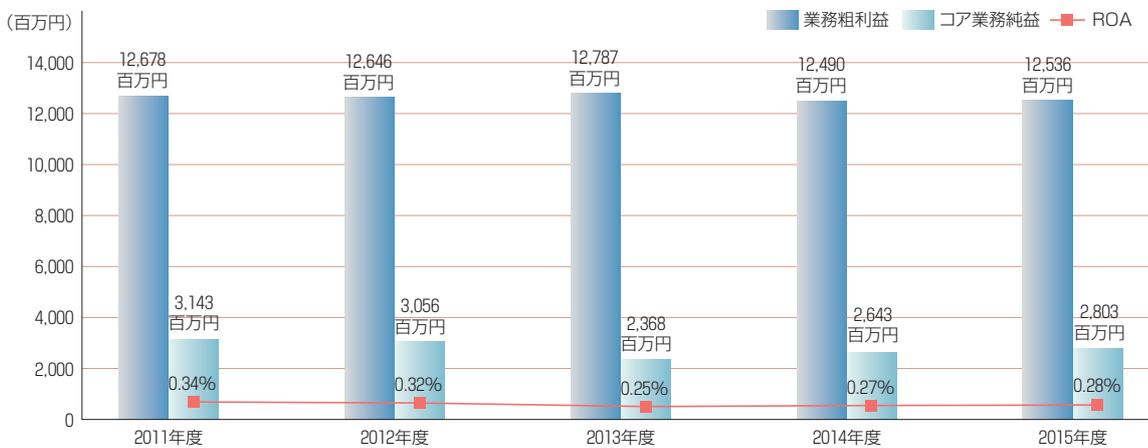
資金運用収益については、貸出金および余裕金の平残が増加したものの、共に利回りが低下したため、前期に比べ1億73百万円減少(増加率△1.18%)しました。

資金調達費用については、預金平残は増加したものの、利回りが低下したことから、前期に比べ1億72百万円減少(増加率△16.66%)しました。

経費については、物件費や人件費の減少から、前期に比べ1億20百万円減少(増加率△1.21%)しました。

以上の結果などにより、税引前の当期純利益は3億17百万円増加(増加率13.12%)の27億33百万円となり、法人税等を差し引いた税引後の当期純利益は前期に比べ1億81百万円増加(増加率10.40%)し、19億22百万円となりました。

■業務粗利益・コア業務純益・ROAの推移



※**業務粗利益**とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」を合計したもので、**金融機関の基本的な業務の成果を示す指標**です。

※**コア業務純益**とは、業務粗利益から「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除した業務純益を基にした利益指標です。貸倒引当金繰入額を控除する前の業務純益から、債券関係損益を控除して算出し、**一時的な変動要因に左右されない指標**として広く利用されています。

※**ROA(総資産利益率)**とは、総資産に対する利益の割合で、**資産をどの程度効率的に利用しているかを示す指標**です。数値が大きいほど収益性が高いことを示しており、本項ではコア業務純益をベースとした数値を記載しています。

$$\text{ROA(総資産利益率)} = \frac{\text{コア業務純益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

■当期純利益の推移



中期経営計画<2015～2017年度>



》中期経営計画<2015～2017年度>の概要

基本的考え方

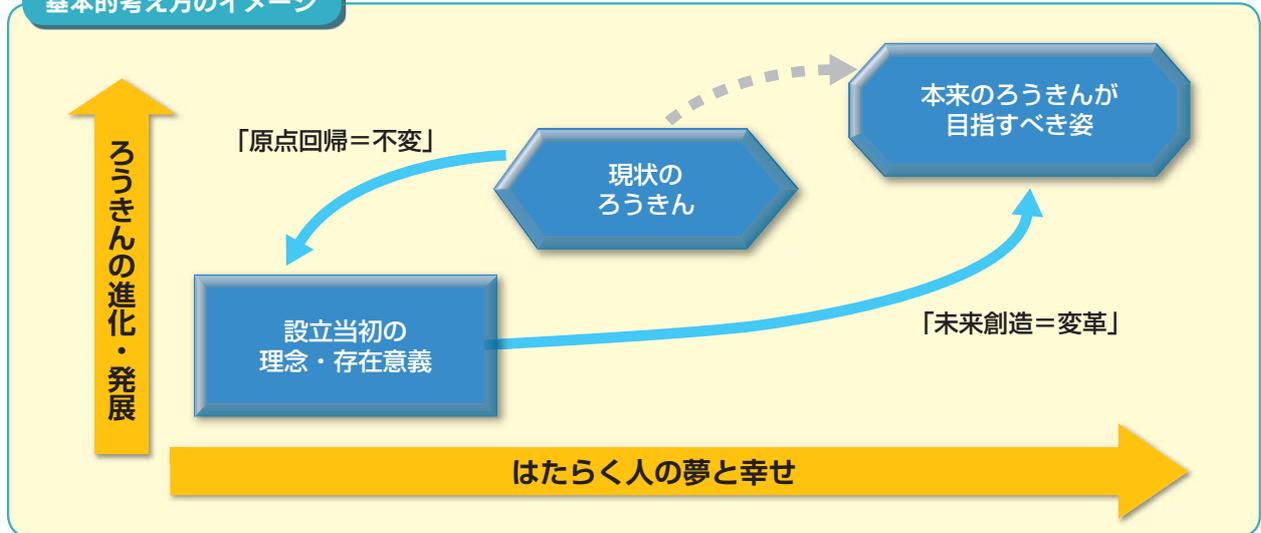
設立の原点に遡ると、ろうきんは市中銀行でお金を借りられないなどの、金融で困っている勤労者や生活協同組合などへ支援を行う金融機関でした。つまり、勤労者に最も近い金融機関であったはずですが、しかし、設立から60数年が経過し一定の経営基盤が確立されるに伴い、経済・社会などの外部環境の変化とも相俟って、市中銀行とポジションが重複してくることとなりました。

具体的には、対象とする利用者の同質化や取扱商品の類似化が進み、労福協の2020年ビジョンでも指摘されている通り、ともすれば、オーナーである会員との関係が「業者とお客様」へ変容してきたのではないかと指摘などです。つまり、ろうきんと会員が本来大切にしていかなければならない、設立当初からの存在意義(使命)などが薄れ、市中銀行と同一化してきている可能性もあります。換言すれば、利用者を市中銀行と同じ目線で見えてきたため、本来対応しなければならない真の利用者に向き合えてこなかった、また、利用者も市中銀行と同一の対応をろうきんに求めてきたとも言え無くはありません。

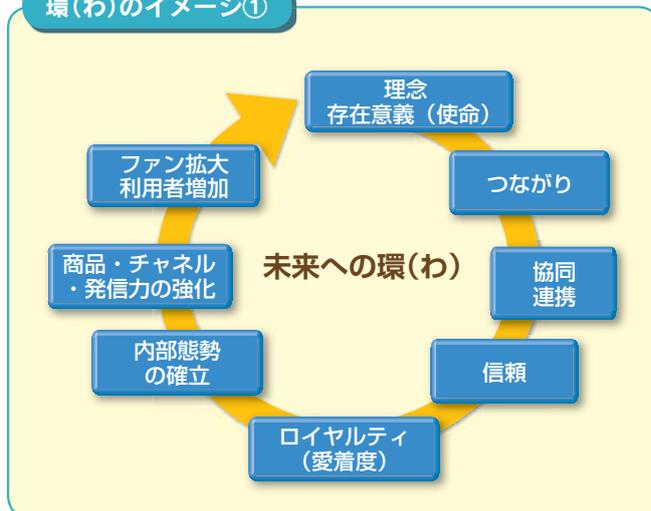
中期経営計画<2015～2017年度>では、この根本的な課題を改めて認識し、不変(変えてはいけないこと)と変革(変わらなければならないこと)に、積極的に挑戦していく必要があります。

ろうきんは、はたらく人たちがお互いを助け合う、あたたかな“環(わ=資金循環)”から生まれた金融機関です。ろうきんは、「誰のための、何のための、金融機関なのか」を見つめ直し、会員と共に、新たなビジョンの実現を目指します。

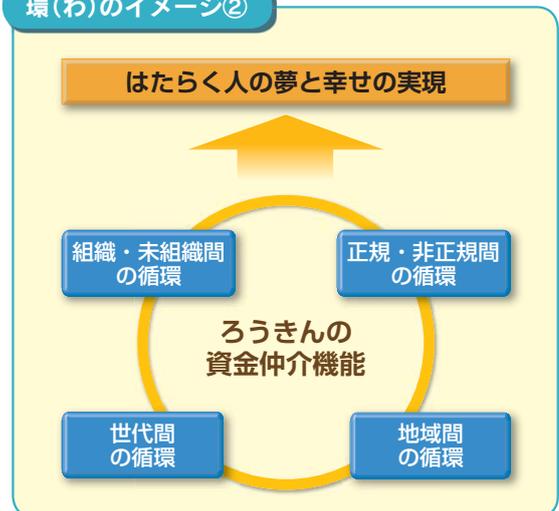
基本的考え方のイメージ



環(わ)のイメージ①



環(わ)のイメージ②



〈中期経営計画(2015～2017年度)〉

キャッチコピー

「未来への環(わ)」 ～原点回帰と未来創造～

中期的ビジョン

全てのはたらく人の夢と幸せをかなえるため、不変(変えてはいけないこと)と変革(変わらなければならないこと)に積極的に挑戦します。

基本方針と重点課題・個別課題

基本方針Ⅰ

会員や地域の発展に寄与するため、会員・推進機構や地域のはたらく仲間の団体とのつながりを強化し、会員と同じ方向を向いて事業運営を行います。

1. 会員・推進機構との連携強化

- ① 会員自主福祉運動との連携
- ② 推進機構における活動の活性化

2. 協同組合性の発揮と地域社会との共生

- ① 協同組合間協同に資する福祉事業団体・生協等との連携
- ② 福利共済組織との連携
- ③ 自治体・NPO・その他団体等との連携

3. CSR(社会貢献)活動の実践

- ① 社会貢献活動の継続的な実践
- ② 金融情報の普及活動

基本方針Ⅰ
「会員・地域」
との環

基本方針Ⅱ

ろうきんらしい金融サービスの提供により、全てのはたらく人と家族・退職者に最も近い金融機関として、ろうきんファンの輪を広げます。

1. ろうきんらしい良質な商品・サービスの提供

- ① 利用しやすい商品ラインナップの構築
- ② 全てのはたらく人の資産形成・管理ニーズへの対応
- ③ 全てのはたらく人の融資ニーズへの対応
- ④ 生涯取引を可能とする取組み

2. 利用者との接点の再構築

- ① 店舗相談体制の見直し
- ② ホームページやモバイル機能の充実
- ③ キャッシュサービスの充実
- ④ フリーダイヤル・メールオーダーサービスの充実

3. 発信力の強化

- ① 理念や経営情報などを知ってもらう活動の強化
- ② 良い商品やサービスなどを知ってもらう活動の強化

4. 相談・営業体制の強化

- ① 既往利用者とのつながりの深化と拡大
- ② 利用者目線の営業体制の構築

基本方針Ⅱ
「利用者」
との環

基本方針Ⅲ
「ろうきん内」
の環

基本方針Ⅲ

会員・利用者の信頼に応え、将来にわたる持続可能な経営基盤を構築するため、組織や人材の強化を図ります。

1. 会員・利用者の信頼に応えるコンプライアンス・リスク管理態勢の構築

- ① 法令等遵守・倫理観の向上
- ② ALM・リスク管理態勢の高度化
- ③ 危機管理態勢の強化
- ④ 監査機能の充実

2. 機能的な組織態勢の構築

- ① ガバナンス態勢の強化
- ② 業務・事務の堅確化
- ③ 業務・事務改革の推進
- ④ 組織体制の見直し

3. 強固な財務基盤の確立

- ① 事業量・収益・リスク量のバランスのとれた事業運営
- ② 余裕金運用態勢の強化
- ③ 財務内容の信頼性の確保
- ④ ローコストオペレーションの徹底
- ⑤ 事業用不動産への対応

4. 人材の活性化

- ① 自立した職員への意識改革
- ② 組織力の強化
- ③ 人事管理制度の見直し
- ④ 教育・研修体系の強化

到達数計画

3年間の取組みの成果として、以下の指標に計画値を設定します。

(2018年3月末)

| 預金残高 | 貸出金残高 | 当期純利益 | 自己資本比率 |
|-----------|-----------|-------|---------|
| 9,200億円以上 | 6,600億円以上 | 7億円以上 | 9.50%以上 |

2016年度事業計画

事業遂行方針

2016年度は、取り巻く環境の変化や前年度に認識した課題を踏まえ、以下の遂行方針に基づき事業活動を展開します。

1. 資金循環機能の更なる発揮

「勤労者間での資金循環」機能の更なる浸透と拡大に向け、利用しやすい取引環境の整備、知ってもらう活動の強化、融資承認率向上への取組みなどを進めます。

2. チームろうきんの組織力の底上げ

「業務・事務改革」の進展から生み出された資源を、会員・地域・利用者とのつながりの深化に向けた組織力の底上げ（「営業改革」「人材育成・組織改革」）にシフトします。

計数計画

2016年度における各事業の成果を評価する指標として、以下の計数計画を設定します。

| | 2016年度 計 画 | 2015年度 実 績 | 差 | 中計最終年度 目 標 |
|------------------|---------------|---------------|-------|---------------|
| 総預金残高(億円) | 9,364 | 9,361 | 3 | 9,200 |
| うち個人預金残高(億円) | 8,762 | 8,700 | 61 | |
| 総貸出金残高(億円) | 6,648 | 6,705 | △57 | 6,600 |
| うち個人貸出金残高(億円) | 6,566 | 6,568 | △1 | |
| 当期純利益(百万円) | 1,490 | 1,922 | △431 | 700 |
| 自己資本比率(%) | 9.54 | 9.41 | 0.13 | 9.50 |
| ROA(総資産税引前利益率、%) | 0.21 | 0.27 | △0.06 | |
| OHR(業務粗利益経費率、%) | 82.04 | 77.61 | 4.43 | |

(※1) 新規個人融資は、有担保ローン570億円、無担保主要3商品195億円を計画します。

(※2) 預貸金の平均残高は、預金9,456億円(63億円増加)、貸出金6,625億円(5億円増加)を計画します。これにより、預貸率は、期末残高70.99%、平均残高70.06%を計画します。

(※3) ROAについて本項では税引前当期純利益をベースとした数値を記載しています。

$$\text{ROA(総資産税引前利益率)} = \frac{\text{税引前当期純利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

(※4) OHRとは業務粗利益に対する経費の割合を表し、効率性を示す指標の一つです。OHRが低いほど効率性が高いことを示しています。

$$\text{OHR(業務粗利益経費率)} = \frac{\text{経費}}{\text{業務粗利益(コア業務純益+経費)}} \times 100$$

社会的責任と貢献活動

≫ ろうきんのCSR(社会的責任)

当金庫は、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めた(ろうきんの理念)を実現するため、地域や社会への幅広い貢献活動を展開するとともに、市民活動や福祉活動を積極的にバックアップしてまいります。

≫ 熊本地震・東日本大震災に係る取組み

2016年熊本地震の犠牲となられた方々に、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方およびご家族、ご関係者の皆さまに心からお見舞い申し上げます。

被災地の一日も早い復興を願い、当金庫では熊本地震・東日本大震災で被災された方に対して、以下の取組みを行っています。

■ 融資関連取引の特別措置

2016年熊本地震や東日本大震災で被災された方々の生活再建などを支援するため、低金利の特別ローンをご用意しております。また、当金庫ローンをご利用中のお客様に対しましては、「勤労者生活支援特別融資制度」によるご返済計画の見直しのご相談を承っているほか、熊本地震で被災されたお客様につきましては「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の趣旨も踏まえて適切に対応するよう体制を整えております。

その他、被災された方がご利用中の当金庫住宅ローンに付帯している信用生命共済・団体信用生命保険の保険金等請求手続について必要書類を簡素化したほか、火災共済・火災保険に関するお問い合わせにも対応しております。

※特別ローンのお取扱期間や内容等につきましては、最寄りの営業店へお問い合わせください。

■ 預金関連取引の特別措置

被災により公的書類および通帳、届出印を紛失されたお客様に対して、特例による対応を行っています。また、寄附金・義援金振込時(200万円以下)における本人確認についても省略による特例対応を行っています。

■ 振込手数料の免除措置

会員の皆様やNPO等の団体による義援金受付口座への送金にかかる振込手数料を免除扱いとしております。

≫ 社会貢献事業

■ 地域社会の活性化に関する取組み(地域と協働した社会貢献活動等)

当金庫では、これまでの活動の成果の一部を人にやさしい社会づくりのために活用しようと、会員の皆様の理解を得ながら、創立50周年を迎えた2001年度より、NPO団体やボランティア団体、芸術・文化・社会福祉活動等を行っている団体を対象に、助成事業や金融機能を通じた支援活動を実施しています。

また、全営業店に設置されている各本支店・出張所推進委員会や各地区・職場推進委員会、ろうきん友の会等のネットワークを通じて、家族を含めた交流会を実施、(ろうきん)ならではのユニークなイベントを行っており、その活動を支援しています。

■ 継続助成事業

「芸術・文化活動」、「市民活動支援」、「児童福祉」を行っている団体へ継続助成(毎年助成を予定)を行っています。

助成団体

- 国際親善交流特別演奏会(日本音楽文化交流協会北海道支部)
- さっぽろ旭山音楽祭(さっぽろ旭山うた祭りの会)
- 公益財団法人 札幌交響楽団
- 特定非営利活動法人 NPO推進北海道会議
- 社会福祉法人 北海道家庭学校

■ 社会貢献助成制度

地域の公益の担い手として活躍する北海道内に所在のNPO団体やボランティア団体を応援するため、2001年度に「社会貢献助成制度」を創設しています。2016年度の助成金申請は69団体から応募があり、40団体に対し総額696万円の助成を行いました。



■ ATM利用による支援活動

当金庫のキャッシュカード等で北海道ろうきんATMを利用した際、その利用(入金・支払のみ)につき1円/件を当金庫が北海道内において「子どもの健全育成」「地域医療」「被災者支援」の分野で活動する3団体へ寄付します。

※残高照会・振込・記帳等は該当しません。

※取扱期間 2016年4月1日～2017年3月31日

社会的責任と貢献活動

勤労者生活支援の取組み

雇用・所得環境が大きく変化する状況の中、当金庫は勤労者のための福祉金融機関として、金融機能の側面から勤労者の生活を守り、向上させる役割を發揮していくことに努めています。

勤労者生活支援特別融資制度(個人用)

勤務先事情による収入減少者や離職者への生活支援を目的とした全国ろうきん統一の制度です。ご利用中のろうきんローンの返済条件緩和(見直し)措置等を承っています。

| 対象 | 概要 | |
|-------------------|-------------|---|
| ろうきんローンをご利用中の方 | 返済条件緩和措置 | 以下の返済方法変更についての、選択が可能となります。 ①割賦金変更(期間延長) ②元金返済据置(2年間以内ずつ最長5年間) ③返済条件変更(月賦・半年賦併用割合の変更) |
| 新たにろうきんローンをお申込みの方 | 住宅ローン借換融資制度 | 住宅ローンの借換資金にご利用いただけます。(元金返済据置特約付) |
| | 無担保融資制度 | 医療・教育・住宅等、生活維持向上を目的として、新たにご融資を希望する場合にご利用いただけます。(元金返済据置特約付) |

※本融資制度は、勤務先事情による離職・収入減少でお困りの方を対象としています。

※本融資制度のご利用にあたっては、当金庫との取引実績があることなどの条件を満たしていることが必要です。

勤労者生活支援特別融資制度(会員用)

勤務先が特殊事情から賃金カット等を実施した(実施を決定した)場合、当該会員に所属する組合員が収入減少により生活に支障をきたさぬよう、当金庫会員を対象とした融資制度を取扱っています。

※「会員」とは、北海道労働金庫に出資加入いただいている団体の構成員の方を指します。

福祉ローン

就学前の児童のいる家庭および介護を必要とする高齢者のいる家庭、急な災害による被害に対して、その経済的負担を金融面から支援することを目的とした融資制度を取扱っています。

ほっかいどう勤労者福祉資金融資

道内の中小企業従業員、季節労働者、離職者に加え、2014年4月より非正規労働者も対象とした融資制度を取扱っています。

求職者支援資金融資制度・教育訓練受講者支援資金融資制度・技能者育成資金融資制度

厚生労働省が実施する求職者支援訓練及び専門実践教育訓練受講者や、経済的な理由により職業訓練を受けることが困難な訓練生に対して、訓練期間中の生活費などを支援する制度を取扱っています。

※求職者支援資金融資制度・教育訓練受講者支援資金融資制度のお申込みに際しては、事前にハローワークでの受付・要件認定が必要となります。

※技能者育成資金融資制度のお申込みに際しては、事前に職業能力開発総合大学校及び公共職業能力開発施設での受付・要件認定が必要となります。

- 各融資制度の詳細については、最寄りのろうきん本支店までお問合せください。
- 審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

多重債務問題への取組み

当金庫は、勤労者の生活を支える福祉金融機関として、「生活防衛」をテーマとした活動を実施しています。庫内に「多重債務対策委員会」を設置し、多重債務の予防と救済の両面から活動をすすめています。また、多重債務予防の観点から、会員職場内等においてクレ・サラ問題や悪質商法等に関するセミナーを継続的に開催しています。

札幌市に開設している「お客様相談室」では、弁護士や司法書士とのネットワークを構築しており、多重債務相談の専門員が、実施協定書を締結している産別・会員からの個別相談に応じています。

金融円滑化に関する取組み

当金庫は、勤労者のための金融機関として、これまでも住宅ローンご利用者の返済計画の見直しに係るご相談の取組みを積極的に行ってまいりました。

当金庫では、2009年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(金融円滑化法)を契機に、対応方針と管理体制を定め、お客様に当金庫の基本的姿勢をご理解いただくためにホームページへの掲載により公表するとともに、住宅ローンご利用者および中小企業の皆様からのご相談によりきめ細かく対応するための体制を強化いたしました。

金融円滑化法は2013年3月末をもってその期限を迎えておりますが、当金庫では今後も引き続き上記取組みを継続するものとし、ご利用者からご返済等の負担軽減に関するお申込があった場合、できる限りご意向にお応えするように努めます。

ご利用いただいている住宅ローンの返済にかかるご相談等につきましては、お取引のある営業店(ローンプラザを含む)、融資センター、下記の窓口までお問い合わせください。

※対応方針・体制等の詳細、取組状況については、北海道ろうきんホームページに掲載しています。(http://www.rokin-hokkaido.or.jp)

北海道労働金庫 お客様相談センター ☎0120-510-924 (ご利用時間 平日 9:00~17:00)

NPOへのサポート

当金庫では、NPOを支援する金融サービスとして、各種取組みを展開しています。

■NPO自動寄付制度

ろうきん預金口座からの自動振替により、預金者の方がNPOを支援する仕組みを提供しています。寄付は毎月100円からの口座振替(口座振替手数料無料)で、寄付先は当金庫が関係団体の助言を得ながら選定した29団体の「紹介NPO」の中からお選びいただけます。気軽に始められる新しいボランティア活動にぜひご参加ください。

※「紹介NPOリスト」は当金庫ホームページでご確認いただけます。
(http://www.rokin-hokkaido.or.jp)

■NPO振込手数料免除制度

NPO団体が受取る寄付金・会費・売上代金などの振込手数料を、北海道ろうきん本支店間に限り、年間100件まで免除する制度です。

※対象NPO団体となるためには、お申込み手続き等が必要です。

■NPO事業サポートローン

当金庫では、NPO法人向けの融資制度を取扱っています。NPO法人の事業に係る運転資金や設備資金をご融資し、資金面でNPO活動を支援するものです。「融資」という金融機関本来の業務を通じて、福祉金融機関としての役割発揮に努めています。

※制度の詳細は、最寄りのろうきん本支店までお問合せください。
※審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

「社会貢献助成制度」・「NPO自動寄付制度」・「NPO振込手数料免除制度」等の詳細については、**〈社会貢献制度事務局〉**までお問合せください。

北海道労働金庫 社会貢献制度事務局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目

TEL (代)011-271-2101 FAX 011-221-6846 URL <http://www.rokin-hokkaido.or.jp>

北海道ろうきんの概要

社会的責任と貢献活動

≫ 協同組合間での連携

中期経営計画(2015~2017年度)において重点課題として掲げている「協同組合性の発揮と地域社会との共生」に向け、以下の団体との連携・取組みを行っています。

■ 北海道生活協同組合連合会との連携

2014年3月に締結した、北海道生活協同組合連合会との「緊急災害対策等の相互連携に係る基本協定」に基づき、協同組合間協同として、大規模自然災害発生時等における地域社会の「支え合いの仕組みづくり」を連携して取組むために情報交換・協議を進めています。

基本協定による協力内容

- 災害対策についての情報交換
- 相互支援策の継続的な開発
- 資金面での相互連携

1. 自然災害対策面での連携

防災対策面での連携として、コープさっぽろより災害時用の備蓄品(飲料水・保存食)の定期購入を開始し、当金庫本支店(36ヶ店)に備蓄しました。

2. 社会貢献活動面での連携

- コープさっぽろと連携し、「コープ子育て支援基金」を支援する取組みを行いました。
 - 当金庫でお子さま口座(18歳以下の普通預金口座)作成1件につき100円を「コープ子育て支援基金」に寄付する取組みを行いました。
 - 当金庫で普通預金口座を保有する方が、口座振替(手数料無料)により「コープ子育て支援基金」に寄付する取組みを行い、156名(2016年3月末時点)の方が寄付者として契約しました。
- コープさっぽろと北翔大学、NPO法人ソーシャルビジネス推進センターが事業提携して活動している認知症や介護予防の取組に賛同し、支援策として軽度認知障害(MCI)の検査機を寄贈しました。



≫ 環境への取組み

■ 地球温暖化防止のために

当金庫は、地球温暖化防止に向け夏季の「ビジネス軽装(ECOスタイル)」や「冷房の適正温度設定」を実施するとともに、ATMコーナー・営業店内照明のLED化を順次行い、省エネルギーに取り組んでいます。

また、当金庫が使用する事務用品や機器の購入に際しては、環境に配慮した製品を優先して選択するグリーン購入を実践し、「FSCミックス認証紙」を使用した教宣物の作成などを推進しました。

■ 金融エコ商品の取扱い

当金庫は、環境に配慮した金融商品を提供することにより、環境保全に関心の高いお客様をお手伝いし、環境負荷の低減に努めています。

電気自動車等の環境に優しい車や福祉車両の購入資金を対象とし、当金庫の一般の自動車ローンよりも金利を引き下げた「轟エコ」の提供や、オール電化・天然ガス熱源機装置等を設置した省エネ住宅の建設・購入に対する「住宅ローン」の金利引下げを実施しています。

※上記商品の詳細については、最寄りのろうきん本支店までお問合せください。

トピックス

2015年4月

- 「2015Youth(ユース)キャンペーン」(～9/30)
- 「2015年金財形キャンペーン」(～12/30)
- 「相続定期預金」取扱開始
- 日曜ローン相談会(8月・1月を除き翌年3月まで月1回実施)
※ローンプラザ、札幌麻生支店、札幌平岡支店は毎週開催(年始・ゴールデンウィーク・お盆等を除く)

2015年5月

- 北海道ろうきん社会貢献助成制度選定会議

2015年6月

- 「2015サマーキャンペーン」(～7/31)

2015年7月

- 東光ストア北広島店ATM稼働開始
- 「第32回ろうきん機関紙コンクール」開催
- 札幌東支店建替えに伴う仮店舗移転

2015年9月

- 「生活応々大作戦『轟ローン発売開始25周年拡大版』第1弾」(～1/31)
- 「教育ローン(カード型)」取扱開始

2015年10月

- 「コープさっぽろ創業50周年記念キャンペーン」(～3/31)
- 「コープ子育て支援基金」への寄付取組開始
- 「オールマイティ保障型団信」取扱開始
- 「マイプラン(来店不要型)」取扱開始
- インターネットによる住宅ローン簡易審査取扱開始

2015年11月

- 「ほかほかローン」取扱(～3/31)
- 「2015ウィンターキャンペーン」(～12/30)
- 赤平出張所店舗移転
- 道庁支店店舗移転

2016年1月

- 提携金融機関ATMでのろうきんカード利用時間延長・提携業務拡充
- 「点字通知サービス」取扱開始

2016年2月

- 「生活応々大作戦『轟ローン発売開始25周年拡大版』第2弾」(～7/3)

2016年3月

- イーネット、ローソン・エイティエム・ネットワークサービス、ビューカードとのATM提携開始



赤平出張所「店舗移転」



道庁支店「店舗移転」

北海道ろうきんの概要

北海道ろうきんの健全性・安全性

自己資本の状況

●自己資本比率(単体)

(単位:百万円)

| | 2014年度末 | 2015年度末 |
|-----------|---------|---------|
| 自己資本総額 | 44,057 | 45,716 |
| 基礎項目 | 44,063 | 45,730 |
| 調整項目(△) | 5 | 14 |
| リスク・アセット等 | 480,218 | 485,821 |
| 自己資本比率 | 9.17% | 9.41% |

2015年度末の自己資本比率は9.41%となり、2014年度末から0.24ポイント上昇しました。

これは、自己資本比率の算出式において、分母となるリスク・アセット等が、貸出金を中心とする資産の増加等から56億円増加しましたが、分子となる自己資本総額が、内部留保の増加により前年度から16億円増加したため、自己資本総額の増加影響がリスク・アセット等の増加影響を上回ったことによるものです。

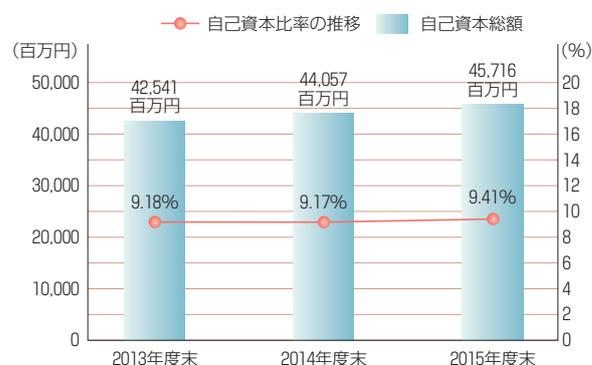
(詳しい内容は55ページ～60ページをご覧ください。)

【自己資本の充実度の評価】

当金庫の自己資本比率は、現状において法定基準で最低限必要とされる自己資本比率4%以上を上回っており、さらに自主目標としている8%以上も上回っています。

また、内部管理上、管理対象リスクに対する自己資本の配分により、リスク限度額を設定しモニタリングを行っていますが、年間を通じてリスク量は限度額内で収まっていることが確認されていることから、当金庫の事業戦略に見合った自己資本の量的水準が確保されていると判断しています。

今後につきましても、勤労者の資金ニーズに適切に対応していくため、各種リスクの適正管理を継続するとともに、協同組織金融機関として適正な水準の収益計画を達成していくことで、さらなる自己資本の質的向上と量的拡大を図ってまいります。



●自己資本比率

金融機関の体力、健全性を示す指標のひとつ。

金融機関が保有する資産に対し必要とされる自己資本(最低所要自己資本)は、府省令、告示によりその比率が法定されており、国内基準が適用となる当金庫の場合は、4%以上を確保することが求められています。国内基準適用行の基準による算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本}^{(1)}\text{に係る基礎項目の額}^{(2)} - \text{コア資本に係る調整項目の額}^{(3)})}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額}^{(4)} + \text{オペレーショナル・リスク相当額} \times 12.5^{(5)}} \times 100$$

(注1)2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

(注2)出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注3)無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注4)資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注5)8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

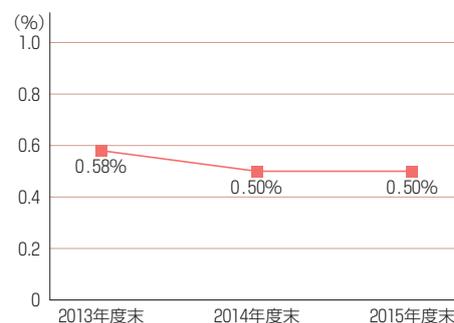
自己資本管理債権比率

総貸出金残高に占めるリスク管理債権の割合をリスク管理債権比率といい、この比率が小さいほど資産の健全性が高いこととなります。

2015年度末のリスク管理債権比率は0.50%(前年比同率)となりました。(詳しい内容は41ページをご覧ください)

●リスク管理債権

何らかの理由により当初の契約どおり返済されていない等の貸出金。「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」があります。



リスク管理体制

≫ 基本方針

金融の高度化、多様化、グローバル化が進む中で、当金庫が直面するリスクは、量的に増大しているだけでなく、質的にも複雑化してきています。会員・利用者の皆様の期待に応え、金庫の事業を発展させていくためには、この増大し、複雑化するリスクを的確に把握し、収益の安定化と財務の健全化をより一層高めることが重要になってきています。当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、リスク管理態勢の強化と統合的なリスク管理の実践に努めています。

≫ 統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」、「市場リスク」、および「オペレーショナルリスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に経営管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないよう管理を行っています。

≫ 各種リスクへの取組み

■ 信用リスク

与信先(貸出先等)やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク(貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク)が、いわゆる「信用リスク」です。

(1) 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、適正な審査基準を設け、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

- 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備した上で、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を超える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応を行っています。
- 金庫全体の信用リスク管理として、資産査定規程に則り、貸出金をはじめとした総与信の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めています。また、その結果に基づき、償却・引当を的確に行い、資産の健全化を図っています。
- 与信取引については、予想損失率等に基づくデフォルト確率等から算出された信用VaR(バリュアットリスク)により、信用リスクを定量的に計測・管理しています。

(2) 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産については、その取得にあたって、金庫で定める資

金運用規程に則り、信用格付機関が発表する格付等を参考にしながら、信用リスクの把握に努めています。また、信用格付機関が発表するデフォルト確率等から算出された信用VaR(バリュアットリスク)により、信用リスクを定量的に計測・管理しています。

なお、取得後の事情変化についても、経営管理委員会において定期的に検証し、追跡管理しています。

デリバティブ取引については、投機を目的とせず、固定金利型住宅ローン等の金利リスクヘッジ、為替変動リスクのヘッジである為替予約取引に限定しており、それらに内在する信用リスクについては、再構築コストをベースにしたリスク量の把握を行い、管理しています。

■ 市場リスク

金融機関では、様々な金融商品を取扱っています。金利、有価証券等の価格、為替など様々な相場が変動することにより、この金融商品の時価が変動し、損失を被るリスクが「市場リスク」です。

市場リスクのうち、金利リスクについては、運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、VaR(バリュアットリスク)を月次で計測、管理しています。

また、株式や投資信託などの価格が変動する価格リスクに対しても、VaR(バリュアットリスク)により計測・管理しています。

リスク管理体制

▶▶ 各種リスクへの取組み

■ 流動性リスク

予期しない資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり（資金繰りリスク）、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる（市場流動性リスク）ことにより、金融機関が損失を被るリスクが「流動性リスク」です。

業務全般において、様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、財務部において一元的に管理を行っています。また、市場流動性リスクについては、市場の混乱や縮小等の兆候に関し早期把握を図るなど、経営企画部において管理を行っています。なお、前述した経営管理委員会においても、定期的な把握・管理の強化に努めています。

■ オペレーショナルリスク

金融機関では、様々な業務を行っていますが、業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象などにより損失を被るリスクが「オペレーショナルリスク」です。

1. 事務リスク

金融機関では、様々な業務を展開する中で、現金、手形、証書などの重要物を取扱っています。したがって、日常これらに接する役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にあるいはタイムリーに行われているかをチェックする内部監査を強化しています。

具体的には、監査部による内部監査と各店舗による定期的な自主検査を実施していますが、この他にも、業務主管部による営業店業務指導も行っています。また、研修による職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンラインシステムのチェック機能の活用などによっても、事務の誤処理の発生防止に努めています。

2. システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムがダウンしたり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

(1) 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫総合事務センターが行っています。同センターは、付近に活断層が

ないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの耐力保持が可能な設計になっているほか、基幹システムを収容するフロアでは機器の揺れを8分の1に減衰する機器免震装置を採用し安全性を高めています。また、周辺システムが収容されているフロアではフロア構造に二次元免震床を採用し、ボールベアリングとオイルダンパーの組み合わせにより、免震床全体が振動を吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線を受電しているため、一方の回線断線時にも他方からの受電を確保しているほか、2系統のUPS（無停電電源装置）、2基の自家発電装置の組み合わせなどにより、停電や電圧低下対策を行っています。

万一、労働金庫総合事務センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようにバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損、障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バック・アップを取得し、重要システムに必要なソフトウェア及び重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

(2) 当金庫においては、通信機器・回線の二重化、各店舗とのバックアップ回線敷設、重要なデータ・プログラムのバックアップ取得とバックアップ媒体の専用金庫室への保管等、システムの安全確保に努めるとともに、「セキュリティポリシー」に基づいた情報資産の適切な管理と保護強化に努めています。

3. 法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

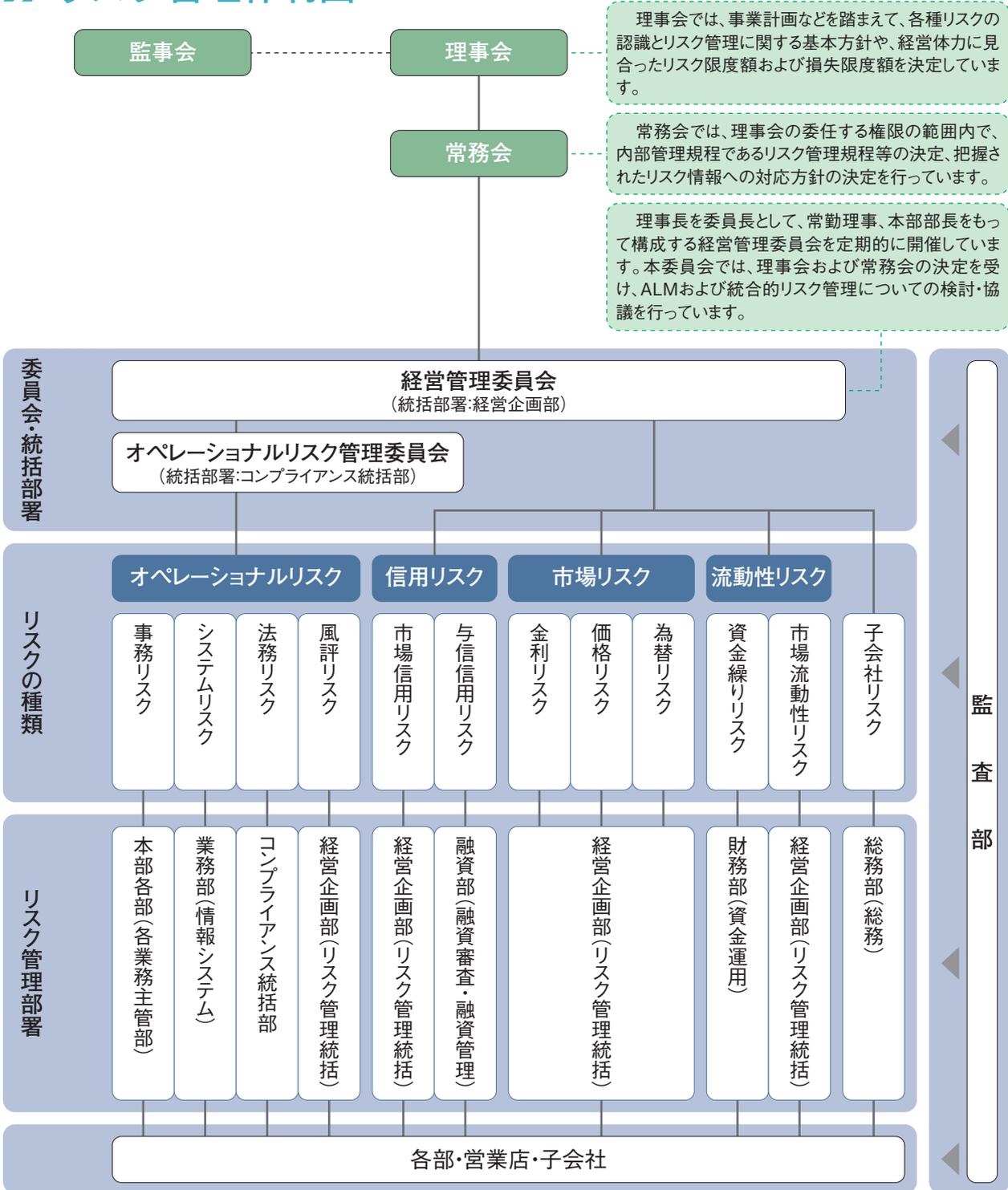
当金庫では、特に留意すべき法務上の問題を事例解説としてコンプライアンス・マニュアルに掲載し、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士や監査法人等の外部の専門家に相談を行っています。

4. 風評リスク

マーケットやお客様の間で金融機関の評価・評判が低下し、信用が毀損されることによって有形・無形の損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクを未然かつ最小限に抑えるため、役職員が風評情報を把握した場合の報告体制の整備に努めています。また、万一発生した場合に備えて、適切な対応を図るための対応マニュアルを定めています。

リスク管理体制図



理事会では、事業計画などを踏まえて、各種リスクの認識とリスク管理に関する基本方針や、経営体力に見合ったリスク限度額および損失限度額を決定しています。

常務会では、理事会の委任する権限の範囲内で、内部管理規程であるリスク管理規程等の決定、把握されたリスク情報への対応方針の決定を行っています。

理事長を委員長として、常勤理事、本部部長をもって構成する経営管理委員会を定期的に開催しています。本委員会では、理事会および常務会の決定を受け、ALMおよび統合的リスク管理についての検討・協議を行っています。

危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータシステムの障害や新型インフルエンザ等の危機発生時に対する基本的な対応を定めた「危機管理基本規程」を制定しています。

また、危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「営業店業務継続要領」を制定しています。

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

》コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけでなく、企業であれば社内の諸規程、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。

社会的な存在であるおおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践する上で、あるいは日々の生活を営む上で、このコンプライアンスを求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行うろうきんとその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」を目指していますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

以上の考え方に立って、当金庫では、コンプライアンス基本方針と位置づけるものとして前出の「ろうきんの理念」とともに「倫理綱領」を制定し、それらに基づき、全役職員がコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

》コンプライアンスの態勢

当金庫は、会員・間接構成員の皆様への期待と信頼に応える業務運営に努め、社会的責任を果たし得る協同組織の事業体としてコンプライアンス重視の経営に徹するとともに、不祥事件の未然防止・お客様への説明・お客様からの相談および苦情等への対処・お客様情報の管理・外部委託管理などお客様保護等管理態勢の適切性の確保に努めています。

当金庫では、以下の体制によって内部管理態勢の確立を図り、法令等遵守の徹底に努めています。

1. 役員および理事会のコンプライアンス機能

理事および監事は、自ら高い倫理観を涵養して、コンプライアンス重視の経営姿勢を徹底しています。

理事会では、定期的に「コンプライアンス・プログラム」等の遂行状況の報告を受け、コンプライアンス態勢の実行・実践状況を検証しており、理事は理事会の意思決定に積極的に参画し、また代表理事の業務執行の状況を監督しています。監事は、常務会など重要会議への出席、重要文書の閲覧などにより法令・定款の遵守状況を検証するほか、毎年度「監査計画書」を策定し定期的な各種監査を行っています。

2. コンプライアンス委員会の活動

法令等の遵守に係わる意識の醸成、活動・行動の実践、結果の検証などコンプライアンス態勢の実効性の確保を目的として「コンプライアンス委員会」を定期的に開催しています。

3. コンプライアンス推進の活動

手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布し、法令等遵守意識の浸透を図るとともに、営業店・本部各部署は独自の「部店コンプライアンス実践計画表」を策定し、このマニュアルを活用した研修等を行っています。各部店にはコンプライアンス責任者および担当者を配置しており、コンプライアンス担当者は日常的に部店職員のコンプライアンスに係わる相談・質問の対応窓口となるほか、職員の行動や業務運営の適切性について検証を行い、定期的に「コンプライアンス・チェックシート」により、コンプライアンス統括部署へ報告しています。

また、内部監査による検証を重視し、監査部が各営業店(本部各部署を含む)に対して定期的に行う監査部監査と、各営業店(本部各部署を含む)が自ら行う自店検査の二つを柱として、相互牽制機能が十分働くように留意しながら、内部的なチェックを実施しています。コンプ

ライアンス全般については、弁護士の助言・チェックを受けるなど外部専門家との連携を強化しています。

そのほか、会員・利用者の皆様からの苦情・トラブルなどについては、各部店からの報告体制を整え、再発防止とサービスの向上に努めています。

4. 反社会的勢力に対する取組について

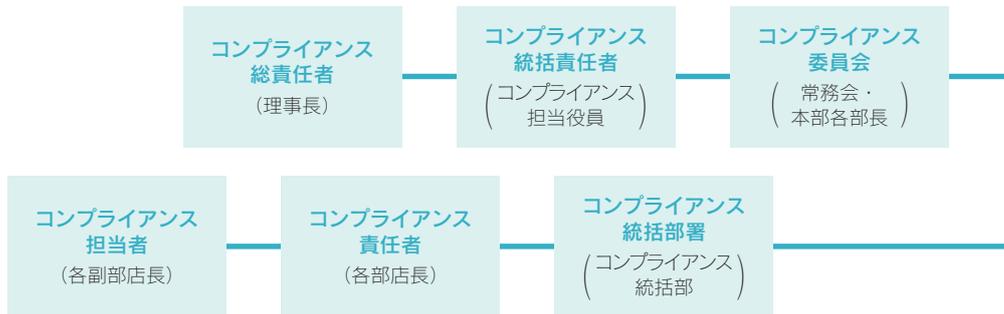
当金庫は、反社会的勢力を排除する取組を推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、業務の適切性および健全性を確保し、反社会的勢力との関係遮断を徹底しています。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

- (1) 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
- (2) 反社会的勢力との取引は一切行いません。
- (3) 反社会的勢力に対して、資金提供および不適切な便宜供与は行いません。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、法的対抗措置を講じます。
- (5) 反社会的勢力による不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

≫コンプライアンスの運営体制



≫顧客保護等管理態勢・個人情報保護について

- (1) 当金庫は、お客様の資産・情報及びその他の利益を保護することを目的とした「顧客保護等管理方針」や、お客様に安心して金融商品をご購入いただけるよう「金融商品に関する勧誘方針」等を定めています。お客様保護等管理態勢の構築は、業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であるため、管理態勢の強化を図り、実効性の確保に努めています。
※上記方針は、北海道ろうきんホームページに提示しています。
(<http://www.rokin-hokkaido.or.jp>)
- (2) お客様の個人情報のお取り扱いについては、個人情報保護法等を遵守し、適切な保護と利用を図っています。当金庫では、「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」を定めてホームページで公表するなど、個人情報保護のための態勢の整備と徹底を図っています。
- (3) すべてのお客様が平等に利益・サービスを享受でき、お客様の利益が不当に害されることがないように、当金庫では「利益相反管理方針」を定め、ホームページで公表するとともに、適切な管理態勢を整備しています。

金融商品に関する勧誘方針

- ① お客様のご意向と実状に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
- ② お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
- ③ お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
- ④ 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

利益相反管理方針(抜粋)

◇基本方針

当金庫は、法令、規程等を遵守し、誠実で公正な事業を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取組みます。

≫苦情等への対応(金融ADR制度等への対応)について

お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備しています。また、内部規則の内容を含め、苦情への対応の概要および紛争解決措置の概要をホームページ等で公表しています。当金庫に対するご相談や苦情については当金庫営業日(平日9時~17時:土日・祝日および金融機関の休日を除く)に、北海道ろうきん本支店(電話番号は「北海道ろうきん店舗一覧」のページ参照)のほか、下記の受付窓口までお申し出ください。

※金融ADR制度とは、裁判外紛争解決手続きのことをいいます。

北海道労働金庫 お客様相談センター

☎0120-510-924 (ご利用時間 平日 9:00~17:00)
ホームページ <http://www.rokin-hokkaido.or.jp>

≫監査の実施について

当金庫では、監事が理事の職務執行について監査を行い、監査部が内部監査を実施することにより、業務の健全性と適切性の確保に努めています。また、労働金庫法第41条の2第3項に基づき、外部監査を実施しており、2015年度の会計監査の結果として、会計監査人である新日本有限責任監査法人より、無限定適正意見を旨とする監査報告の通知を受けています。

業務の適正を確保するための体制・運用状況(内部統制システム)

▶▶ 業務の適正を確保するための体制

当金庫は、労働金庫法施行規則第19条に規定される業務の適正を確保するための体制を整備するにあたり、理事会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり決議しています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制【コンプライアンス態勢】

(1) コンプライアンスに関する基本方針
理事は、「ろうきんの理念」、「倫理綱領」、「役職員倫理規程」に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、理事会において役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制を構築する。また、これを実現するための具体的手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成する他、その具体的実践計画を「コンプライアンス・プログラム」に定め、職員のコンプライアンスに関する教育・研修・啓蒙に取り組む。

(2) コンプライアンス態勢

コンプライアンス態勢の実効性の確保を目的に、理事長を委員長として、常勤理事、本部各部署の責任者をもって構成する「コンプライアンス委員会」を設置する。また、理事会は「コンプライアンス・プログラム」の遂行状況について、定期的に報告を受け、コンプライアンス態勢の有効性・適切性の検証を行う。

(3) 内部監査

内部監査部門による監査と、本部各部署・営業店が自ら行う自店検査により遵守状況の検証を行う。

(4) 内部通報制度

法令上疑義のある行為等について当金庫およびその子法人等の職員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス統括部、常勤監事、指定弁護士を報告窓口とする「コンプライアンス・ダイレクト制度」を定める。

(5) 監事会

監事は、理事による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、又はそのおそれがあると認めるときは理事会に報告するなど、適切な措置を講ずる。

(6) 反社会的勢力に対する対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力に対する基本方針を定めるなど、当該勢力との関係を遮断するための態勢を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制【情報保存管理体制】

理事の職務執行並びに意思決定に関する情報は、当金庫の「理事会規程」、「常務会規程」、「文書管理規程」、「文書管理取扱要領」等に基づき作成し、文書又は電磁的媒体にて定められた期間、適切に保存・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制【リスクマネジメント態勢】

(1) リスク管理に関する基本方針

リスク管理の重要性を認識し、リスク管理が適切に行われるための体制を構築する。また、「リスク管理方針」にて各種リスクの認識・管理に関する基本方針を定める。

(2) リスク管理体制

- ・理事会では、各種リスクの認識とリスク管理に関する基本方針、リスク限度額および損失限度額を決定する。
- ・常務会では、「リスク管理規程」等の決定、把握されたリスク情報への対応方針の決定を行う。
- ・理事長を委員長として、常勤理事、本部各部署の責任者をもって構成する経営管理委員会を定期的(原則として月1回)に開催し、各種リスクの統合的管理を行う。

(3) 危機管理体制

大規模災害や不慮の事故等、当金庫の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合においても、金融機関としての基本的な機能を維持し、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を図るべく、「コンティンジェンシープラン」を定める。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制【効率的職務執行体制】

(1) 理事会の体制

定期的(原則として月1回)又は必要に応じて臨時に理事会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、金庫の全般的な執行方針の審議機関として常務会を設置する。

(2) 業務分掌および職務権限

各部署の業務分掌並びに職務権限、組織構成、組織管理の方法等について「組織管理規程」「業務分掌・職務権限規程」等において定め、効率的な業務執行を実施する。

5. 当金庫及び子法人等から成る金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制【金庫グループ内部統制体制】

(1) 子法人等の業務執行並びに運営管理

子法人等との間で、業務の執行並びに運営に関する事項について定期的に協議を行うと共に、重要事項については随時報告を求めて適切に子法人等を管理及び指導する。

(2) 子法人等への監査の実施

金庫グループ全体の業務の適正を確保するため、内部監査部門は子法人等へ監査を実施する。また、監査結果について理事会へ報告を行う。

(3) 子法人等のリスク管理

「リスク管理規程」等により、金庫グループ全体のリスクを統括的に管理する。

(4) 子法人等のコンプライアンス態勢

子法人等に対し、子法人等が定める「コンプライアンス・マニュアル」等に基づき、法令等を遵守するよう管理及び指導する。また、子法人等の役職員に対し、「コンプライアンス・ダイレクト制度」による報告を可能とし、その周知徹底を図る。

6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項【以下総称して、監事関連体制】

(1) 監査業務の補助

監事は、監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する職員の配置を求めることができる。

(2) 補助すべき専任の職員を置く場合の体制

前項の体制を確保するため、監事は常務会と協議のうえ必要な人員を求めることができる。

7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監事の職務を補助すべき職員の人事異動

監事の職務を補助すべき職員の人事異動を行う場合には、事前に監事に対して報告を行い、監事は必要がある場合は理由を付して常務会に対して変更の申し入れを行うことができる。

(2) 監事の職務を補助すべき職員の懲罰

監事の職務を補助すべき職員に対して懲罰を行う場合は、事前にその理由について監事に対して説明を行い、意見を聞き、これを尊重して行う。

(3) 監事の職務を補助すべき職員の職務

監事の職務を補助すべき職員は、他部署の職務を兼務せず、監事の指揮命令のみに従う。

8. 当金庫及び子法人等の理事及び職員等が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制

(1) 理事会における報告体制

理事会は、法定事項に加え、当金庫及び子法人等に重大な影響を及ぼす事項、金庫グループ全体の内部監査の実

施状況について、速やかに監事に対して報告する体制を整備する。

(2) その他重要な事実の報告

当金庫及び子法人等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実のほか、法令違反等、又はその疑いがあるものを発見した場合には、監事に対し速やかに報告する。当金庫及び子法人等の役職員は、当金庫の監事から業務執行に関する事項について報告を求められたとき、速やかに適切な報告を行う。

(3) 監査業務における報告

監事は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて理事に対して説明を求めることができる。当金庫及び子法人等の役職員は、監事が業務および財産の状況を調査する場合、迅速かつ適確に対応し報告を行う。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監事へ報告を行った当金庫及び子法人等の役職員に対

し、当該報告をしたことを理由として不利益になる取扱を禁止する。

10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監事は、職務の執行上生ずる費用について、前払又は償還を受けることができる。監事の職務の執行上必要と認める費用については予め予算を計上し、緊急または臨時に支出した費用についても償還を請求することができる。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 員外監事

外部の員外監事を選任し、監査の中立性・独立性の一層の向上に努める。

(2) 内部監査部門および会計監査人との連携

監事が内部監査部門および会計監査人と連携し、効率的な監査の実施を行えるよう、体制の整備を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当金庫では、「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、平成27年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. コンプライアンス態勢

- 理事会は、「コンプライアンス・プログラム」の策定・総括、並びに「証券業務に関する倫理コード」「インサイダー取引防止規程」の制定等の、コンプライアンスの実践に係る重要事項を決議しました。
- コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス・プログラム」の遂行状況や個人情報漏洩事案の発生原因分析および再発防止策等を検証・決議しており、その内容を適時理事会に報告しました。
- 各店舗並びに関連会社は、「コンプライアンス・プログラム」に基づき職場内研修を実施しました。
- 内部監査部門は、全被監査部門の監査を計画通り実施し、各店舗も年間計画に基づき自店検査を実施しました。
- 反社会的勢力に対する対応として、業態統一システムである反社対応システム(AMLシステム)を導入し、反社会的勢力との関係遮断・排除に向けた態勢整備を図りました。また、「業態反社対応方針」に則り、外部団体との各種契約書等に「暴力団排除条項」を導入し態勢整備を図りました。

2. 情報保存管理体制

- 理事の職務執行並びに意思決定に関する情報は、当金庫の「理事会規程」「常務会規程」「文書管理規程」等に基づき作成し、文書又は電磁的媒体にて定められた期間、適切に保存・管理しています。

3. リスクマネジメント態勢

- 理事会は、「リスク管理方針」「ヘッジ取扱要領」の改正や、「平成27年度リスク管理方針」「平成27年度リスク限度額および損失限度額」の決定等、リスク管理に係る重要事項を決議しました。
- 常務会は、「リスク管理規程」「危機管理基本規程」「コンティンジェンシープラン」の改正や、「セキュリティスタンダード(情報セキュリティ対策基準)」の制定等を決議しました。
- 経営管理委員会は月次で開催し、各種リスクの統合的な管理を行いました。
- 経営管理委員会の下部機関であるオペレーショナルリスク管理委員会では、外部委託先に対するモニタリング方針等を確認しました。
- 全部店を対象とした「コンティンジェンシープランに基づく訓練」を実施し、危機管理体制の実効性向上に努めました。

4. 効率的職務執行体制

- 理事会は「理事会規程」に基づき原則毎月1回開催し、常務会は「常務会規程」に基づき月2回程度の開催または必要に応じて適宜開催し、各々の規程に定める重要事項についての意思決定を行いました。
- 常務会は、効率的な組織運営等を目的に本部並びに集中センターの業務分掌を見直し、「業務分掌・職務権限規程」を改正しました。

5. 金庫グループ内部統制体制

- 関連会社と定例協議を行うと共に、新たに「関連会社管理規程」を制定する等により、関連会社の適正な業務運営への必要な措置を講じています。
- 内部監査部門は、関連会社の監査を実施し、委託業務処理状況やその適切性、およびリスク管理等について検証しました。
- 金庫グループにおけるガバナンス体制並びに危機管理体制の整備を目的に、当金庫の「危機管理基本規程」「コンティンジェンシープラン」を改正し、関連会社の「コンプライアンス・マニュアル」に当金庫の「コンプライアンス・ダイレクト制度規程」を掲載しました。

6. ~11. 監事関連体制

- 監事の職務を補助すべき職員を監事会事務局に配置し、監査の実効性向上と監査業務の円滑な遂行を確保しています。なお、当該職員は他部署の職務を兼務しておらず、監事以外の指揮命令下にはありません。
- 監事は、理事会等の各種機関会議への出席や、常勤理事・本部部長等に対するヒアリング、関連会社役員との情報交換等を実施する機会が確保されており、業務執行に係る監事への報告体制は整備されています。
- 監事の職務執行上生ずる見込費用は年度予算として計上しており、緊急または臨時に支出した費用についても償還を請求することを可能としています。
- 監事が行う効率的な監査を実施するため、監事・会計監査人・内部監査部門の三者による連携体制を構築しています。

(注)「内部統制システム構築に関する基本方針」では、労働金庫法施行規則第19条に基づき「子法人等」という用語を使用していますが、運用状況報告では、当金庫の規程に基づき「関連会社」を使用しています。なお、当金庫の関連会社は北海道労働金庫サービス株式会社のみです。

営業のご案内

預金商品・資産運用商品のご案内 (2016年6月末現在)

▶▶ 預金商品

■出し入れ自由な便利さで日常の暮らしにお役立て

| 預金の種類 | | 期間 | お預入れ金額 | しくみと特徴 |
|---------------------|-------------------------|-------------------------|--------|--|
| 総合口座 | 普通預金 貯蓄預金 | 期間の定めはありません (出し入れ自由) | 1円以上 | 「預ける、貯める、支払う、借りる、受取る」の機能を1冊にセット。普通預金の便利さと定期預金の有利さを活かし、さらに自動融資(定期預金・エース預金の90%以内、最高300万円まで)もご利用いただけます。 |
| | 定期預金 エース預金 | 該当の各商品と同様です | | |
| 普通預金 | 期間の定めはありません (出し入れ自由) | 1円以上 | 1円以上 | 給与・年金等のお受取りや公共料金などの自動支払にご利用いただけます。キャッシュカードの利用で便利さが広がります。 |
| 普通預金無利息型 (決済用預金) | 期間の定めはありません (出し入れ自由) | | | お利息はつきませんが、預金保険制度において全額保護の対象となります。 |
| 貯蓄預金 | 期間の定めはありません (出し入れ自由) | | | 残高の金額のランク(8段)に応じて、金利が設定されます。 |

普通預金 (通帳不発行型)
 ろうきんでは、「普通預金(通帳不発行型)」をお取扱ひしています。従来の普通預金とは異なり、通帳は発行せず、お取引明細については定期的に発行される預金取引明細表またはインターネットバンキングで確認できる機能を備えた商品です。既存の有通帳型と無通帳型との間で切り替えが可能です。

■まとまったお金を安定して運用

定期預金

| 預金の種類 | 期間 | お預入れ金額 | しくみと特徴 |
|---------------------|---------------------------|----------------------------|---|
| スーパー定期 | 1か月以上10年以内で所定の定型方式と期日指定方式 | 1円以上 1,000万円未満 | 1,000万円未満の資金を有効に。ボーナス預金などに最適です。 |
| 大口定期預金 | 1か月以上10年以内で所定の定型方式と期日指定方式 | 1,000万円以上 | 1,000万円からのまとまった資金のお預入れに。 |
| ワイド定期 (期日指定定期預金) | 1年以上3年以内 | 1円以上 300万円未満 | 1年ごとの複利計算。 1年以上のお預入れ後は1か月前までのご通知でいつでもお引出し(1万円以上)可能です。 |
| 変動金利定期預金 | 1年以上3年以内で所定の定型方式 | 1円以上 | 6か月ごとに金利が変動する定期預金です。 3年ものは複利もご利用いただけます。 |
| 全力投求 | 6か月 | 「投資信託」と同額もしくはそれ以下で最低10万円以上 | 当金庫取扱いの投資信託(一部ファンド除く)とのセット購入で、定期預金に特別金利を適用いたします。特別金利は当初6か月のみの適用となります。 |

■目的にあわせた積み立てを、給与天引きで着実に財産形成

財形貯蓄

財形貯蓄は「一般財形」・「住宅財形」・「年金財形」の3タイプ。毎月の給与や手当から自動的に積み立てるため、手間いらず。無理なく計画的な将来の資金づくりにご利用ください。

便利な一般財形と有利な非課税財形(住宅・年金)のセット契約、財形契約後の積立額アップも可能です。

※「住宅財形」「年金財形」合わせて、貯蓄残高550万円までのお利息は非課税扱いです。



| 預金の種類 | 期間 | お預入れ金額 | しくみと特徴 | |
|-------|------|-----------------------------------|----------------------|--|
| 財形貯蓄 | 一般財形 | 3年以上のエンドレス積立 | 1,000円以上 1,000円単位 | お使いみちは自由。積立てを継続しながら必要な資金を払い戻すことができます。 |
| | 住宅財形 | 5年以上のエンドレス積立 (住宅取得の場合は5年未満でも可) | | マイホームの建設・購入やリフォーム計画に最適な財形です。 |
| | 年金財形 | 5年以上 | | 将来に備えた私的年金資金の形成に最適です。60歳から年金としてお受取りいただけます。 |

■ライフプランに合わせて自由に積立て

積立型預金

| 預金の種類 | | 期間 | お預入れ金額 | しくみと特徴 |
|-------|--------|-------------|--------|--|
| エース預金 | エンドレス型 | 期間の定めはありません | 1円以上 | 積立期間を決めず自由にお積立いただけます。 積立てを継続しながら残高の全部または一部払戻しが可能です。 |
| | 確定日型 | 3年以上 | | 目標日(満期日)を設定し、お積立いただけます。 目標日(満期日)以降に一括して払戻しできます。 |
| | 年金型 | | | 積立が終わってから3年~20年の間、年金形式で受取れます。 |

■セカンドライフに向けて有利に運用

公的年金のお受取り口座をろうきんにご指定いただいた方、または退職を迎えられた方に対して、店頭表示金利に金利が上乗せされる定期預金をご用意しています。

| 預金の種類 | 期間 | お預入れ金額 | しくみと特徴 |
|--------------------|-------|--------------------|---|
| 年金定期 | 1年・3年 | 100万円以上 500万円以内 | ろうきんで公的年金をお受取りの方専用の定期預金です。店頭表示金利に上乗せ金利が適用されます。 |
| 退職者専用特別定期預金(リラックス) | 3年・5年 | 100万円以上 | 前年度末および本年度中に退職された方(早期退職者含む)で、退職日から6カ月以内かつ、本年度中に退職金を預け入れた場合、店頭表示金利に上乗せ金利が適用されます。 |

■その他の預金

| 預金の種類 | 期間 | お預入れ金額 | しくみと特徴 |
|--------|---------------------|-------------------|--|
| 当座預金 | 期間の定めはありません(出し入れ自由) | 1円以上 | 取引の決済口座にご利用ください。支払いは小切手・約束手形で。 |
| 通知預金 | 7日以上 | 1円以上 | まとまった資金の短期運用に便利です。 お引出し日の2日前までにご通知ください。 |
| 譲渡性預金 | 1日以上10年以下 | 5,000万円以上 1円単位 | 大口資金の運用に。債権譲渡可能な預金です。 |
| 相続定期預金 | 1年 | 10万円以上 | 相続後3カ月以内に相続金を預け入れた場合、店頭表示金利に上乗せ金利が適用されます。 |

※預金商品については、店頭で説明書をご用意していますのでご利用ください。

※譲渡性預金以外の全ての預金は、「預金保険機構」の預金保険の対象です。

≫資産運用商品

当金庫では、お客様のマネープランに応じた長期的な資産運用をサポートするため、「長期国債」「中期国債」「個人向け国債」「投資信託」の窓口販売をお取扱しています。

※一部店舗を除きます。

※資産運用商品は預金保険の対象外です。

※以下の商品はリスクが伴いますので、商品内容を十分にご理解の上、ご利用ください。

※取扱商品等の詳細につきましては、北海道ろうきん本支店までお問い合わせください。

| 種類 | 特徴・留意点 | 期間 | 申込単位 |
|----------------------|---|-------------|------|
| 販国 売債 業窓 務口 | 長期利付国債 | 10年 | 5万円 |
| | 中期利付国債 | 2年 | 5万円 |
| | 個人向け国債 | 3年・5年または10年 | 1万円 |
| 投資信託窓口販売業務 | 多くの投資家から集めた資金をひとつのファンド(基金)としてまとめ、専門の運用会社が株式や債券などに分散投資して運用する商品です。 ※市場価格の変動によっては、お預りした払込金が満期時に元本割れすることもあります。 | | |

個人向け国債

個人向け国債は、お客様のニーズに合わせて「変動金利型(満期10年)」と「固定金利型(満期3年)」、「固定金利型(満期5年)」の3種類があり、0.05%(年率)の最低金利が保証されています。

※北海道労働金庫 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第38号

※当金庫は金融商品取引業協会に加入していません。

営業のご案内

融資商品等のご案内 (2016年6月末現在)

≫ 融資商品

■ 主な個人向けローン(無担保ローン)

■ 轟(とどろき)ローン

新車・中古車の購入から車庫・車検・免許取得費用、他の金融機関でお借入中のマイカーローンの借換資金などクルマに関わるあらゆるお使いみちにご利用いただけます。ご利用金額は最高1,000万円まで。期間は10年以内と長く、計画的な返済プランがたてられます。轟ローンは《北海道ろうきん》の自信作です。

若年層や女性向け、エコカー等をご購入の場合は、轟ローンより低金利でご利用いただける自動車ローンもご用意しています。

轟ヤング 満29歳以下の方専用のマイカーローンです。

轟レディ 女性専用のマイカーローンです。

轟エコ 低公害車(燃料電池自動車・電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・クリーンディーゼル車等)や福祉車両の購入の場合にご利用ください。
※クリーンディーゼル車は、平成21年排出ガス規制(ポスト新長期規制)をクリアする車種に限ります。



※このチラシは2016年2月1日～2016年7月3日の期間の内容です。

| ローン種類 | ご利用期間 | 融資限度額 | お使いみちと特徴 |
|-----------------------|---------------------------------|--|---|
| 轟(とどろき)ローン | 10年以内 (固定金利・変動金利) | 1,000万円まで | 新車・中古車・車庫・車検・免許取得からバイク・ボートまで、様々なカーライフに関する費用にご利用いただけます。 |
| 教育ローン | 20年以内 (固定金利・変動金利) | 1,000万円まで | 高校・大学・専門学校などの入学費用から、受験料や下宿代、予備校・塾の費用などもOK。教育に関わるあらゆるお使いみちに。 |
| 教育ローン (カード型) | 貸越利用期間(元金据置返済)を含め20年以内 | 1,000万円まで | 教育に関わるあらゆるお使いみちに。在学中(最長7年)は、ご契約の限度額内であれば、必要な時に何度でもお借入いただけます。 |
| 特別教育ローン | 10年以内(固定金利) | 150万円まで (1対象子弟につき) | 入学または進学に必要な一切の費用に。 (一社)北海道労働者福祉基金協会が利子補給します。 |
| 無担保住宅ローン | 25年以内 (固定金利・変動金利) | 2,000万円まで | マイホームの新築・購入資金や増改築、修繕・模様替え等のリフォーム全般に関わるあらゆるお使いみちに。 |
| 無担保借換住宅ローン | 25年以内 (固定金利) (変動・固定金利特約型) | 2,000万円まで | 担保不要で、他金融機関や住宅金融支援機構などでお借入中の住宅ローン借換え資金などにご利用いただけます。「ろうきん団体信用生命保険」にご加入いただけます。 |
| フリーローン | 10年以内(固定金利) | 1,000万円まで | 生活に関わるあらゆるお使いみちに。レジャー・旅行・冠婚葬祭費用などにご利用いただけます。 |
| 会員提携融資 (メンバーズローン) | 10年以内(固定金利) | 500万円まで | お使いみち自由で、手続き簡単な多目的ローン。かんたんローンよりも有利な金利でご利用いただけます。【会員の方限定】 |
| かんたんローン (お助けくん) | 10年以内(固定金利) | 最高300万円まで (当金庫所定の条件審査により融資額を決定させていただきます。) | お使いみち自由。レジャー・旅行・冠婚葬祭費用等、お客様のライフプランをバックアップします。 |
| おまとめローン (無担保借換ローン) | 10年以内(固定金利) | 1,000万円まで (信販キャッシング・消費者金融の借換えは400万円まで) | 他金融機関でお借入中のローンの借換え資金に。 【会員の方限定】 |
| 福祉ローン | 10年以内(固定金利) | 1,000万円まで (育児・介護休業取得中の生活費については200万円まで) | 育児・介護休業取得中の生活資金や育児費用、介護用品の購入・設置資金、医療費用、自然災害・火災等の被害からの復旧に必要な費用に低金利で安心してご利用いただけます。お使いみちが育児・介護費用の対象の方は(一社)北海道労働者福祉基金協会が利子補給します。(条件に合致する場合) |
| マイプラン | 契約期間 1年(自動更新) | 30万円から300万円 までの10コース | お使いみち自由。カード融資枠の範囲内で何度でもご利用いただけます。借入限度額・借入残高によって毎月のご返済額が異なります。インターネットからのお申込が可能です。 |

※「会員」とは、北海道労働金庫に出資加入いただいている団体の構成員の方を指します。

※その他、「預金担保ローン」「年金ローン」「勤労者福祉資金融資」「退職金・共済つなぎローン」など、各種ローンをご用意しています。

■主な個人向けローン(不動産担保ローン)

住宅ローン

マイホームの新築・購入・増改築・土地の購入資金のほか、他の金融機関でお借入中の住宅ローンの借換え資金としてもご利用いただけます。ご利用金額は最高1億円、期間も最長40年と長く、また、お客様のニーズに合わせて変動金利型、上限金利特約型、固定金利期間特約型の3つのタイプを取り揃え、いろいろなバリエーションの中からお選びいただくことができます。

生命保険は、ろうきん負担で「ろうきん団体信用生命保険」にご加入いただけます。なお、火災保険についてはお客様のご負担により、任意の火災保険、火災共済にご加入いただけます。



| ローン種類 | ご利用期間 | 融資限度額 | お使用みちと特徴 | |
|----------|--|--|---|--|
| 住宅ローン | 40年以内 ■変動金利 ■上限金利特約型 ■固定金利期間特約型 | 1億円まで | 住宅の新築・中古住宅・土地の購入や他の金融機関でお借入中の住宅ローンの借換え資金、住宅の増改築・修繕資金などにご利用いただけます。金利は変動金利・上限金利特約型・固定金利期間特約型の3つのタイプから、返済計画に合わせてお選びいただけます。 | |
| 不動産担保ローン | 有担保フリーローン | | | |
| | ●住宅資金使用 | 40年以内 ■変動金利 ■上限金利特約型 ■固定金利期間特約型 | 5,000万円まで | お使用みちは住宅資金や教育費用・マイカー購入・医療費などの生活資金にご利用いただけます。 |
| | ●多目的使用 | 40年以内(変動金利) | 2,000万円まで | |
| | ろうきんフラット35 (住宅金融支援機構提携ローン) | 35年以内(固定金利) | 100万円以上8,000万円以内で、建設費または購入価格以内 | 住宅金融支援機構の証券化支援事業(買取型)を活用した全期間固定金利の住宅ローンです。 新築資金・新築建売住宅購入資金・マンション購入資金・中古住宅購入資金(土地取得資金を含む)の他、フラット35の場合は他金融機関でお借入中の住宅ローンの借換え資金・中古住宅の購入と併せてリフォーム工事を行う場合における中古住宅購入およびリフォーム費用としてもご利用いただけます。 ※住宅金融支援機構を抵当権者として1番抵当権を設定していただきます。 |
| | ろうきんフラット50 (住宅金融支援機構提携ローン) | 50年以内(固定金利) | 100万円以上6,000万円以内で、建設費または購入価格の60%以内(フラット35との併用の場合は200万円以上8,000万円以内で建設費または購入価格以内) | |

※原則として、融資対象となる土地・建物に(ろうきん)もしくは(保証機関)が第1順位の(根)抵当権を設定させていただきます。

【個人向けローンご利用の留意事項】

ローンのお申込に際しては、当金庫および保証機関所定の審査があり、審査の結果ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

上記商品の詳細につきましては、北海道ろうきん本支店までお問い合わせください。

保証機関

ろうきんのローンをご利用いただく場合は、主として全国のろうきんが協同で設立した「(一社)日本労働者信用基金協会」(日本労信協)への保証料をお支払いいただき、保証人にかわって日本労信協が保証を行います。また、その他にも「(一財)北海道勤労者信用基金協会」(道労信協)や、信販会社による保証もお取り扱いしています。

≫火災保険・火災共済のご案内

■損保窓販業務

当金庫では、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険(THEすまいの保険)」の代理店業務を行っています。当金庫住宅ローンをご利用の方へ、充実した補償で暮らしを守る火災保険をご用意しています。

■共済代理業務

当金庫では、全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」および「住まいる共済(火災共済・自然災害共済)」の代理募集業務を行っています。当金庫住宅ローンをご利用の方へ、きめ細かく大きな保障で暮らしをバックアップする共済をご用意しています。

※北海道ろうきんホームページでは、「保険募集指針」・「共済募集指針」を提示しています。(http://www.rokin-hokkaido.or.jp)

≫公的融資

ろうきんでは、窓口にて住宅金融支援機構などの住宅金融融資や、日本政策金融公庫の国の教育ローンなどもお取り扱いしています。

営業のご案内

各種サービス・業務のご案内 (2016年6月末現在)

》自動機利用手数料
フルキャッシュバックサービス

ろうきんキャッシュカード・ローンカードのお引出し手数料は、いつでも・どこでも実質0円です！

ろうきんATMはもちろん、ゆうちょ銀行や提携金融機関などの他行ATM・CDのお引出し手数料は、休日や祝日でも、ご利用口座へ(お取引の成立と同時に即時)キャッシュバックいたします。

また、セブン銀行やイオン銀行、コンビニ(ローソン、セイコーマート等)に設置のATMでも同様にお引出し手数料はかかりません。

※セブン銀行の場合、7~19時以外の時間帯にお引出しをする際は手数料(108円)がかかりますが、キャッシュバックの対象となります。

※ローソン設置ATM:
[運営会社] ローソン・エイティエム・ネットワークス
セイコーマート設置ATM:[運営会社] イーネット



》オンラインキャッシュサービス

ろうきんのカードは、全国のろうきんをはじめMICS加盟の金融機関(都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・JAなど)やゆうちょ銀行、セブン銀行・イオン銀行ならびにコンビニのATM・CDでご利用いただけます。

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 全国のろうきん | 「引出」・「入金」・「残高照会」・「振込」(注1) |
| MICS加盟金融機関 | 「引出」・「入金」(注2)・「残高照会」・「振込」(注1) |
| ゆうちょ銀行 | 「引出」・「入金」・「残高照会」 |
| セブン銀行 | 「引出」・「入金」・「残高照会」 |
| イオン銀行 | 「引出」・「入金」・「残高照会」 |
| コンビニ(注3) | 「引出」・「入金」・「残高照会」 |
| ビューアルツテ(注4) | 「引出」・「残高照会」 |

(注1) 平日8:30以前は当日の予約、平日15:00以降および土日祝は翌営業日の予約となります。一部ご利用いただけないMICS加盟金融機関もございます。

(注2) MICS加盟金融機関のうち、入金ネットに加盟している金融機関(第二地銀協加盟行・信金・信組)の一部自動機では「入金」も可能です。

(注3) ローソン・セイコーマート・ファミリーマート等に設置されています。

(注4) ローンカードはご利用いただけません。

※ATM設置場所については、各機関のホームページにてご確認ください。

※ご利用時間・お取引内容は、ATM・CDによって異なります。



》デビットカードサービス

お申込み手続きは一切不要です。普通預金または貯蓄預金のキャッシュカードが、百貨店・スーパー・ガソリンスタンドなどの「J-Debit」マークのあるお店(加盟店)で、お買物や飲食代のお支払いにご利用いただけます。会費や手数料もかかりません。

※本サービスを希望されない方は、ろうきん窓口までお申し出ください。ご利用いただけるのは加盟店に限られます。

》Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス

ろうきんキャッシュカードを使用して、口座振替依頼書のご記入・お届印なしで口座振替のお申込みが行えるサービスです。

Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスのマークと労働金庫の表示がある収納機関の窓口等でお申出ください。手数料はかかりません。

※本サービスを希望されない方は、ろうきん窓口までお申し出ください。ご利用いただける収納機関は、当金庫ホームページからご確認ください。(http://www.rokin-hokkaido.or.jp)



》ろうきんダイレクト
(インターネット・モバイルバンキング+テレフォンバンキング)

ご自宅のパソコン・スマートフォン・携帯電話・固定電話などから、資金の振替・振込・残高照会・入出金明細照会に加え、住所変更および公共料金自動引落申込みもできます。また、振込の場合、振込手数料は窓口やATMよりお安くなっています。



ご利用内容

- 振込 ■振替 ■一般財形支払
- 残高照会・入出金明細照会
- 新規口座開設・入金・支払(定期預金・エース預金)
- カードローンの借入・返済取引
- 線上返済および試算照会*2(証書貸付) ■住所変更*1*2
- 公共料金の自動引落申込*1
- 税金・各種料金の払込[Pay-easy(ペイジー)]*2

※ご利用にあたってはお申込み手続きが必要となります。お申込みには、キャッシュカードが発行されている総合口座(普通預金)が必要です。メンテナンスなどにより一部ご利用いただけない日・時間帯がございますので、ご了承ください。

※お勤め先企業との契約により、一般財形お支払いに関するサービスをご利用いただけない場合がございます。

※線上返済および試算照会はお取扱できないローンがございます。最寄りの窓口にご相談ください。(日本学生支援機構奨学金融資等)

★1 モバイルバンキングではご利用できません。

★2 テレフォンバンキングではご利用できません。

◆各種サービス等の詳細につきましては、最寄りの北海道ろうきん本支店までお問合せください。

Webお知らせサービス

現在当金庫から書面でお届けしている「残高のお知らせ」などのお客様宛通知を、インターネットや携帯電話によりご確認くださいサービスです。

- ※最新の残高はご確認くださいませ。
- ※個人のお客様が対象です。
- ※個人向けインターネット・モバイルバンキング(ろうきんダイレクト)に付随するサービスのため、お申込にあたっては、個人向けインターネット・モバイルバンキング(ろうきんダイレクト)のご契約が必要です。

インターネットバンキング(団体向け)

ろうきんに普通預金または当座預金口座を保有する団体のお客様向けのバンキングシステムです。インターネットに接続されているパソコンから、振込や預金口座の残高照会などをご利用いただくことが可能で、ご希望により、団体のお客さまからの依頼に基づき、ろうきんが総合振込や給与振込など大量データの一括振込を行う機能を付加することも可能です。お客様のパソコンへ専用ソフトをインストールする必要はありません。

- ※ご利用にあたっては、お申込手続きが必要です。
- ※ご利用手数料は無料です。
- ※メンテナンスなどにより一部ご利用いただけない日・時間帯がありますのでご了承ください。

自動支払サービス

5大公共料金(電気・水道・ガス・電話・NHK)をはじめ、クレジットカードのご利用代金や各種保険料などの口座自動支払サービスを取扱っています。また、国・地方公共団体の収納業務もお取り扱いしています。

※収納機関によりお取り扱いできない場合があります。

自動送金サービス

ろうきんのお客様口座から、ご指定の金融機関のお客様口座へ自動的に一定額を送金するサービスです。最初の一度の手続きで、その後は自動的に送金が可能です。

外貨宅配サービス

各種外国紙幣を、代金引換でお客様のご自宅またはお勤め先に宅配するサービスです。

- ※申込書は店頭にご用意しています。
- ※当金庫ホームページからお申込みいただけます。
(<http://www.rokin-hokkaido.or.jp>)
- ※このサービスは、(株)三井住友銀行が提供しているもので、当金庫がお客様と同社の間の取次ぎを行います。

内国為替業務

当金庫では、給与振込などの国内のお客様の間での資金の送金(送金為替)、公共料金引落しなどの取立ての仲介(代金取立)業務を行っています。

有価証券投資業務

業務上の余裕資金の一部について、確実性、流動性、収益性に留意して有価証券投資を行っています。詳しくは47ページに掲載しています。

その他

当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務は行っていません。

日曜ローン相談会

ローンの相談をしたいけれど平日に時間がないという方のために、当金庫では定期的に日曜ローン相談会を開催しています(一部の店舗を除く)。住宅ローン・自動車ローン・教育ローンなど、ローンのご相談なら何でも承りますので、お気軽にお越しください。



(2016年9月~2017年3月)

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 2016年 9月 4日(日) 10月 2日(日) 11月 6日(日) 12月 4日(日) 2017年 2月 5日(日) 3月 5日(日) |
| | ローンプラザ・札幌西支店・札幌麻生支店・札幌平岡支店では毎週日曜日*開催!! *年末年始を除きます。 *札幌西支店・札幌麻生支店・札幌平岡支店18月4日、1月8日、3月20日、3月26日を除きます。 |
| 実施店 | 10:00~15:00 *ローンプラザは、10:00~16:00となります。 |
| | ●ローンプラザ ●本店営業部* ●札幌西支店 ●札幌東支店 ●札幌麻生支店 ●札幌平岡支店 ●千歳支店 ●江別支店 ●旭川支店 ●釧路支店 ●室蘭東支店 ●函館支店 ●北見支店 ●小樽支店 ●苫小牧支店 ●帯広支店 |

※[札幌西支店・札幌麻生支店・札幌平岡支店]日曜日が3連休の中の日となる場合は翌日月曜日が相談会開催日となります。
※2016年10月2日(日)は、室蘭東支店での相談会はお休みいたします。
※ホームページよりご相談時間の予約ができます。(ホームページより本店営業部のご来店予約をする場合は、ローンプラザを選択して予約して下さい。)

営業のご案内

主な手数料一覧 (2016年6月末現在)

≫ 振込手数料(1件につき)

| | ろうきん本支店宛(他労金を含む) | | | 他金融機関宛 | | | |
|----------------------|------------------|------------|-------|--------|------------|-------|------|
| | 1万円未満 | 1万円以上5万円未満 | 5万円以上 | 1万円未満 | 1万円以上5万円未満 | 5万円以上 | |
| 窓口利用 | 108円 | 216円 | 432円 | 文書扱い | 324円 | 432円 | 648円 |
| | | | | 電信扱い | 432円 | 540円 | 756円 |
| ATM利用・視覚障がい者窓口利用 | 108円 | 108円 | 324円 | 324円 | 432円 | 648円 | |
| インターネットバンキング(個人向け)利用 | 108円 | 108円 | 108円 | 216円 | 216円 | 270円 | |
| インターネットバンキング(法人向け)利用 | 108円 | 108円 | 216円 | 216円 | 324円 | 540円 | |

※同一本支店へのお振込は無料です。 ※ろうきん本支店宛のお振込のうち、団体会員が振込依頼人となる場合は無料となります。

※視覚障がい者窓口扱い振込については、目が不自由なことを確認できる書類(身体障害者手帳等)が必要です。なお、本人名義のお振込に限り、一日あたりの振込額は50万円以内となります。

≫ その他の為替手数料

| | ろうきん本支店宛 | 他金融機関宛 | |
|-----------|---------------|--------|------|
| 送金手数料 | 432円 | 648円 | |
| 代金取立手数料 | 432円 | 普通扱い | 648円 |
| | | 至急扱い | 864円 |
| 送金・振込の組戻料 | 無料(他労金宛は648円) | 648円 | |
| 取立手形の組戻料 | 648円 | 648円 | |
| 取立手形店頭呈示料 | 648円 | 648円 | |
| 不渡手形返却料 | 648円 | 648円 | |

※上記の手数料金額は1件または1通あたりとなります。

≫ 自動送金サービス

| | 同一店舗内 | ろうきん本支店宛 | | | 他金融機関宛 | | |
|---------|-------|----------|------------|-------|--------|------------|-------|
| | | 1万円未満 | 1万円以上5万円未満 | 5万円以上 | 1万円未満 | 1万円以上5万円未満 | 5万円以上 |
| 自動送金手数料 | 54円 | 162円 | 162円 | 378円 | 378円 | 486円 | 540円 |

※上記の自動送金手数料は取扱手数料と振込手数料の合計を記載しています。

≫ ろうきん自動機利用手数料

| | 平日 | | | 土曜日 | | | 日曜・祝日 | |
|------------------------|---------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| | 8:00~ 8:45 | 8:45~ 18:00 | 18:00~ 21:00 | 9:00~ 14:00 | 14:00~ 17:00 | 17:00~ 21:00 | 9:00~ 17:00 | 17:00~ 21:00 |
| ろうきんのカードによる「入金・引出」 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| ゆうちょ銀行のカードによる「入金・引出」 | 216円 | 108円 | 216円 | 108円 | 216円 | 216円 | 216円 | 216円 |
| 入金ネット加盟金融機関のカードによる「入金」 | 216円 | 108円 | 216円 | 216円 | 216円 | 216円 | 216円 | 216円 |
| 提携金融機関のカードによる「引出」 | 216円 | 108円 | 216円 | 216円 | 216円 | 216円 | 216円 | 216円 |
| 提携クレジットカードご利用による「引出」 | 108円 | 無料 | 108円 | 無料 | 108円 | 108円 | 108円 | 108円 |

※自動機のご利用時間帯・営業日は、店舗・自動機コーナーによって異なる場合があります。 ※「-」の記載のある時間帯はご利用できません。

※12月31日は、日曜・祝日と同一の手数料となります。

※提携金融機関・ゆうちょ銀行および提携クレジットカードについては、上記とは異なる手数料となる場合やお取引のできない場合があります。詳しくは、カード発行金融機関へお問い合わせください。

※新千歳空港ターミナルビル出張所自動機では、平日・土曜・日曜・祝日も午前7時より、ろうきんカードがご利用いただけます。(他行カードによるご利用は午前8時からとなります。)

≫ ゆうちょ銀行自動機でのろうきんカード利用手数料

| | 平日 | | | | | 土曜日 | | | | 日曜・祝日 | | |
|------|---------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|---------------|----------------|-----------------|
| | 0:05~ 7:00 | 7:00~ 8:45 | 8:45~ 18:00 | 18:00~ 21:00 | 21:00~ 23:55 | 0:05~ 9:00 | 9:00~ 14:00 | 14:00~ 17:00 | 17:00~ 23:55 | 0:05~ 9:00 | 9:00~ 17:00 | 17:00~ 21:00 |
| 「入金」 | - | 無料 | 無料 | 無料 | - | - | 無料 | 無料 | - | - | 無料 | - |
| 「引出」 | 216円 | 216円 | 108円 | 216円 | 216円 | 216円 | 108円 | 216円 | 216円 | 216円 | 216円 | 216円 |

※「引出」の利用手数料につきましては、「自動機利用手数料フルキャッシュバックサービス」の対象となります。

※「-」の記載のある時間帯はご利用できません。

≫ セブン銀行・イオン銀行・コンビニ、ビューアルッテ自動機でのろうきんカード利用手数料

| | 平日 | | | | 土曜日、日曜・祝日 | | | |
|-----------------------|----------------|---------------|----------------|-----------------|---------------|----------------|-----------------|----------------|
| | 23:00~ 7:00 | 7:00~ 8:00 | 8:00~ 19:00 | 19:00~ 23:00 | 7:00~ 8:00 | 8:00~ 19:00 | 19:00~ 21:00 | 21:00~ 7:00 |
| セブン銀行 | 「入金」 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| | 「引出」 | 108円 | 無料 | 無料 | 108円 | 無料 | 無料 | 108円 |
| イオン銀行 | 「入金」「引出」 | | | | - | - | 無料 | 無料 |
| ローソン・セイコーマート・ファミリーマート | 「入金」「引出」 | | | | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| ビューアルッテ | 「入金」「引出」 | | | | (JRの始発~終電)無料 | | | |

※「引出」の利用手数料につきましては、「自動機利用手数料フルキャッシュバックサービス」の対象となります。

※「-」の記載のある時間帯はご利用できません。

※セブン銀行は、毎月第1、第3月曜日の2:00~6:00はご利用できません。また、ハッピーマンデー前日の21:00~翌朝6:00はシステムメンテナンスのためご利用できません。

※ビューアルッテ自動機ではローンカードは使用できません。

◆手数料には8%（消費税および地方消費税）が含まれています。

≫ その他の手数料(預金・融資関連)

| 項 目 | | 手 数 料 | |
|--|---|---------------------------|------------------------|
| 預金 関 連 | 小切手帳発行手数料(用紙代) | 1冊(50枚綴り) 540円 | |
| | 手形帳発行手数料(用紙代) | 1冊(50枚綴り) 540円 | |
| | 自己宛小切手発行手数料 | 1枚につき 540円 | |
| | 通帳・証書・出資証券再発行手数料 | 1冊(1枚)につき 540円 | |
| | 各種証明書発行手数料 | 1通につき 216円 | |
| | 磁気ストライプカード再発行手数料(媒体変更・仕様変更含む) | 540円 | |
| | ICカード発行手数料 | 1,080円 | |
| | シングルストライプのICローンカードの発行手数料(MSカードからの媒体変更を含む) | 無料 | |
| | ICカード再発行手数料(媒体変更・仕様変更含む) | 1,080円 | |
| | ろうきんダイレクト契約者カード再発行手数料 | 無料 | |
| | ワンタイムパスワード生成機再発行・追加発行手数料 | 1個につき 1,620円 | |
| | 夜間金庫手数料 | 年額 25,920円 | |
| | ファームバンキング(FB) | 契約手数料 | 16,200円 |
| | | 利用手数料(月額) | 3,240円 |
| | インターネットバンキング(団体向け)利用手数料(月額) | フルタイプ | 無料 |
| ライトタイプ | | 無料 | |
| 両替手数料 | 両替 (払戻 枚数) | 1枚～100枚 | 無料 |
| | | 101枚～300枚 | 108円 |
| | | 301枚～500枚 | 216円 |
| | | 501枚～1,000枚 | 432円 |
| | | 1,001枚～2,000枚 | 648円 |
| | | 2,001枚～ | 648円+1,000枚毎324円(注1) |
| 融資取扱手数料(カードローン取扱手数料) | | 不要 | |
| 融 資 関 連 | 信販保証を除く有担保 | 2000年7月2日以前の 全ての融資実行口座 | 一部繰上償還 不要 全額繰上償還 不要 |
| | | 2000年7月3日以降の 全ての融資実行口座 | 一部繰上償還 不要 |
| | | | 全額繰上償還 32,400円 |
| | | 信販保証の有担保 | 全ての融資口座 |
| | 全額繰上償還 不要(注2) | | |
| | 返済方法等(有担保)変更手数料 | | 不要 |
| 再特約手数料 (再特約自動更新を含む) | 2001年7月2日以降の 融資実行口座 | 5,400円 | |
| 不動産担保融資取扱手数料(注3) | | 48,600円 | |
| 住宅つなぎローン取扱手数料 | | 10,800円 | |
| 分割融資取扱手数料 | | 10,800円 | |
| 移管手数料(他の労働金庫に移管する場合) | | 不要 | |
| 融資残高証明書発行手数料 (住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書を除く) | | 1通につき 216円 | |

(注1)
1,000枚未満「百の位」を四捨五入

(注2)
信販提携不動産ローンを全額繰上償還した場合は、返済年数等により信販所定の全額繰上償還手数料が返戻保証料から差し引かれます。

(注3)
「ろうきん住宅ローン～すまいる上手～」の場合、「ご融資額×2.16%」で算出される手数料額(消費税および地方消費税含む)となります。

≫ その他の手数料

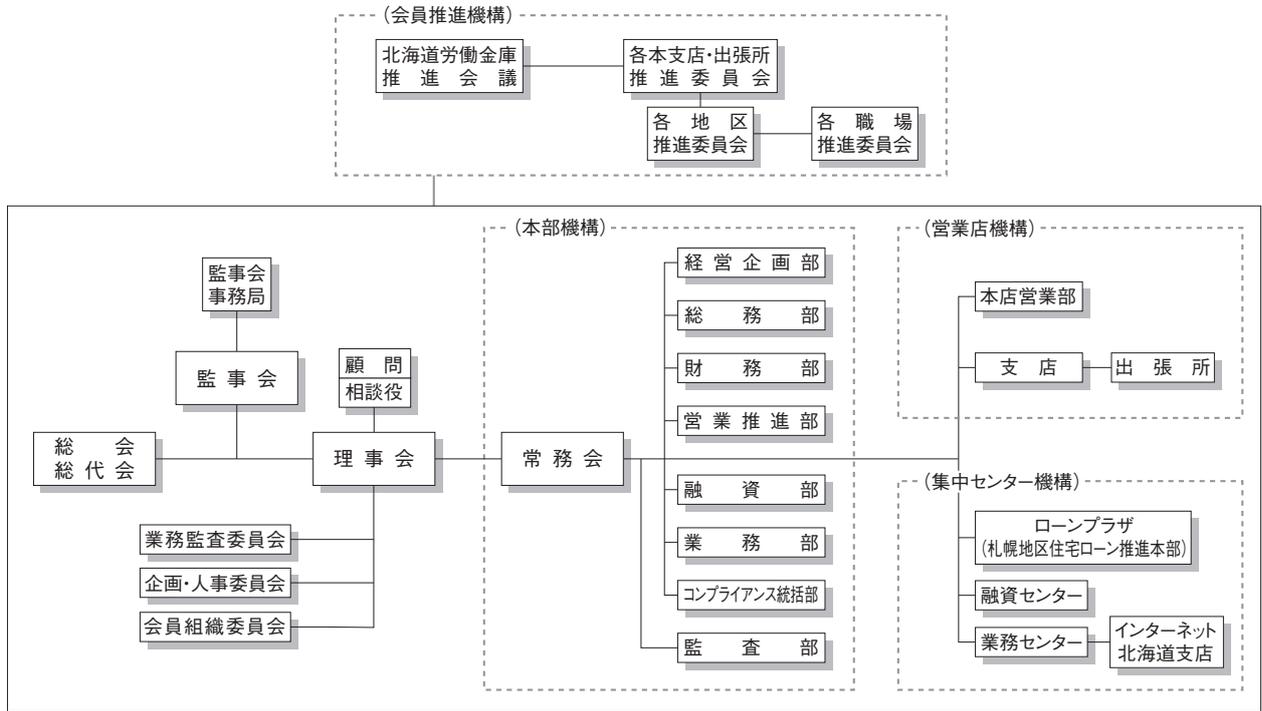
| 項 目 | | 手 数 料 | |
|---------------|-------|--|-----------------|
| 個人情報 開示手数料 | 基本手数料 | 氏名・住所・生年月日・電話番号・個人番号・労働組合等(回体会員) 依頼書1通につき1,080円 | |
| | 加算手数料 | 預金残高・借入残高 | 1口座1基準毎540円 |
| | | 取引明細 | 1口座1カ月毎540円(注4) |
| | | その他 | 1項目毎1,080円 |

(注4)
期間は暦月ベースで計算します。
例)2016年1月20日～2016年2月6日は2カ月分として計算します。

プロフィール

北海道ろうきんの組織

組織機構図 (2016年6月末現在)



役員一覧 (2016年6月末現在)

| | | | | |
|----------------------------------|-------------------------------|----------------------------|------------------------------|--------------------|
| 理事長 工藤 和男 北海道労働者福祉協議会 | 副理事長 林 秀彦 北海道教職員組合 | 専務理事 佐藤 憲仁 員外 | 常務理事 池野 直哉 員外 | 常務理事 高橋 徹 員外 |
| 理事 江戸 里見 私鉄総連北海道地方労働組合 | 理事 大出 彰良 自治労北海道本部 | 理事 浪岡 努 NTT労働組合北海道総支部 | 理事 山口 敏文 北海道生活協同組合連合会 | |
| 理事 大柄 恵司 新日鐵住金室蘭労働組合 | 理事 鎌田 寛司 北海道旅客鉄道労働組合 | 理事 横路 民雄 員外 | 理事 大谷 一路 員外 | |
| 理事 勸川 敏 北海道電力労働組合 | 理事 今 倫康 北海道中央バス労働組合 | 常勤監事 浅水 正 員外(※) | 監事 飯田 学 パナソニックテハイス労働組合北海道支部 | |
| 理事 紺野 則仁 全日本運輸産業労働組合連合会北海道地方連合会 | 理事 齊藤 勉 日本労働組合総連合会北海道連合会 | 監事 竹村 一巳 札幌市労働組合連合会 | 監事 畑山 忠生 札幌トヨタ自動車労働組合 | |
| 理事 佐藤 昌一 UAゼンセン北海道支部 | 理事 添田 昭史 日本郵政グループ労働組合北海道地方本部 | 顧問 出村 良平 日本労働組合総連合会北海道連合会 | 相談役 高柳 薫 前理事長 | |
| 理事 高倉 司 全開発労働組合 | 理事 外山 貴久 紙パ連合北海道地方本部 | 相談役 杉山 元 日本労働組合総連合会北海道連合会 | | |

(注) (※)は、労働金庫法第32条第4項に規定する員外監事です。

常勤役員等の兼職 (2016年6月末現在)

労働金庫法第35条(兼職又は兼業の制限)の第1項ただし書きの「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職又は兼業を行っている常勤役員等はありません。

会計監査人の名称 (2016年6月末現在)

新日本有限責任監査法人

役員報酬の状況

(2015年度)

| | 支給人員 | 支給額 |
|----|------|-----------|
| 理事 | 20人 | 97,039千円 |
| 監事 | 5人 | 19,071千円 |
| 合計 | 25人 | 116,111千円 |

(注) 上記以外に支払った退任慰労金は理事915千円、監事-千円であり、役員賞与金はありません。

職員の状況

| 項目 | 2014年度末 | 2015年度末 |
|--------|---------|---------|
| 職員数 | 754人 | 774人 |
| 平均年齢 | 39歳 7月 | 39歳 8月 |
| 平均勤続年数 | 9年 8月 | 9年 6月 |
| 平均給与月額 | 340千円 | 326千円 |

(注) 1. 職員数は常勤の嘱託職員、契約職員等の臨時職員を含んで表示しています。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しています。
3. 平均給与月額は、3月中の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与を除くものです。

あゆみ

沿革

戦後を未だ引きずる貧しい時代に、勤労者の赤字補てんという切実な要求に応えるため、はたらく仲間の連帯と団結によって、《北海道ろうきん》は1951年(昭和26年)に誕生しました。

創設以来、営利を目的とせず、生活者本位であることを基本に、「はたらく人たちのお金を」「はたらく人たち自身の手で」「はたらく人たちのために」運用する金融機関として皆様とともに歩みつけ、今年で66年目を迎えています。

これもひとえに、これまでに数多くの勤労者の皆様から寄せられたご支援や事業推進のための絶大なるご協力によるものと、あらためて感謝を申し上げます。

《北海道ろうきん》は、これから、これまでの歴史・経験を活かしながら、更なる事業の発展と地域社会への貢献に努めていきたいと考えています。



- 1951 ● 北海道勤労信用組合創立総会
(団体会員数389,出資金300万円)
- 1952 ● 炭労ストに伴う生活資金融資
(第5回理事会1億9,860万円)
- 1963 ● 預金量50億円突破
- 1965 ● 本店営業部に預金会計機
(NCR42型)1台
● 業務用乗用車1台購入
- 1970 ● 創立20周年記念預金運動を設定
● 預金量150億円突破
- 1972 ● 財形貯蓄「虹の預金」取扱開始
● 電子計算センターオープン
- 1974 ● 預金量300億円突破
- 1976 ● 本店営業部現在の場所に移転
(札幌市中央区北1条西5丁目)
- 1977 ● 預金量1,000億円突破
- 1978 ● 第1次「サラ金」対策キャンペーン
- 1980 ● 預金量1,500億円突破
- 1981 ● 創立30周年
● 内国為替認可
- 1983 ● 第2次「サラ金」対策キャンペーン
- 1984 ● 為替オンライン開始
● 預金量2,000億円突破
- 1985 ● 全国オンラインキャッシュサービス開始
- 1987 ● 住宅ローンに変動金利制導入
- 1989 ● 預金量3,000億円突破
- 1990 ● 轟ローン登場、大ヒット商品となる
- 1991 ● ユニティシステム(全国オンラインシステム)稼働
● MICS(全国キャッシュサービス)センターバンキング実施
● 学援ローン(教育ローン)取扱開始
● 轟ローン特別キャンペーン展開
- 1992 ● 変動金利定期預金・中長期定期預金の取扱開始
- 1993 ● 「金利上限付住宅ローン(キャップローン)」発売
- 1994 ● 国債窓販業務取扱開始
● 「固定金利期間特約型住宅ローン」発売
● くじ付定期預金「財布にポン」発売
● 預金量4,000億円、貸出金3,000億円突破
- 1996 ● ろうきんビジョン「LEVEL2005」の策定
- 1997 ● 預貸率80%突破
- 1998 ● 「他行CD・ATM利用顧客手数料還元サービス」取扱開始
● 預金量5,000億円、貸出金4,000億円突破
- 1999 ● 郵便局とのオンライン提携開始
- 2000 ● テビットカードサービス開始
● 投資信託窓口販売開始
- 2001 ● 創立50周年
● 社会貢献制度取扱開始
● 「インターネット・モバイルバンキング」取扱開始
● 預金量6,000億円突破
- 2002 ● 新情報系システム稼働
● 「NPO事業サポートローン」取扱開始
- 2003 ● 融資サポートシステム稼働
● 「お客様相談室」(札幌)設立
● 貸出金5,000億円突破



北海道勤労信用組合
(道立札幌労働会館2F)

- 2004 ● 法令遵守態勢強化に係る「改善計画書」提出
● 「財形預金・エース預金ろうきん電話振替サービス(ZATTS)」取扱開始
● アイワイバンク(現セブン銀行)との提携開始
● かんたんローン「お助けくん」取扱開始
- 2005 ● 個人向け国債取扱開始
● 「普通預金無利息型(決済用預金)」取扱開始
● 「ろうきんフラット35(住公提携ローン)」取扱開始
● 預金量7,000億円突破
- 2006 ● 第二地銀・信金・信組業態とのATM相互入金提携業務の開始
● 「無担保借換住宅ローン」取扱開始
● 保険窓販業務「ろうきん住宅総合保険」取扱開始
● ICカードの取扱開始
● 貸出金6,000億円突破
- 2007 ● ユニティオンラインシステムの全国統一
● 「災害救援ローン」取扱開始
- 2008 ● インターネット北海道支店を開設
● イオン銀行とのATM業務提携開始
● 全労済「労金住宅ローン専用火災共済」取扱開始
● 「就職安定資金融資制度」取扱開始
- 2009 ● 「北海道ろうきんホームページ」全面リニューアル
● 預金量8,000億円突破
- 2010 ● 「自動機利用手数料フルキャッシュバックサービス」取扱開始
● 全労済「風水害等給付金付火災共済(付帯自然災害共済)」取扱開始
- 2011 ● 創立60周年
● 「技能者育成資金融資制度」・「求職者支援資金融資制度」取扱開始
● 「震災遺児支援定期」発売
● 「モバイル、スマートフォン用ホームページ」開設
- 2012 ● ろうきんATMとセブン銀行ATMの利用件数に応じた「あしなが育英会 東日本大地震・津波遺児募金」への寄付取組実施
● スマートフォン専用仮申込フォーム開設
● セディナ保証「再審査制度」取扱開始
● 「ろうきんNews」電子メール配信開始
● 「労金法施行60周年記念キャンペーン」
- 2013 ● 「オール・ワンシステム」稼働開始
● 北海道生活協同組合連合会との「緊急災害対策等の相互連携に係る基本協定」締結
● 預金量9,000億円突破
- 2014 ● 「ろうきん住宅ローン ~すまいる上手~」取扱開始
● 「教育訓練受講者支援資金融資制度」取扱開始
● 「北海道労福協創立50周年記念キャンペーン」(定期預金「スクラム50」)発売
● 「はかばかローン(家庭用燃料の購入等に係る特別融資制度)」取扱開始
- 2015 ● 「コープさっぽろ創業50周年記念キャンペーン」
● 「オールマイティ保障型団信」取扱開始
● 「マイプラン(来店不要型)」取扱開始
● イーネット、ローソン・エイティエム・ネットワークサービス、ビューカードとのATM提携開始

◆当金庫の労働金庫代理業を行う営業所・事務所はありません。
◆全店にAEDを設置しています。

15 芦別出張所

芦別市北1条東1丁目5-22
TEL (0124) 22-2403 **ATM**

16 富良野支店

富良野市若松町2-28
TEL (0167) 23-6000 **ATM**

17 小樽支店

小樽市稲穂1丁目6-5 エムズ小樽ビル内
TEL (0134) 23-3238 **ATM**

18 倶知安支店

虻田郡倶知安町南1条東1丁目14-2
TEL (0136) 22-0459 **ATM**

**道南地区
(6店舗)**

19 函館支店

函館市柏木町6-41
TEL (0138) 54-1131 **ATM**

20 八雲支店

二海郡八雲町本町90
TEL (0137) 63-3311 **ATM**

21 室蘭支店

室蘭市幸町3-3
TEL (0143) 22-1975 **ATM**

22 室蘭東支店

室蘭市東町4丁目29-2
TEL (0143) 45-3611 **ATM**

23 苫小牧支店

苫小牧市表町1丁目4-24
TEL (0144) 36-1212 **ATM**

24 静内支店

日高郡新ひだか町静内青柳町1丁目2-8
TEL (0146) 43-3111 **ATM**

**道北地区
(4店舗)**

25 旭川支店

旭川市5条通9丁目644
TEL (0166) 26-4231 **ATM**

26 留萌支店

留萌市明元町6丁目22-7
TEL (0164) 43-5770 **ATM**

27 名寄支店

名寄市西4条南8丁目4-13
TEL (01654) 2-2270 **ATM**

28 稚内支店

稚内市潮見1丁目10-15
TEL (0162) 32-3750 **ATM**

**道東地区
(7店舗)**

29 帯広支店

帯広市西4条南6丁目1-3
TEL (0155) 24-3767 **ATM**

30 釧路支店

釧路市末広町9丁目2-5 日本生命末広町ビル内
TEL (0154) 23-0511 **ATM**

31 中標津支店

標津郡中標津町東4条北1丁目2-7
TEL (0153) 72-0300 **ATM**

32 北見支店

北見市北4条西5丁目1-1
TEL (0157) 23-7431 **ATM**

33 遠軽出張所

紋別郡遠軽町大通北2丁目1-6
TEL (0158) 42-3388 **ATM**

34 紋別出張所

紋別市本町3丁目2-18
TEL (0158) 23-6161 **ATM**

35 網走支店

網走市南6条東3丁目6-1
TEL (0152) 43-1213 **ATM**

北海道労働金庫 本部 札幌市中央区北1条西5丁目 TEL(011)271-2101
北海道労働金庫 ローンプラザ 札幌市中央区北1条西5丁目 TEL(011)271-2081

ネットワーク

北海道ろうきん自動機一覧 <道内65カ所85台(2016年6月末現在)>

ATM …お取扱い内容:「お引出し」「残高照会」「お預入れ」「通帳記入」「お振込み」
「暗証番号変更」「支払限度額減額」

CD …お取扱い内容:「お引出し」「残高照会」

》店舗コーナー

| 札幌市内(7カ店13台) | | | 平日 | 土曜日・日曜・祝日 |
|--------------|-----|----|------------|------------|
| 本店営業部 | ATM | 2台 | 8:45-19:00 | 9:00-17:00 |
| 道庁支店 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | |
| 札幌西支店 | ATM | 2台 | 8:45-19:00 | 9:00-17:00 |
| 札幌東支店 | ATM | 2台 | 8:45-19:00 | 9:00-17:00 |
| 札幌北支店 | ATM | 2台 | 8:00-19:00 | 9:00-17:00 |
| 札幌麻生支店 | ATM | 2台 | 8:00-19:00 | 9:00-17:00 |
| 札幌平岡支店 | ATM | 2台 | 8:45-19:00 | 9:00-17:00 |

| 道央地区(11カ店15台) | | | 平日 | 土曜日・日曜・祝日 |
|---------------|-----|----|------------|------------|
| 江別支店 | ATM | 2台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 千歳支店 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 岩見沢支店 | ATM | 2台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 夕張出張所 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 滝川支店 | ATM | 2台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 赤平出張所 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 砂川出張所 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 芦別出張所 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 富良野支店 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 小樽支店 | ATM | 2台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 倶知安支店 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |

| 道南地区(6カ店9台) | | | 平日 | 土曜日・日曜・祝日 |
|-------------|-----|----|------------|------------|
| 函館支店 | ATM | 2台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 八雲支店 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 室蘭東支店 | ATM | 2台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 室蘭支店 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 苫小牧支店 | ATM | 2台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 静内支店 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |

| 道北地区(4カ店6台) | | | 平日 | 土曜日・日曜・祝日 |
|-------------|-----|----|------------|------------|
| 旭川支店 | ATM | 2台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 留萌支店 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 名寄支店 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 稚内支店 | ATM | 2台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |

| 道東地区(7カ店11台) | | | 平日 | 土曜日・日曜・祝日 |
|--------------|-----|----|------------|------------|
| 帯広支店 | ATM | 2台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 釧路支店 | ATM | 2台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 中標津支店 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 北見支店 | ATM | 2台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 遠軽出張所 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 紋別出張所 | ATM | 1台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |
| 網走支店 | ATM | 2台 | 8:45-18:00 | 9:00-17:00 |

- お振込みは、ろうきんキャッシュカードおよび、都銀・地銀・第二地銀・信金・信組のカードでもご利用いただけます。

※平日8:30以前は、当日の予約、平日15:00以降および、土日祝は翌営業日の予約となります。
※現金によるお振込みは、お取扱いしていません。

- 通帳でのご入金・通帳記帳は、ろうきん通帳のみご利用いただけます。

- 1月1日～3日および、5月3日～5日は、一部を除く自動機を休業させていただきます。
(ただし、5月3日～5日の間に日曜日が重なった場合はお取扱いできます。)

MICS(全国キャッシュサービス)マークのある全国の金融機関またはゆうちょ銀行・セブン銀行・イオン銀行・コンビニエンスストア設置のATM・CDでも一部サービスがご利用いただけます。

》店舗外コーナー

| 札幌市内(17カ所) | | 平日 | 土曜日・日曜・祝日 | 所在地 |
|------------------|-----|------------|------------|------------------------|
| JRタワーステラプレイス地下1F | ATM | 8:00-21:00 | 9:00-21:00 | (札幌市中央区北5条西2丁目5番地) |
| 札幌医大病院2F | ATM | 9:00-18:00 | | (札幌市中央区南1条西16丁目) |
| 札幌市役所地下1F | ATM | 9:00-17:00 | | (札幌市中央区北1条西2丁目) |
| 道庁本庁舎地下1F | ATM | 9:00-17:00 | | (札幌市中央区北3条西6丁目) |
| 地下鉄大通駅 | ATM | 8:00-21:00 | 9:00-21:00 | (札幌市中央区大通西4丁目) |
| 地下街丸井今井前 | ATM | 8:00-21:00 | 9:00-21:00 | (札幌市中央区大通西2丁目) |
| 地下鉄琴似駅 | ATM | 8:00-19:00 | 9:00-17:00 | (札幌市西区琴似1条5丁目) |
| 地下鉄新さっぽろ駅 | ATM | 8:00-19:00 | 9:00-17:00 | (札幌市厚別区厚別中央2条5丁目) |
| 地下鉄福住駅 | ATM | 8:00-19:00 | 9:00-17:00 | (札幌市豊平区月寒東1条13丁目) |
| JR桑園駅イーストプラザ | ATM | 8:00-19:00 | 9:00-17:00 | (札幌市中央区北10条西14丁目) |
| ラルズストア宮の沢店 | ATM | 9:00-19:00 | 9:00-17:00 | (札幌市手稲区西宮の沢5条2丁目315-1) |
| スーパーアークス苗穂店 | ATM | 9:00-19:00 | 9:00-17:00 | (札幌市東区北7条東18丁目2-10) |
| コープさっぽろルーシー店 | ATM | 9:00-19:00 | 9:00-17:00 | (札幌市白石区栄通18丁目5-35) |
| コープさっぽろソシア店 | ATM | 9:00-21:00 | 9:00-21:00 | (札幌市南区川沿5条2丁目3) |
| ラッキー新琴似四番通店 | ATM | 開店時-19:00 | 開店時-17:00 | (札幌市北区新琴似8条10丁目1-22) |
| 東光ストアあいの里店 | ATM | 9:00-19:00 | 9:00-17:00 | (札幌市北区あいの里1条5丁目2-3) |
| 西友手稲店 | ATM | 9:00-21:00 | 9:00-21:00 | (札幌市手稲区前田1条11丁目1-1) |

| 道央地区(5カ所) | | 平日 | 土曜・日曜・祝日 | 所在地 |
|----------------|-----|------------|------------|----------------|
| 恵庭市役所 | ATM | 8:30-17:30 | | (恵庭市京町1番地) |
| 新千歳空港ターミナルビル2F | ATM | 7:00-21:00 | 7:00-21:00 | (千歳市美々) |
| 小樽市役所 | ATM | 9:00-17:30 | | (小樽市花園2丁目12-1) |
| イオン小樽店 | ATM | 9:00-21:00 | 9:00-21:00 | (小樽市築港11番地) |
| 東光ストア北広島店 | ATM | 9:00-21:00 | 9:00-19:00 | (北広島市栄町1丁目2) |

| 道南地区(2カ所) | | 平日 | 土曜・日曜・祝日 | 所在地 |
|-----------|-----|------------|----------|----------------|
| 函館市役所(2台) | CD | 9:00-17:00 | | (函館市東雲町4-13) |
| 苫小牧市役所 | ATM | 9:00-18:00 | | (苫小牧市旭町4丁目5-6) |

| 道北地区(2カ所) | | 平日 | 土曜・日曜・祝日 | 所在地 |
|----------------|-----|------------|------------|---------------------|
| 稚内市役所 | ATM | 9:00-17:40 | | (稚内市中央3丁目13-15) |
| スーパーアークスパルプタウン | ATM | 9:00-19:00 | 9:00-17:00 | (旭川市パルプ町1条2丁目505-2) |

| 道東地区(4カ所) | | 平日 | 土曜・日曜・祝日 | 所在地 |
|---------------|-----|-------------|-------------|-----------------|
| 十勝合同庁舎 | ATM | 9:00-17:00 | | (帯広市東3条南3丁目1番地) |
| 帯広市役所 | ATM | 9:00-17:00 | | (帯広市西5条南7丁目1番地) |
| まちきた大通ビル(パラボ) | ATM | 10:00-18:00 | 10:00-17:00 | (北見市大通西2丁目1番地) |
| コープさっぽろ桜ヶ岡店 | ATM | 9:30-19:00 | 9:30-17:00 | (釧路市桜ヶ岡4丁目2-22) |

※店舗外コーナーの函館市役所には2台設置、他はすべて1台の設置です。

※スーパー等の店舗内に設置している自動機につきましては、店舗営業時間の変更や休業などにより上記の時間帯が変更となる場合があります。

※設置しているATMは、全て視覚障がい者対応ATM(数字キー付ハンドセット)となります。

※新千歳空港ターミナルビル2FATMについては、他行カードによるご利用は午前8時からとなります。

財務データ

財務諸表

≫ 貸借対照表

(資産の部)

(単位:百万円)

| 科 目 | 2014年度末 | 2015年度末 |
|--------------|---------|---------|
| 現金 | 6,030 | 4,729 |
| 預け金 | 272,366 | 274,743 |
| 買入手形 | — | — |
| コールローン | — | — |
| 買現先勘定 | — | — |
| 債券貸借取引支払保証金 | — | — |
| 買入金銭債権 | 999 | 999 |
| 金銭の信託 | 2,000 | 800 |
| 商品有価証券 | — | — |
| 商品国債 | — | — |
| 商品地方債 | — | — |
| 商品政府保証債 | — | — |
| その他の商品有価証券 | — | — |
| 有価証券 | 19,021 | 20,793 |
| 国債 | 7,740 | 6,738 |
| 地方債 | 1,087 | 827 |
| 短期社債 | — | — |
| 社債 | 6,412 | 9,462 |
| 貸付信託 | — | — |
| 投資信託 | 547 | 555 |
| 株式 | 42 | 28 |
| 外国証券 | 3,191 | 3,181 |
| その他の証券 | — | — |
| 貸出金 | 662,506 | 670,580 |
| 割引手形 | — | — |
| 手形貸付 | 1,320 | 8,854 |
| 証書貸付 | 652,441 | 652,979 |
| 当座貸越 | 8,743 | 8,746 |
| 外国為替 | — | — |
| 外国他店預け | — | — |
| 外国他店貸 | — | — |
| 買入外国為替 | — | — |
| 取立外国為替 | — | — |
| その他資産 | 9,132 | 8,913 |
| 未決済為替貸 | 21 | 21 |
| 労働金庫連合会出資金 | 6,300 | 6,300 |
| 前払費用 | 300 | 296 |
| 未収収益 | 1,841 | 1,748 |
| 先物取引差入証拠金 | — | — |
| 先物取引差金勘定 | — | — |
| 保管有価証券等 | — | — |
| 金融派生商品 | — | — |
| 金融商品等差入担保金 | — | — |
| リース投資資産 | — | — |
| その他の資産 | 668 | 546 |
| 有形固定資産 | 6,774 | 7,040 |
| 建物 | 1,781 | 1,753 |
| 土地 | 4,542 | 4,659 |
| リース資産 | — | — |
| 建設仮勘定 | — | 219 |
| その他の有形固定資産 | 450 | 407 |
| 無形固定資産 | 37 | 48 |
| ソフトウェア | 36 | 47 |
| のれん | — | — |
| リース資産 | — | — |
| その他の無形固定資産 | 1 | 0 |
| 前払年金費用 | — | — |
| 繰延税金資産 | 813 | 821 |
| 再評価に係る繰延税金資産 | — | — |
| 債務保証見返 | 218 | 185 |
| 貸倒引当金 | △62 | △34 |
| (うち個別貸倒引当金) | (△25) | (△26) |
| 資産の部合計 | 979,838 | 989,621 |

(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

| 科 目 | 2014年度末 | 2015年度末 |
|--------------|----------|----------|
| 預金積金 | 920,854 | 921,961 |
| 当座預金 | 191 | 184 |
| 普通預金 | 239,685 | 248,241 |
| 貯蓄預金 | 2,149 | 2,092 |
| 通知預金 | — | — |
| 別段預金 | 240 | 108 |
| 納税準備預金 | — | — |
| 定期預金 | 678,587 | 671,333 |
| 定期積金 | — | — |
| その他の預金 | — | — |
| 譲渡性預金 | 6,703 | 14,151 |
| 借入金 | — | — |
| 借入金 | — | — |
| 当座借越 | — | — |
| 再割引手形 | — | — |
| 売渡手形 | — | — |
| コールマネー | — | — |
| 売現先勘定 | — | — |
| 債券貸借取引受入担保金 | — | — |
| コマニシャル・ペーパー | — | — |
| 外国為替 | — | — |
| 外国他店預り | — | — |
| 外国他店借 | — | — |
| 売渡外国為替 | — | — |
| 未払外国為替 | — | — |
| その他負債 | 3,625 | 3,211 |
| 未決済為替借 | 5 | 8 |
| 未払費用 | 2,094 | 1,524 |
| 給付補填備金 | — | — |
| 未払法人税等 | 612 | 748 |
| 前受収益 | 1 | 1 |
| 払戻未済金 | 3 | 5 |
| 払戻未済持分 | 0 | 0 |
| 先物取引受入証拠金 | — | — |
| 先物取引差金勘定 | — | — |
| 借入商品債券 | — | — |
| 借入有価証券 | — | — |
| 売付商品債券 | — | — |
| 売付債券 | — | — |
| 金融派生商品 | 1 | 41 |
| 金融商品等受入担保金 | — | — |
| リース債務 | — | — |
| 資産除去債務 | 135 | 134 |
| その他の負債 | 771 | 747 |
| 代理業務勘定 | — | — |
| 賞与引当金 | 273 | 281 |
| 役員賞与引当金 | — | — |
| 退職給付引当金 | 2,494 | 2,413 |
| 役員退職慰労引当金 | 62 | 84 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 123 | 134 |
| 債務保証損失引当金 | — | — |
| 特別法上の引当金 | — | — |
| 金融商品取引責任準備金 | — | — |
| 繰延税金負債 | — | — |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 536 | 536 |
| 債務保証 | 218 | 185 |
| 負債の部合計 | 934,893 | 942,960 |
| 出資金 | 3,334 | 3,334 |
| 普通出資金 | 3,334 | 3,334 |
| 優先出資金 | — | — |
| 優先出資申込証拠金 | — | — |
| 資本剰余金 | — | — |
| 資本準備金 | — | — |
| その他資本剰余金 | — | — |
| 利益剰余金 | 40,057 | 41,830 |
| 利益準備金 | 3,334 | 3,334 |
| その他利益剰余金 | 36,722 | 38,496 |
| 特別積立金 | 34,542 | 36,142 |
| (特別積立金) | (1,450) | (1,450) |
| (機械化積立金) | (13,570) | (13,570) |
| (金利変動等準備積立金) | (11,178) | (12,778) |
| (配当準備積立金) | (760) | (760) |
| (経営基盤強化積立金) | (5,884) | (5,884) |
| (為替変動準備積立金) | (500) | (500) |
| (不動産更新準備積立金) | (1,000) | (1,000) |
| (社会貢献事業積立金) | (200) | (200) |
| 当期末処分剰余金 | 2,180 | 2,354 |
| 処分未済持分(△) | — | — |
| 自己優先出資(△) | — | — |
| 自己優先出資申込証拠金 | — | — |
| 会員勘定合計 | 43,391 | 45,165 |
| その他有価証券評価差額金 | 196 | 146 |
| 繰延ヘッジ損益 | △1 | △29 |
| 土地再評価差額金 | 1,358 | 1,380 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,553 | 1,496 |
| 純資産の部合計 | 44,945 | 46,661 |
| 負債及び純資産の部合計 | 979,838 | 989,621 |

注記は38ページをご覧ください。

損益計算書

(単位:百万円)

| 科 目 | 2014年度 | 2015年度 |
|----------------|---------------|---------------|
| 経常収益 | 15,667 | 15,678 |
| 資金運用収益 | 14,626 | 14,452 |
| 貸出金利息 | 12,578 | 12,326 |
| 預け金利息 | 1,383 | 1,361 |
| 買入手形利息 | — | — |
| コールローン利息 | — | — |
| 買現先利息 | — | — |
| 債券貸借取引受入利息 | — | — |
| 有価証券利息配当金 | 164 | 164 |
| 金利スワップ受入利息 | — | — |
| その他の受入利息 | 498 | 600 |
| 役員取引等収益 | 670 | 736 |
| 受入為替手数料 | 153 | 156 |
| その他の役員収益 | 517 | 579 |
| その他業務収益 | 308 | 389 |
| 外国為替売買益 | — | — |
| 商品有価証券売買益 | — | — |
| 国債等債券売却益 | 4 | 10 |
| 国債等債券償還益 | — | — |
| 金融派生商品収益 | — | — |
| その他の業務収益 | 303 | 378 |
| その他経常収益 | 62 | 99 |
| 貸倒引当金戻入益 | — | 27 |
| 償却債権取立益 | — | — |
| 株式等売却益 | — | 9 |
| 金銭の信託運用益 | 2 | 2 |
| その他の経常収益 | 59 | 59 |
| 経常費用 | 13,159 | 12,861 |
| 資金調達費用 | 1,034 | 862 |
| 預金利息 | 1,025 | 846 |
| 給付補填備金繰入額 | — | — |
| 譲渡性預金利息 | 9 | 10 |
| 借入金利息 | — | — |
| 売渡手形利息 | — | — |
| コールマネー利息 | — | — |
| 売現先利息 | — | — |
| 債券貸借取引支払利息 | — | — |
| コマースナル・ペーパー利息 | — | — |
| 金利スワップ支払利息 | 0 | 4 |
| その他の支払利息 | — | — |
| 役員取引等費用 | 2,074 | 2,169 |
| 支払為替手数料 | 621 | 648 |
| その他の役員費用 | 1,452 | 1,521 |
| その他業務費用 | 7 | 11 |
| 外国為替売買損 | — | — |
| 商品有価証券売買損 | — | — |
| 国債等債券売却損 | — | 0 |
| 国債等債券償還損 | — | — |
| 国債等債券償却 | — | — |
| 金融派生商品費用 | — | — |
| その他の業務費用 | 7 | 10 |
| 経費 | 10,012 | 9,777 |
| 人件費 | 5,468 | 5,259 |
| 物件費 | 4,449 | 4,421 |
| 税金 | 94 | 96 |
| その他経常費用 | 30 | 40 |
| 貸倒引当金繰入額 | 0 | — |
| 貸出金償却 | 0 | — |
| 株式等売却損 | — | — |
| 株式等償却 | — | — |
| 金銭の信託運用損 | — | — |
| その他資産償却 | — | — |
| 退職手当金 | 6 | 17 |
| その他の経常費用 | 22 | 23 |
| 経常利益 | 2,507 | 2,816 |
| 特別利益 | 3 | — |
| 固定資産処分益 | 3 | — |
| 負ののれん発生益 | — | — |
| 金融商品取引責任準備金取崩額 | — | — |
| その他の特別利益 | — | — |
| 特別損失 | 93 | 82 |
| 固定資産処分損 | 10 | 34 |
| 減損損失 | 83 | 48 |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | — | — |
| その他の特別損失 | — | — |

損益計算書(つづき)

(単位:百万円)

| 科 目 | 2014年度 | 2015年度 |
|--------------|--------|--------|
| 税引前当期純利益 | 2,416 | 2,733 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 596 | 783 |
| 法人税等調整額 | 78 | 28 |
| 法人税等合計 | 675 | 811 |
| 当期純利益 | 1,740 | 1,922 |
| 繰越金(当期首残高) | 437 | 447 |
| 土地再評価差額金取崩額 | 1 | △15 |
| 当期未処分剰余金 | 2,180 | 2,354 |

- 注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
 2. 子会社との取引による収益総額 5,804千円
 子会社との取引による費用総額 196,026千円
 3. 出資1口当たりの当期純利益金額 576円82銭

以上

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

| 科 目 | 2014年度 (総代会承認日 2015年6月24日) | 2015年度 (総代会承認日 2016年6月24日) |
|-------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 当期未処分剰余金 | 2,180 | 2,354 |
| (うち当期純利益) | 1,740 | 1,922 |
| (うち前期繰越金) | 437 | 447 |
| (うち土地再評価差額金取崩額) | 1 | △15 |
| 剰余金処分額 | 1,733 | 1,733 |
| 利益準備金 | — | — |
| 普通出資に対する配当金 | (年4%) 133 | (年4%) 133 |
| 優先出資に対する配当金 | (年-) 0 | (年-) 0 |
| 特別積立金 | 1,600 | 1,600 |
| (金利変動等準備積立金) | (1,600) | (1,000) |
| (経営基盤強化積立金) | — | (600) |
| 繰越金(当期末残高) | 447 | 621 |

当金庫は、労働金庫法第41条の2第1項の規定に基づく会計監査人を新日本有限責任監査法人とし、各年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、同法同条の2第3項の規定による監査を受け、いづれも適正に表示されているものと認められています。

2015年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しています。

2016年6月24日

北海道労働金庫 理事長 工藤和男

財務諸表

2015年度貸借対照表(36ページ)の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の評価は、移動平均法による原価法、その他有価証券の評価は、原則として決算日の市場価格等に基づき時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法による原価法により行っており、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。なお、売買目的有価証券は保有していません。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

5. 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理要領に基づき定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。

| | |
|-----|--------|
| 建物 | 8年～50年 |
| その他 | 4年～25年 |

6. 資産除去債務の計上基準

当金庫は、一部の営業用店舗等に関して不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しています。このような有形固定資産の除去に際する契約並びに法令上の義務に関して資産除去債務を計上しています。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は対象となる有形固定資産の法定耐用年数、割引率については資産除去の実施が予想される年限に対応する見積時点の税引前リスク・フリーレートを採用しています。

なお、個々の除去費用が少額な場合などにおいては、当金庫の規定に基づき金額の重要性を勘案し資産除去債務の会計処理の対象外としています。

当会計年度における資産除去債務の残高の推移は以下の通りです。

| | |
|------------------------|-----------|
| 期首残高 | 135,246千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 3,882 |
| 時の経過による調整額 | 2,181 |
| 不動産賃借物件取得に伴う資産除去債務の減少額 | 6,424 |
| 当会計年度末残高 | 134,886 |

7. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

9. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しています。

10. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。

11. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

(2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

12. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

13. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金

者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しています。

14. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に規定する繰延ヘッジによって行っています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。

15. 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっています。

16. 有形固定資産の減価償却累計額

6,024,456千円

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

154,117千円

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

一千円

19. 子会社等の株式(及び出資)総額

22,559千円

20. 子会社等に対する金銭債権総額

63,000千円

21. 子会社等に対する金銭債務総額

124,419千円

22. リース取引

電子計算機等の一部を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。なお、当金庫における所有権移転外ファイナンス・リース取引は、金額の重要性が乏しいと認められるため、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしています。

23. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は241,589千円、延滞債権額は2,907,816千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

24. 3か月以上延滞債権額

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は249,770千円です。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

25. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,857千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3か月以上延滞債権」に該当しないものです。

26. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,402,033千円です。

なお、23. から26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

27. 担保に供している資産

担保に供している資産はありません。

なお、当座借越の担保及び内国為替決済保証金の担保として、定期預け金37,619,600千円を差し入れています。

28. 土地の再評価の方法と差額

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布、法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,451,098千円

29. 出資1口当たりの純資産額

13,994円40銭

30. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しています。

31. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、貸出及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っており、これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案しながら、預金積金及び譲渡性預金により資金調達を行っています。

このように、当金庫では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。その一環として、デリバティブ取引も行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫は、事業地区内の個人を中心とした取引先に対する貸出金、及び金融機関への預け金の他、債券、投資信託及び株式などの有

債証券を主たる金融資産として保有しており、これらはそれぞれ市場リスク、信用リスクに晒されています。

また、事業地区内の個人を中心とした取引先から受け入れている、預金積金及び譲渡性預金が主たる金融負債であり、これらは流動性リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫では、これを貸出金に関わる金利の変動リスクに対するヘッジ手段として用いており、ヘッジ会計を適用しています。

このヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象としている貸出金をグループ化して管理し、ヘッジ手段がヘッジ対象を上回っていないことを検証するなど、ヘッジの有効性を定期的に評価しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫では、与信信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、「融資事務取扱要領」を制定するとともに、階層別の業務研修を行っており、さらには牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件審査を行う体制としています。さらには、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、「資産査定規程」に基づき定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、リスク管理部門と審査及び与信管理部門が貸出金等の全ての資産に対する査定を実施し、さらに全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施しています。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部門が、定期的に格付や時価を把握することで管理しています。

信用リスクの管理状況については、常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会及び理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

② 市場リスクの管理

イ. 金利リスク及び価格変動リスクの管理

当金庫は、「リスク管理方針」「リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等を規定しており、統計的手法であるバリュー・アット・リスク(VaR)を用いて金利リスク及び価格変動リスクを計測し、理事会で決定したリスク限度額の範囲内となるよう管理を行うとともに、バック・テストを定例実施し、計測手法の有効性を検証しています。

月次で実施している計測の結果については、常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会及び理事会において協議・決定することとしており、金利リスク管理及び価格変動リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っています。

ロ. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、「リスク管理方針」「リスク管理規程」「ヘッジ取引要領」に基づき実施しています。

デリバティブの取引状況については、定期的に経営管理委員会に報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、デリバティブ取引に関するリスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

ハ. 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融資産及び金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間:「預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引」は120日、「有価証券」は20日、信頼区間:99%、観測期間:金利リスクは5年間、価格リスクは3年間)により算出しており、平成28年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で6,245,281千円です。流動性預金のVaRについては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。住宅ローンのVaRについては、過去の実績に基づくプリペイメント(期限前返済)モデルを用いて算出しています。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを定期的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して適時に資金管理を行う他、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

流動性リスクの管理状況については、定期的に経営管理委員会に報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、流動性リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

32. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

は次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表に含めていません(注2)参照)。

| | 貸借対照表 計上額(千円) | 時 価 (千円) | 差 額 (千円) |
|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| (1) 預け金 | 274,743,325 | 276,560,867 | 1,817,541 |
| (2) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 6,079,541 | 6,285,970 | 206,429 |
| その他有価証券 | 14,685,797 | 14,685,797 | - |
| (3) 貸出金 | 670,580,316 | | |
| 貸倒引当金(*1) | △18,884 | | |
| | 670,561,431 | 679,904,664 | 9,343,232 |
| 金融資産 計 | 966,070,095 | 977,437,299 | 11,367,203 |
| (1) 預金積金 | 921,961,221 | 922,588,599 | 627,378 |
| (2) 譲渡性預金 | 14,151,147 | 14,153,823 | 2,676 |
| 金融負債 計 | 936,112,369 | 936,742,423 | 630,054 |
| デリバティブ取引(*2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | - | - | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (41,136) | (41,136) | - |
| デリバティブ取引 計 | (41,136) | (41,136) | - |

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) その他の資産、その他の負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しています。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。また、満期がある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格、投資信託は公表されている基準価格または取引先金融機関から提示された価格によっています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出実行後において貸出先の信用状態に大きな変動がない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しています。なお、約定期間が短期(1年以内)のもの、及び貸出を担保資産の範囲内に限るなど、その特性から返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等より時価が帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価としています。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保及び保証による回収見込額等に基づき個別に貸倒引当金を見積もっているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から個別貸倒引当金計上額を控除した額に近似していると想定されることから、当該価額を時価としています。

金融負債

(1) 預金積金、及び(2) 譲渡性預金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分した上で、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した時価によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

| 区 分 | 貸借対照表計上額(千円) |
|----------------|--------------|
| 非上場株式(*1) | 6,100 |
| 子会社株式(*1) | 22,559 |
| 労働金庫連合会出資金(*2) | 6,300,000 |
| 合 計 | 6,328,659 |

(*1) 非上場株式及び子会社株式については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。

(*2) 労働金庫連合会出資金については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。

財務諸表

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| 預け金 | 103,242,825 | 159,000,500 | 12,500,000 | — |
| 有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 877,819 | 4,201,721 | 1,000,000 | — |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 1,849,645 | 9,244,429 | 3,444,486 | — |
| 貸出金(*1) | 64,496,616 | 152,005,701 | 141,611,559 | 312,466,439 |
| 合計 | 170,466,907 | 324,452,352 | 158,556,045 | 312,466,439 |

(*1) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでいます。

(注4) 有利子負債の決算日後の償還予定額 (単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|----------|-------------|-------------|--------------|------|
| 預金積金(*1) | 519,730,635 | 398,650,343 | 3,580,243 | — |
| 譲渡性預金 | 12,939,147 | 1,212,000 | — | — |
| 合計 | 532,669,782 | 399,862,343 | 3,580,243 | — |

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。

33. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項
有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。
これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「外国証券」「投資信託」「株式」が含まれています(以下、37. まで同様)。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表に含めていません(注2参照)。

(1) 売買目的有価証券
当事業年度の損益に含まれた評価差額 -千円

| | 種類 | 貸借対照表 計上額(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------|------|------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 2,701,721 | 2,857,810 | 156,088 |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 1,127,152 | 1,184,655 | 57,502 |
| | 外国証券 | 400,000 | 400,320 | 320 |
| | その他 | — | — | — |
| | 小計 | 4,228,874 | 4,442,785 | 213,910 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 350,666 | 350,665 | △1 |
| | 外国証券 | 1,500,000 | 1,492,520 | △7,480 |
| | その他 | — | — | — |
| | 小計 | 1,850,666 | 1,843,185 | △7,481 |
| 合計 | | 6,079,541 | 6,285,970 | 206,429 |

(3) その他有価証券

| | 種類 | 貸借対照表 計上額(千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | 12,228,666 | 11,943,870 | 284,795 |
| | 国債 | 4,037,170 | 3,855,944 | 181,225 |
| | 地方債 | 827,185 | 799,917 | 27,267 |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 6,863,710 | 6,788,008 | 75,702 |
| | 外国証券 | 500,600 | 500,000 | 600 |
| | 投資信託 | 355,166 | 333,150 | 22,016 |
| | その他 | — | — | — |
| | | 小計 | 12,583,832 | 12,277,020 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | 1,802,825 | 1,907,110 | △104,285 |
| | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 1,021,501 | 1,071,110 | △49,609 |
| | 外国証券 | 781,324 | 836,000 | △54,676 |
| | 投資信託 | 200,040 | 200,540 | △500 |
| その他 | — | — | — | |
| | 小計 | 2,002,865 | 2,107,650 | △104,785 |
| 合計 | | 14,586,697 | 14,384,671 | 202,025 |

34. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当はありません。

35. 当事業年度中に売却したその他有価証券

| | 売却額 (千円) | 売却益の合計 (千円) | 売却損の合計 (千円) |
|------|-------------|----------------|----------------|
| 株式 | 49,870 | 9,512 | — |
| 債券 | 2,016,807 | 5,262 | 329 |
| 国債 | 1,616,884 | 5,010 | — |
| 地方債 | — | — | — |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 399,923 | 252 | 329 |
| 外国証券 | — | — | — |
| 投資信託 | 23,478 | 5,577 | — |
| その他 | — | — | — |
| 合計 | 2,090,155 | 20,352 | 329 |

36. 保有目的を変更した有価証券

該当はありません。

37. 減損処理を行った有価証券

該当はありません。

38. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1) 運用目的の金銭の信託

該当はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

| | 貸借対照表 計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの(千円) | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの(千円) |
|--------------|----------------------|------------|------------|-------------------------|--------------------------|
| 満期保有目的の金銭の信託 | 800,000 | 800,000 | — | — | — |

(注) 1. 時価は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、簿価を時価としています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

(3) その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)
該当はありません。

39. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は118,811,477千円です。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものは31,148,585千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられています。

また、契約時において、必要に応じ不動産等の担保を徴求するほか、予め定めている庫内手続きに基づき、契約後も必要に応じて契約の見直しをするなど、債権保全上の措置等を講じています。

なお、総合口座は定期預金を担保として債権保全上の措置を行う契約であり、未実行残高は上記の金額のうち87,662,891千円です。

40. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

| | |
|---------------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 退職給付引当金 | 666,223千円 |
| 減価償却限度超過額 | 97,094 |
| その他 | 376,939 |
| 繰延税金資産小計 | 1,140,257 |
| 評価性引当額 | △216,104 |
| 繰延税金資産合計 | 924,152 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額 | 84,679 |
| 前払年金費用 | — |
| 有形固定資産(除去資産減価償却超過額) | 18,084 |
| 繰延税金負債合計 | 102,960 |
| 繰延税金資産の純額 | 821,191千円 |

以上

資産内容の開示

》資産査定について

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定」に基づく、2016年3月31日現在の資産査定状況は以下のとおりです。

金融再生法開示債権および同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 2014年度末 | 2015年度末 |
|-------------------------|---------|---------|
| 金融再生法上の不良債権(A) | 3,371 | 3,408 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 836 | 844 |
| 危険債権 | 2,192 | 2,312 |
| 要管理債権 | 342 | 253 |
| 保全額(B) | 3,385 | 3,411 |
| 担保・保証等による回収見込み額 | 3,352 | 3,390 |
| 貸倒引当金 | 33 | 21 |
| 保全率(B)／(A)(%) | 100.00 | 100.00 |
| 正常債権(C) | 659,901 | 667,878 |
| 合計(D) = (A) + (C) | 663,272 | 671,286 |
| 金融再生法上の不良債権比率(A)／(D)(%) | 0.51 | 0.51 |

* 単位未満は四捨五入、償却後残高。

* 比率は表上の数値で算出し、保全率は100%を上限に記載しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息、仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息、仮払金等融資関連の全科目)のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」に対して計上している個別貸倒引当金と一般貸倒引当金の合計額のことです。

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息、仮払金等融資関連の全科目)のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態および経営成績に特に問題がないものとして区分される債権のことです。

》リスク管理債権の状況

2015年度末のリスク管理債権の合計は3,402百万円で、総貸出金残高670,580百万円に占める割合(リスク管理債権比率)は0.50%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が241百万円、「延滞債権」が2,907百万円、「3カ月以上延滞債権」が249百万円、「貸出条件緩和債権」が2百万円となっています。

リスク管理債権の合計3,402百万円のうち、3,390百万円は担保や優良保証機関等の保証で債権を保全しており、さらに「貸倒引当金」を15百万円引き当てています。その結果、保全額は3,405百万円となり、リスク管理債権合計の100%をカバーしています。

リスク管理債権(破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額)およびこれらに対する保全状況

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 2014年度末 | 2015年度末 |
|---------------------|---------|---------|
| リスク管理債権 合計(A) | 3,364 | 3,402 |
| 破綻先債権 | 211 | 241 |
| 延滞債権 | 2,811 | 2,907 |
| 3カ月以上延滞債権 | 337 | 249 |
| 貸出条件緩和債権 | 4 | 2 |
| 保全額(B) | 3,379 | 3,405 |
| 担保・保証等による回収見込み額 | 3,352 | 3,390 |
| 貸倒引当金(C) | 27 | 15 |
| 保全率(B)／(A)(%) | 100.00 | 100.00 |
| 貸出金残高(D) | 662,506 | 670,580 |
| リスク管理債権比率(A)／(D)(%) | 0.50 | 0.50 |

* 単位未満は切捨、償却後残高。

* 比率は表上の数値で算出し、保全率は100%を上限に記載しています。

「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、当初の契約どおり返済されていない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」があります。

《ろうきん》も、95年度数値から「破綻先債権」「延滞債権」および「金利減免債権・利息棚上げ債権」の開示を開始し、97年度数値からはこの3つに加え「3カ月以上延滞債権」を開示しました。98年度数値からは、ディスクロージャー誌での開示項目が法定化されたことに伴って、全金融機関が上記4種類のリスク管理債権の開示を行っています。

「破綻先債権」とは

借り手の倒産(個人の場合には、自己破産も)などにより、《ろうきん》にとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。《ろうきん》にとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる(会社の業績不振等)などの理由で、《ろうきん》が元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことで、98年度数値から公表したものです。(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。)

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。なお表中の(C)は「リスク管理債権」の債権額について引き当てた貸倒引当金の残高で、貸借対照表上の金額とは相違しています。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

財務データ

資産内容の開示

》資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労金法施行規則に基づくリス

| 資産査定債務者区分 | | ろうきんの償却・引当基準 | | |
|-----------|---|--------------|-------------|---|
| 区分単位 | 債務者単位 | 区分単位 | 債務者単位 | |
| 対象債権 | 債権 | 対象債権 | 債権 | |
| 定義 | 労働金庫の資産査定規程 | 定義 | 処理基準 | 労働金庫の資産査定規程 |
| 債務者区分 | | 債務者区分 | 分類 | |
| 破綻先 | 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者 241 | 破綻先 | IV分類 | 全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 3 |
| | | | III分類 | 全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 1 |
| | | | 非・II分類 | 236 |
| 実質破綻先 | 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者 601 | 実質破綻先 | IV分類 | 全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 12 |
| | | | III分類 | 全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 - |
| | | | 非・II分類 | 589 |
| 破綻懸念先 | 現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 2,311 | 破綻懸念先 | III分類 | 必要額(予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。)を個別貸倒引当金に繰入れる。 0 |
| | | | 非・II分類 | 2,311 |
| 要注意先 | 金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者 5,253 | 要注意先 | 要管理債権 | 過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等及び個別の状況を勘案し算出した引当額を一般貸倒引当金に繰入れる。 266 |
| | | | 要管理債権以外(注1) | |
| | | | 要管理先以外の要注意先 | 非・II分類 |
| 正常先 | 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者 650,774 | 正常先 | 非分類 | 予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。 650,774 |
| その他 | 国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権 12,102 | その他 | — | 引当は行わない。 12,102 |

ク管理債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

(単位:百万円)

| 債権の区分(金融再生法に基づく報告・公表) | | リスク管理債権の区分(労金法に基づく開示) | |
|-----------------------|---|-----------------------|--|
| 区分単位 | 債務者単位 | 区分単位 | 債権単位 |
| 対象債権 | 総与信 | 対象債権 | 貸出金 |
| 債権区分 | 定義 労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条 | 債権区分 | 定義 労働金庫法施行規則第114条 |
| (注2) | | (注4) | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権 | 破綻先債権 | 債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立てを行ったこと、及び銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金 241 |
| (注2) | | (注4) | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 843 | 延滞債権 | 元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金 |
| 危険債権 | 債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権 2,311 | 延滞債権 | 2,907 |
| 要管理債権(債権単位) | 3か月以上延滞債権 | 3か月以上延滞債権 | 元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(破綻先債権、延滞債権を除く) 249 |
| | 貸出条件緩和債権 | 貸出条件緩和債権 | 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く) 2 |
| 正常債権(注3) | 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権 667,877 | | |

※表中の金額は、各種基準との関連を明らかにするため、すべて単位未満を切り捨てて表示しています。
 (注1) 要管理債権を有する債務者の、3か月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。
 (注2) 償却・引当基準と金融再生法の差は、直接償却額分です。
 (注3) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権(未収利息等)については、正常債権に含まれます。
 (注4) 金融再生法とリスク管理債権の差は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位二区分の合計額(貸出金分)にも一致することとなります。

財務データ

経営指標

▶▶ 主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

| 項目 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 16,615 | 16,073 | 15,946 | 15,667 | 15,678 |
| 経常利益 | 3,041 | 2,974 | 2,213 | 2,507 | 2,816 |
| 当期純利益 | 1,919 | 2,057 | 1,466 | 1,740 | 1,922 |
| 業務純益 | 3,145 | 3,059 | 2,377 | 2,648 | 2,814 |
| 純資産額 | 40,016 | 42,011 | 43,319 | 44,945 | 46,661 |
| 総資産額 | 913,616 | 929,653 | 942,412 | 979,838 | 989,621 |
| 預金積金残高 | 859,609 | 874,549 | 882,819 | 920,854 | 921,961 |
| 貸出金残高 | 642,536 | 645,171 | 657,360 | 662,506 | 670,580 |
| 有価証券残高 | 9,215 | 14,036 | 19,591 | 19,021 | 20,793 |
| 出資総額 | 3,334 | 3,334 | 3,334 | 3,334 | 3,334 |
| 出資総口数(口) | 3,334,320 | 3,334,320 | 3,334,320 | 3,334,320 | 3,334,320 |
| 出資に対する配当金 | 133 | 133 | 133 | 133 | 133 |
| 職員数(人) | 724 | 727 | 734 | 754 | 774 |
| 単体自己資本比率(%) | 8.90 | 9.09 | 9.18 | 9.17 | 9.41 |

- (注)1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
 なお、預金積金残高には譲渡性預金を含んでいません。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。
 この告示は平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されています。このため、2012年度(平成24年度)以前については旧告示に基づく結果を、2013年度(平成25年度)以降においては新告示に基づく結果の開示を行っています(以下同じ)。
 なお、当金庫は国内基準を採用しています。
3. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から「貸倒引当金純繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。

▶▶ 主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

| 項目 | 2014年度 | 2015年度 |
|--------------|---------|---------|
| 業務粗利益 | 12,490 | 12,536 |
| 業務粗利益率 | 1.31 | 1.28 |
| 資金運用収支 | 13,591 | 13,590 |
| 役務取引等収支 | △1,404 | △1,433 |
| その他業務収支 | 300 | 378 |
| 資金運用勘定平均残高 | 953,311 | 974,534 |
| 資金運用収益(受取利息) | 14,626 | 14,452 |
| 資金運用収益増減(△)額 | △211 | △173 |
| 資金運用利回り | 1.53 | 1.48 |
| 資金調達勘定平均残高 | 916,509 | 937,516 |
| 資金調達費用(支払利息) | 1,034 | 862 |
| 資金調達費用増減(△)額 | △184 | △172 |
| 資金調達利回り | 0.11 | 0.09 |
| 資金調達原価率 | 1.18 | 1.12 |
| 総資金利鞘 | 0.35 | 0.36 |
| 総資産経常利益率 | 0.25 | 0.28 |
| 総資産当期純利益率 | 0.17 | 0.19 |
| 総資産業務純益率 | 0.27 | 0.28 |
| 純資産経常利益率 | 5.59 | 6.05 |
| 純資産当期純利益率 | 3.88 | 4.13 |
| 純資産業務純益率 | 5.90 | 6.04 |

- (注)1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 利益率・純益率

$$\begin{aligned} & \text{総資産(純)利益率} \\ & (\text{又は純益率}) \\ & = \frac{(\text{純})利益(\text{又は純益})}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{純資産(純)利益率} \\ & (\text{又は純益率}) \\ & = \frac{(\text{純})利益(\text{又は純益})}{\text{純資産(外部流出を除く)期末残高}} \times 100 \end{aligned}$$

▶▶ 純資産の内訳

(単位:百万円)

| 項目 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 純資産 | 40,016 | 42,011 | 43,319 | 44,945 | 46,661 |
| 出資金 | 3,334 | 3,334 | 3,334 | 3,334 | 3,334 |
| 資本剰余金 | — | — | — | — | — |
| 利益剰余金 | 35,176 | 37,105 | 38,447 | 40,057 | 41,830 |
| 利益準備金 | 3,334 | 3,334 | 3,334 | 3,334 | 3,334 |
| その他利益剰余金 | 31,841 | 33,771 | 35,113 | 36,722 | 38,496 |
| 特別積立金 | 29,742 | 31,442 | 33,242 | 34,542 | 36,142 |
| (特別積立金) | (1,450) | (1,450) | (1,450) | (1,450) | (1,450) |
| (金利変動等準備積立金) | (9,478) | (9,578) | (9,878) | (11,178) | (12,778) |
| (機械化積立金) | (10,570) | (12,070) | (13,570) | (13,570) | (13,570) |
| (配当準備積立金) | (760) | (760) | (760) | (760) | (760) |
| (経営基盤強化積立金) | (5,784) | (5,884) | (5,884) | (5,884) | (5,884) |
| (為替変動準備積立金) | (500) | (500) | (500) | (500) | (500) |
| (不動産更新準備積立金) | (1,000) | (1,000) | (1,000) | (1,000) | (1,000) |
| (社会貢献事業積立金) | (200) | (200) | (200) | (200) | (200) |
| 当期末処分剰余金 | 2,099 | 2,329 | 1,871 | 2,180 | 2,354 |
| その他有価証券評価差額金 | 131 | 203 | 177 | 196 | 146 |
| 繰延ヘッジ損益 | — | — | — | △1 | △29 |
| 土地再評価差額金 | 1,373 | 1,368 | 1,360 | 1,358 | 1,380 |

預金に関する指標

▶▶ 預金科目別残高 (期末残高)

(単位:百万円)

| 項目 | 2014年度末 | | | | 2015年度末 | | | |
|--------|---------|-------|--------|--------|---------|-------|--------|--------|
| | 個人 | 法人 | | | 個人 | 法人 | | |
| | | 公金預金 | 金融機関預金 | その他預金 | | 公金預金 | 金融機関預金 | その他預金 |
| 当座預金 | - | - | - | 191 | - | - | - | 184 |
| 普通預金 | 213,609 | 1,314 | 30 | 24,731 | 226,006 | 1,452 | 43 | 20,738 |
| 貯蓄預金 | 2,149 | - | - | - | 2,092 | - | - | - |
| 通知預金 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 別段預金 | - | 114 | 78 | 48 | - | 53 | 8 | 46 |
| 納税準備預金 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 定期預金 | 648,769 | 1,935 | 328 | 27,554 | 640,928 | 1,980 | 374 | 28,049 |
| 定期積金 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 864,528 | 3,364 | 436 | 52,524 | 869,027 | 3,487 | 427 | 49,019 |

▶▶ 預金者別内訳 (期末残高)

(単位:百万円、%)

| 項目 | 2014年度末 | | 2015年度末 | |
|------------------|-----------|---------|-----------|---------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 団体会員 | 764,790 | 83.05 | 768,872 | 83.39 |
| 民間労働組合 | 153,788 | 16.70 | 153,983 | 16.70 |
| 民間以外の労働組合及び公務員団体 | 474,395 | 51.51 | 482,968 | 52.38 |
| 消費生活協同組合・同連合会 | 6,451 | 0.70 | 5,594 | 0.60 |
| その他の団体 | 130,154 | 14.13 | 126,325 | 13.70 |
| (うち間接構成員) | (723,638) | (78.58) | (730,754) | (79.26) |
| 個人会員 | 747 | 0.08 | 812 | 0.08 |
| 国・地方公共団体・非営利法人 | 5,989 | 0.65 | 6,019 | 0.65 |
| 一般員外(a) | 149,327 | 16.21 | 146,255 | 15.86 |
| 合計 | 920,854 | 100.00 | 921,961 | 100.00 |

(注) 当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けています。

(単位:百万円)

| 項目 | 2014年度末 | 2015年度末 |
|-----------------------------|---------|---------|
| 一般員外譲渡性預金(b) | 250 | 690 |
| 一般員外預金計(c) : (上表の(a) + (b)) | 149,577 | 146,945 |
| 譲渡性預金を含む総預金残高(d) | 927,558 | 936,112 |
| 一般員外預金比率(c)/(d) × 100 | 16.12% | 15.69% |

▶▶ 預金種類別内訳 (平均残高)

(単位:百万円)

| 項目 | 2014年度 | 2015年度 |
|--------|---------|---------|
| 流動性預金 | 244,408 | 251,017 |
| 定期性預金 | 665,184 | 678,054 |
| 譲渡性預金 | 8,893 | 10,274 |
| その他の預金 | - | - |
| 合計 | 918,486 | 939,346 |

▶▶ 財形貯蓄残高 (期末残高)

(単位:百万円、%)

| 項目 | 2014年度末 | | 2015年度末 | |
|------|---------|----------|---------|----------|
| | 金額 | 預金に占める割合 | 金額 | 預金に占める割合 |
| 一般財形 | 113,024 | 12.18 | 114,443 | 12.22 |
| 財形年金 | 59,848 | 6.45 | 58,720 | 6.27 |
| 財形住宅 | 10,373 | 1.11 | 9,670 | 1.03 |
| 合計 | 183,247 | 19.75 | 182,834 | 19.53 |

▶▶ 定期預金の固定金利・変動金利別内訳 (期末残高)

(単位:百万円)

| 項目 | 2014年度末 | 2015年度末 |
|----------|---------|---------|
| 固定金利定期預金 | 678,446 | 671,153 |
| 変動金利定期預金 | 140 | 180 |
| 合計 | 678,587 | 671,333 |

財務データ

貸出金等に関する指標

▶▶ 貸出金科目別内訳 (平均残高)

(単位:百万円)

| 項目 | 2014年度 | 2015年度 |
|------|---------|---------|
| 手形貸付 | 1,210 | 784 |
| 証書貸付 | 649,030 | 652,663 |
| 当座貸越 | 8,776 | 8,550 |
| 割引手形 | - | - |
| 合計 | 659,017 | 661,998 |

▶▶ 貸出金の固定金利・変動金利別内訳

(期末残高)

(単位:百万円)

| 項目 | 2014年度末 | 2015年度末 |
|---------|---------|---------|
| 固定金利貸出金 | 179,257 | 201,994 |
| 変動金利貸出金 | 483,248 | 468,585 |
| 合計 | 662,506 | 670,580 |

(注) 手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

▶▶ 貸出金担保種類別内訳 (期末残高)

(単位:百万円)

| 項目 | 2014年度末 | 2015年度末 |
|---------|---------|---------|
| 当金庫預金積金 | 2,760 | 2,683 |
| 有価証券 | - | - |
| 動産 | - | - |
| 不動産 | 348,631 | 310,250 |
| その他 | - | - |
| 小計 | 351,391 | 312,933 |
| 保証 | 306,255 | 345,278 |
| 信用 | 4,859 | 12,367 |
| 合計 | 662,506 | 670,580 |

▶▶ 債務保証見返勘定の担保種類別内訳

(期末残高)

(単位:百万円)

| 項目 | 2014年度末 | 2015年度末 |
|---------|---------|---------|
| 当金庫預金積金 | - | - |
| 有価証券 | - | - |
| 動産 | - | - |
| 不動産 | 2 | - |
| その他 | - | - |
| 小計 | 2 | - |
| 保証 | 211 | 182 |
| 信用 | 3 | 2 |
| 合計 | 218 | 185 |

▶▶ 預貸率

(単位:%)

| 項目 | 2014年度 | 2015年度 |
|------------|--------|--------|
| 預貸率(期末値) | 71.42 | 71.63 |
| 預貸率(期中平均値) | 71.75 | 70.47 |

▶▶ 貸出金用途別内訳 (期末残高)

(単位:百万円、%)

| 項目 | 2014年度末 | | 2015年度末 | |
|----------|---------|--------|---------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 貸金手当対策資金 | - | - | - | - |
| 生活資金 | 65,835 | 9.93 | 66,635 | 9.93 |
| カードローン | 6,434 | 0.97 | 6,457 | 0.96 |
| 教育ローン | 9,542 | 1.44 | 9,476 | 1.41 |
| その他 | 49,859 | 7.52 | 50,702 | 7.56 |
| 福利共済資金 | 4,727 | 0.71 | 12,277 | 1.83 |
| 設備資金 | 91 | 0.01 | 180 | 0.02 |
| 生協資金 | 350 | 0.05 | 209 | 0.03 |
| 設備資金 | 1,418 | 0.21 | 1,060 | 0.15 |
| 住宅資金 | 590,006 | 89.05 | 590,168 | 88.00 |
| 一般住宅資金 | 76 | 0.01 | 47 | 0.00 |
| 住宅事業資金 | - | - | - | - |
| 合計 | 662,506 | 100.00 | 670,580 | 100.00 |

▶▶ 貸出金貸出先別・業種別内訳 (期末残高)

(単位:百万円、%)

| 項目 | 2014年度末 | | 2015年度末 | |
|---------------------|-----------|---------|-----------|---------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 民間労働組合 | 183,003 | 27.62 | 185,021 | 27.59 |
| 民間以外の労働組合及び公務員団体 | 191,158 | 28.85 | 187,750 | 27.99 |
| 消費生活協同組合及び同連合会 | 1,769 | 0.26 | 9,535 | 1.42 |
| その他の団体 | 271,504 | 40.98 | 265,144 | 39.53 |
| 《うち間接構成員》 | 《645,332》 | 《97.40》 | 《645,807》 | 《96.30》 |
| 上記に所属しない個人会員 | 7 | 0.00 | 5 | 0.00 |
| 会員等計 | 647,443 | 97.72 | 647,457 | 96.55 |
| 預金積金担保貸出 | 362 | 0.05 | 365 | 0.05 |
| その他 | 14,700 | 2.21 | 22,757 | 3.39 |
| 業種別内訳 | | | | |
| 製造業 | - | - | - | - |
| 農業、林業 | - | - | - | - |
| 漁業 | - | - | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | - | - | - | - |
| 建設業 | - | - | - | - |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | - | - |
| 情報通信業 | - | - | - | - |
| 運輸業、郵便業 | - | - | - | - |
| 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業 | - | - | - | - |
| 金融業、保険業 | - | - | - | - |
| 不動産業、物品賃貸業 | - | - | - | - |
| 医療、福祉 | - | - | 25 | (0.00) |
| サービス業 | 32 | (0.00) | 4 | (0.00) |
| 国・地方公共団体 | 4,528 | (0.68) | 12,102 | (1.80) |
| 個人 | 10,139 | (1.53) | 10,625 | (1.58) |
| その他 | - | - | - | - |
| 会員外計 | 15,062 | 2.27 | 23,123 | 3.44 |
| 合計 | 662,506 | 100.00 | 670,580 | 100.00 |

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

有価証券の種類別・残存期間別の残高 (単位:百万円)

| 項目 | 計 | 期間の定めなし | | | | | |
|--------|---------|---------|---------|----------|--------|-------|------|
| | | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 | 10年超 | 10年超 |
| 国債 | 2014年度末 | 7,740 | — | 58 | 2,594 | 5,086 | — |
| | 2015年度末 | 6,738 | — | 1,143 | 4,913 | 681 | — |
| 地方債 | 2014年度末 | 1,087 | — | 251 | 678 | 157 | — |
| | 2015年度末 | 827 | — | 151 | 675 | — | — |
| 短期社債 | 2014年度末 | — | — | — | — | — | — |
| | 2015年度末 | — | — | — | — | — | — |
| 社債 | 2014年度末 | 6,412 | — | 1,122 | 3,369 | 1,919 | — |
| | 2015年度末 | 9,462 | — | 1,032 | 5,620 | 2,809 | — |
| 貸付信託 | 2014年度末 | — | — | — | — | — | — |
| | 2015年度末 | — | — | — | — | — | — |
| 投資信託 | 2014年度末 | 547 | 136 | — | 202 | 207 | — |
| | 2015年度末 | 555 | 147 | — | 200 | 207 | — |
| 株式 | 2014年度末 | 42 | 42 | — | — | — | — |
| | 2015年度末 | 28 | 28 | — | — | — | — |
| 外国証券 | 2014年度末 | 3,191 | — | 100 | 2,298 | 792 | — |
| | 2015年度末 | 3,181 | — | 400 | 2,036 | 745 | — |
| その他の証券 | 2014年度末 | — | — | — | — | — | — |
| | 2015年度末 | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 2014年度末 | 19,021 | 179 | 1,533 | 9,144 | 8,164 | — |
| | 2015年度末 | 20,793 | 175 | 2,727 | 13,446 | 4,444 | — |

有価証券の種類別の平均残高 (単位:百万円、%)

| 項目 | 2014年度 | | 2015年度 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 |
| 国債 | 7,447 | 38.15 | 7,023 | 37.38 |
| 地方債 | 1,237 | 6.33 | 943 | 5.02 |
| 短期社債 | 926 | 4.74 | — | — |
| 社債 | 6,491 | 33.25 | 7,603 | 40.47 |
| 貸付信託 | — | — | — | — |
| 投資信託 | 395 | 2.02 | 516 | 2.75 |
| 株式 | 34 | 0.17 | 39 | 0.20 |
| 外国証券 | 2,986 | 15.30 | 2,658 | 14.15 |
| その他の証券 | — | — | — | — |
| 合計 | 19,519 | 100.00 | 18,784 | 100.00 |

(注) 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債等が含まれます。

預証率 (単位:%)

| 項目 | 2014年度 | 2015年度 |
|------------|--------|--------|
| 預証率(期末値) | 2.05 | 2.22 |
| 預証率(期中平均値) | 2.12 | 1.99 |

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預りした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどにふり向け、勤労者の借入ニーズに応じていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。これらの有価証券については、毎決算期にその価格を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記をご覧ください。なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2016年3月末現在の状況であり、今後、変動していきます。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券 (単位:百万円)

| 項目 | 2014年度末 | | 2015年度末 | |
|----------|----------|----------------|----------|----------------|
| | 貸借対照表計上額 | 当期の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当期の損益に含まれた評価差額 |
| 売買目的有価証券 | — | — | — | — |

2. 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

| 項目 | 2014年度末 | | | 2015年度末 | | | |
|--------------------|----------|-------|-------|----------|-------|-------|-----|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 2,702 | 2,846 | 143 | 2,701 | 2,857 | 156 |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 1,479 | 1,513 | 34 | 1,127 | 1,184 | 57 |
| | 外国証券 | — | — | — | 400 | 400 | 0 |
| | その他 | — | — | — | — | — | — |
| 小計 | 4,181 | 4,359 | 178 | 4,228 | 4,442 | 213 | |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — | 350 | 350 | △0 |
| | 外国証券 | 1,500 | 1,494 | △5 | 1,500 | 1,492 | △7 |
| | その他 | — | — | — | — | — | — |
| 小計 | 1,500 | 1,494 | △5 | 1,850 | 1,843 | △7 | |
| 合計 | 5,681 | 5,854 | 172 | 6,079 | 6,285 | 206 | |

- (注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債等が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

3. 子会社・子会社等株式及び関連法人等株式 (単位:百万円)

| 項目 | 2014年度末 | | | 2015年度末 | | |
|------------|----------|----|----|----------|----|----|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 子会社・子会社等株式 | — | — | — | — | — | — |
| 関連法人等株式 | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | — | — | — | — | — | — |

(注) 子会社・子会社等株式及び関連法人等株式の時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記5.に記載しています。

4. その他有価証券 (単位:百万円)

| 項目 | 2014年度末 | | | 2015年度末 | | | |
|----------------------|----------|--------|-------|----------|--------|-------|-----|
| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式債券 | 13 | 10 | 2 | — | — | |
| | 国債 | 5,038 | 4,871 | 166 | 4,037 | 3,855 | 181 |
| | 地方債 | 1,087 | 1,049 | 37 | 827 | 799 | 27 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 4,432 | 4,385 | 47 | 6,863 | 6,788 | 75 |
| | 外国証券 | — | — | — | 500 | 500 | 0 |
| その他 | 547 | 521 | 25 | 355 | 333 | 22 | |
| 小計 | 11,119 | 10,839 | 279 | 12,583 | 12,277 | 306 | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式債券 | — | — | — | — | — | |
| | 国債 | — | — | — | — | — | |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | |
| | 社債 | — | — | — | 1,021 | 1,071 | △49 |
| | 外国証券 | 1,591 | 1,600 | △8 | 781 | 836 | △54 |
| その他 | — | — | — | 200 | 200 | △0 | |
| 小計 | 1,591 | 1,600 | △8 | 2,002 | 2,107 | △104 | |
| 合計 | 12,710 | 12,439 | 271 | 14,586 | 14,384 | 202 | |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債等が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額 (単位:百万円)

| 項目 | 2014年度末 | 2015年度末 |
|------------|---------|---------|
| 子会社・子法人等株式 | 22 | 22 |
| 関連法人等株式 | — | — |
| 非上場株式 | 6 | 6 |
| 合計 | 28 | 28 |

財務データ

その他業務

》金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

| | 2014年度末 | | 2015年度末 | |
|--------------|----------|----------------|----------|----------------|
| | 貸借対照表計上額 | 当期の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当期の損益に含まれた評価差額 |
| 満期保有目的の金銭の信託 | 2,000 | - | 800 | - |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価としています(「金融商品会計に関する実務指針」第64項)。
2. 「運用目的の金銭の信託」及び「その他の金銭の信託」はありません。

》金融先物取引等・先物外国為替取引等

金融先物取引・先物外国為替取引等はありません。

》デリバティブ取引情報

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

●「デリバティブ取引」とは

「デリバティブ」(金融派生商品)取引とは、金利や為替・有価証券などの本来の金融商品から派生した取引で、金融機関や一般企業で広く利用されています。

●デリバティブ取引の目的

当金庫では、主に保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。

●デリバティブ取引の取組みの情報

当金庫では、固定金利型住宅ローン等の低利な融資のご提供にあたって、将来の金利変動リスクを軽減するため、金利スワップ取引を実施しています。

●デリバティブ取引のリスク管理体制

当金庫では、「リスク管理方針」「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しています。今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

●デリバティブ取引の時価等

デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されていない取引は下表の通りです。

1. 金利関連取引

(単位:百万円)

| 項目 | 2014年度末 | 2015年度末 |
|--------|----------|----------|
| 金利関連取引 | 該当ありません。 | 該当ありません。 |

※日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、上記記載の対象から除いています。

2. 通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引

該当する取引の取扱いはありません。

【スワップ】

あらかじめ定めた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合(金利スワップ)と異なる通貨の場合(通貨スワップ)があります。当金庫では、固定金利型住宅ローン等の取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるためにスワップを利用しています。

【オプション】

あらかじめ定めた一定条件のもとで、債券、株式、通貨などの特定の商品を購入または売却する「権利」を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価(プレミアム)を支払ってオプションを行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

【クレジット・デリバティブ】

対象となる債券取引等の相手方の信用(倒産等による不履行=デフォルト)リスクを回避するために行われるオプション取引の一種で、当該相手方のデフォルト時に補償を受ける権利を買う「プロテクション購入」と、デフォルト時に補償する権利を売る「プロテクション売却」があります。

》公共債窓口販売実績

(単位:千円)

| 項目 | 2014年度 | 2015年度 |
|----|---------|-----------|
| 国債 | 896,760 | 1,050,930 |

》投資信託窓口販売実績

(単位:千円)

| 項目 | 2014年度 | 2015年度 |
|------|---------|---------|
| 投資信託 | 325,253 | 492,974 |

》内国為替取扱実績

(単位:件)

| 項目 | 区分 | 2014年度 | 2015年度 |
|-------|----------|-----------|-----------|
| 送金・振込 | 各地へ向けた分 | 887,671 | 878,707 |
| | 各地より受けた分 | 2,340,628 | 2,357,694 |
| 代金・取立 | 各地へ向けた分 | 30 | 45 |
| | 各地より受けた分 | 27 | 30 |
| 合計 | 各地へ向けた分 | 887,701 | 878,752 |
| | 各地より受けた分 | 2,340,655 | 2,357,724 |

出資金・常勤役員一人当たり一店舗当たり預金・貸出金

≫大口出資会員

(単位:千円、%)

| 順位 | 会員名 | 出資金額 | 出資金総額に対する割合 |
|----|-------------------|---------|-------------|
| 1 | (一社)北海道労働者福祉基金協会 | 189,915 | 5.69 |
| 2 | 生活協同組合コープさっぽろ | 158,354 | 4.74 |
| 3 | (公財)コープさっぽろ社会福祉基金 | 120,000 | 3.59 |
| 4 | 自治労函館市役所職員労働組合 | 66,630 | 1.99 |
| 5 | 新日鐵住金室蘭労働組合 | 57,006 | 1.71 |
| 6 | 全開発労働組合 | 50,496 | 1.51 |
| 7 | 北海道中央バス労働組合 | 49,534 | 1.48 |
| 8 | 自治労稚内市労働組合連合会 | 45,261 | 1.35 |
| 9 | 私鉄総連十勝バス支部 | 44,480 | 1.33 |
| 10 | 札幌市教職員組合 | 44,434 | 1.33 |

(2015年度末実績)

≫会員数内訳

(単位:会員、千円、%)

| 項目 | 2014年度末 | | | 2015年度末 | | |
|------------------|---------|-----------|--------|---------|-----------|--------|
| | 会員数 | 出資金額 | 出資割合 | 会員数 | 出資金額 | 出資割合 |
| 団体会員 | 3,047 | 3,083,377 | 92.47 | 2,914 | 3,090,373 | 92.68 |
| 民間労働組合 | 1,794 | 1,413,603 | 42.39 | 1,703 | 1,411,507 | 42.33 |
| 民間以外の労働組合及び公務員団体 | 799 | 1,016,351 | 30.48 | 795 | 1,017,097 | 30.50 |
| 消費生活協同組合・同連合会 | 28 | 221,876 | 6.65 | 29 | 221,921 | 6.65 |
| その他の団体 | 426 | 431,547 | 12.94 | 387 | 439,848 | 13.19 |
| 個人会員 | 13,732 | 250,943 | 7.52 | 13,376 | 243,947 | 7.31 |
| その他 | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 16,779 | 3,334,320 | 100.00 | 16,290 | 3,334,320 | 100.00 |

≫出資配当等

(単位:千円、%)

| 項目 | 2014年度 (承認日2015年6月24日) | 2015年度 (承認日2016年6月24日) |
|---------------|---------------------------|---------------------------|
| 出資配当 (配当率) | 133,243 (年4%の割合) | 133,168 (年4%の割合) |
| 利用配当 | - | - |
| 配当負担率 | 6.10 | 5.65 |

(注) 配当負担率 = $\frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

≫常勤役員一人当たり及び一店舗当たり預金・貸出金平均残高

| 項目 | 2014年度 | 2015年度 |
|-----------------|--------|--------|
| 常勤役員数(人) | 799 | 815 |
| 一人当たり預金額(百万円) | 1,149 | 1,152 |
| 一人当たり貸出金額(百万円) | 824 | 812 |
| 営業店舗数(店) | 36 | 36 |
| 一店舗当たり預金額(百万円) | 25,513 | 26,092 |
| 一店舗当たり貸出金額(百万円) | 18,306 | 18,388 |

(注) 1. 役員数は期中平均人員を使用しています。
2. 店舗数は期末の店舗数を使用しています。

財務データ

連結情報

≫ 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成(2016年3月末現在)

事業系統図



北海道労金ビジネスサービス(株)

当金庫で使用する各種帳表等の作成管理事務を受託する目的で、1983年9月に営業を開始し、2015年度の年間売上高は、196百万円となりました。

≫ 金庫の子会社等に関する事項

| | | |
|---|---|-------------------|
| 名 | 称 | 北海道労金ビジネスサービス(株) |
| 主たる営業所又は事務所の所在地 | | 札幌市中央区北4条東2丁目7番6号 |
| 資本金又は出資金 | | 10百万円 |
| 事業の内容 | | 現金配送・不動産担保評価業務 他 |
| 設立年月日 | | 1983年9月28日 |
| 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合 | | 100% |
| 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合 | | - % |

≫ 金庫及びその子会社等の事業の概況

純資産

当金庫と北海道労金ビジネスサービス(株)を連結した結果、利益剰余金は42,339百万円となりました。また、出資金は、当金庫の上記連結対象子会社等への出資に連結に伴う調整・消去を加えた結果、3,334百万円となりました。その結果、純資産は47,170百万円となりました。

預金

2015年度は、上記連結子会社等からの預金に連結に伴う調整・消去を加えた結果、譲渡性を含む期末残高は9,359億円となりました。

貸出金

2015年度は、上記連結対象子会社等への貸出金に連結に伴う調整・消去を加えた結果、期末残高は6,705億円となりました。

損益

2015年度の経常収益は15,671百万円、経常費用は12,830百万円となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,936百万円となりました。

≫ 金庫及びその子会社等の主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

| 項目 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 経常収益 | 16,608 | 16,066 | 15,939 | 15,660 | 15,671 |
| 経常利益 | 3,075 | 3,006 | 2,227 | 2,523 | 2,840 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,940 | 2,076 | 1,475 | 1,751 | 1,936 |
| 純資産額 | 40,472 | 42,487 | 43,803 | 45,439 | 47,170 |
| 総資産額 | 913,886 | 929,951 | 942,806 | 980,233 | 990,014 |
| 連結自己資本比率 | 9.02 | 9.22 | 9.28 | 9.27 | 9.51 |

- (注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
 2. 連結自己資本比率は、金融庁・厚生労働省告示に定められた算式に基づいて算出したものです。44ページの「主要な事業の状況を示す指標」の(注)2をご参照ください。
 3. 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。

連結貸借対照表

(単位:百万円)

| 科目 | 2014年度末 | 2015年度末 | 科目 | 2014年度末 | 2015年度末 |
|--------------|---------|---------|--------------|---------|---------|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 現金及び預け金 | 278,397 | 279,473 | 預金積金 | 920,747 | 921,838 |
| コールローン及び買入手形 | — | — | 譲渡性預金 | 6,703 | 14,151 |
| 買現先勘定 | — | — | 借入金 | — | — |
| 債券貸借取引支払保証金 | — | — | コールマネー及び売渡手形 | — | — |
| 買入金銭債権 | 999 | 999 | 売現先勘定 | — | — |
| 金銭の信託 | 2,000 | 800 | 債券貸借取引受入担保金 | — | — |
| 商品有価証券 | — | — | コマーシャル・ペーパー | — | — |
| 有価証券 | 18,998 | 20,771 | 外国為替 | — | — |
| 貸出金 | 662,506 | 670,580 | その他負債 | 3,634 | 3,218 |
| 外国為替 | — | — | 代理業務勘定 | — | — |
| その他資産 | 9,070 | 8,851 | 賞与引当金 | 273 | 281 |
| 有形固定資産 | 7,254 | 7,517 | 役員賞与引当金 | — | — |
| 建物 | 1,949 | 1,920 | 退職給付に係る負債 | 2,494 | 2,413 |
| 土地 | 4,854 | 4,971 | 役員退職慰労引当金 | 62 | 84 |
| リース資産 | — | — | 睡眠預金払戻損失引当金 | 123 | 134 |
| 建設仮勘定 | — | 219 | 債務保証損失引当金 | — | — |
| その他の有形固定資産 | 450 | 406 | 特別法上の引当金 | — | — |
| 無形固定資産 | 38 | 49 | 繰延税金負債 | — | — |
| ソフトウェア | 36 | 48 | 再評価に係る繰延税金負債 | 536 | 536 |
| のれん | — | — | 債務保証 | 218 | 185 |
| リース資産 | — | — | 負債の部合計 | 934,794 | 942,844 |
| その他の無形固定資産 | 1 | 0 | (純資産の部) | | |
| 退職給付に係る資産 | — | — | 出資金 | 3,334 | 3,334 |
| 繰延税金資産 | 813 | 820 | 優先出資申込証拠金 | — | — |
| 再評価に係る繰延税金資産 | — | — | 資本剰余金 | — | — |
| 債務保証見返 | 218 | 185 | 利益剰余金 | 40,551 | 42,339 |
| 貸倒引当金 | △62 | △34 | 処分未済持分(△) | — | — |
| | | | 自己優先出資(△) | — | — |
| | | | 自己優先出資申込証拠金 | — | — |
| | | | 会員勘定合計 | 43,886 | 45,673 |
| | | | その他有価証券評価差額金 | 196 | 146 |
| | | | 繰延ヘッジ損益 | △1 | △29 |
| | | | 土地再評価差額金 | 1,358 | 1,380 |
| | | | 為替換算調整勘定 | — | — |
| | | | 評価・換算差額等合計 | 1,553 | 1,496 |
| | | | 新株予約権 | — | — |
| | | | 非支配株主持分 | — | — |
| | | | 純資産の部合計 | 45,439 | 47,170 |
| 資産の部合計 | 980,233 | 990,014 | 負債及び純資産の部合計 | 980,233 | 990,014 |

注記は52ページをご覧ください。

連結損益計算書

(単位:百万円)

| 科目 | 2014年度 | 2015年度 |
|------------------|--------|--------|
| 経常収益 | 15,660 | 15,671 |
| 資金運用収益 | 14,625 | 14,451 |
| 貸出金利息 | 12,578 | 12,326 |
| 預け金利息 | 1,383 | 1,361 |
| コールローン利息及び買入手形利息 | — | — |
| 買現先利息 | — | — |
| 債券貸借取引受入利息 | — | — |
| 有価証券利息配当金 | 163 | 163 |
| その他の受入利息 | 498 | 600 |
| 役務取引等収益 | 664 | 730 |
| その他業務収益 | 308 | 389 |
| その他経常収益 | 62 | 99 |
| 貸倒引当金戻入益 | — | 27 |
| 償却債権取立益 | — | — |
| その他の経常収益 | 62 | 71 |
| 経常費用 | 13,136 | 12,830 |
| 資金調達費用 | 1,034 | 862 |
| 預金利息 | 1,025 | 846 |
| 給付補填備金繰入額 | — | — |
| 譲渡性預金利息 | 9 | 10 |
| 借入金利息 | — | — |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | — | — |
| 売現先利息 | — | — |
| 債券貸借取引支払利息 | — | — |
| コマーシャル・ペーパー利息 | — | — |
| その他の支払利息 | 0 | 4 |
| 役務取引等費用 | 2,074 | 2,170 |
| その他業務費用 | 10 | 12 |
| 経費 | 9,986 | 9,744 |
| その他経常費用 | 30 | 40 |
| 貸倒引当金繰入額 | 0 | — |
| その他の経常費用 | 29 | 40 |
| 経常利益 | 2,523 | 2,840 |
| 特別利益 | 3 | 0 |
| 固定資産処分益 | 3 | 0 |
| 負ののれん発生益 | — | — |
| その他の特別利益 | — | — |
| 特別損失 | 93 | 84 |
| 固定資産処分損 | 10 | 35 |
| 減損損失 | 83 | 48 |
| その他の特別損失 | — | — |
| 税金等調整前当期純利益 | 2,432 | 2,756 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 603 | 791 |
| 法人税等調整額 | 78 | 28 |
| 法人税等合計 | 681 | 819 |
| 当期純利益 | 1,751 | 1,936 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | — | — |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,751 | 1,936 |

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 581円18銭以上

連結剰余金計算書

(単位:百万円)

| 科目 | 2014年度 | 2015年度 |
|-----------------|--------|--------|
| (資本剰余金の部) | | |
| 資本剰余金期首残高 | — | — |
| 資本剰余金増加高 | — | — |
| 資本剰余金減少高 | — | — |
| 資本剰余金期末残高 | — | — |
| (利益剰余金の部) | | |
| 利益剰余金期首残高 | 38,931 | 40,551 |
| 利益剰余金増加高 | 1,753 | 1,921 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,751 | 1,936 |
| 土地再評価差額金取崩額 | 1 | △15 |
| 利益剰余金減少高 | 133 | 133 |
| 配当金 | 133 | 133 |
| 利益剰余金期末残高 | 40,551 | 42,339 |

連結情報

2015年度連結貸借対照表(51ページ)の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式の評価は、移動平均法による原価法、その他有価証券の評価については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価については移動平均法による原価法により行っており、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
なお、売買目的有価証券は保有していません。
3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
4. テリタイプ取引の評価基準及び評価方法
テリタイプ取引の評価は、時価法により行っています。
5. 有形固定資産の減価償却の方法
当金庫の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しています。また、主な耐用年数は次の通りです。
建物 8年~50年
その他 4年~25年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しています。
6. 資産除去債務の計上基準
当金庫は、一部の営業用店舗等に関して不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しています。この様な有形固定資産の除去に際する契約並びに法令上の義務に関して資産除去債務を計上しています。
資産除去債務の見積もりにあたり、使用見込期間は対象となる有形固定資産の法定耐用年数、割引率については資産除去の実施が予想される年限に対応する見積時点の税引前リスク・フリーレートを採用しています。
なお、個々の除去費用が少額な場合などにおいては、当金庫の規定に基づき金額の重要性を勘案し資産除去債務の会計処理の対象外としています。
当会計年度における資産除去債務の残高の推移は以下の通りです。
期首残高 135,246千円
有形固定資産の取得に伴う増加額 3,882
時の経過による調整額 2,181
不動産賃貸物件取得に伴う資産除去債務の減少額 6,424
当会計年度末残高 134,886
7. 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。なお、当金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付けています。
なお、連結される子会社及び子法人等においては、外貨建資産・負債は該当ありません。
9. 貸倒引当金の計上基準
当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しています。
なお、連結される子会社及び子法人等においては、貸倒引当金を計上していません。
10. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
11. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次の通りです。
(1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理
(2) 数理計算上の差異
各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理
12. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

13. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。
14. ヘッジ会計の方法
当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に規定する繰延ヘッジによって行っています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理
当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっています。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 6,225,466千円
17. リース取引
電子計算機等の一部を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。なお、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等における所有権移転外ファイナンス・リース取引は、金額の重要性が乏しいと認められるため、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしています。
18. 破綻先債権額及び延滞債権額
貸出金のうち、破綻先債権額は241,589千円、延滞債権額は2,907,816千円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
19. 3か月以上延滞債権額
貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は249,770千円です。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。
20. 貸出条件緩和債権額
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,857千円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3か月以上延滞債権」に該当しないものです。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額
破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,402,033千円です。
なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
22. 担保に供している資産
担保に供している資産はありません。
なお、当座借越の担保及び内国為替決済保証金の担保として、定期預け金37,619,600千円を差し入れています。
23. 土地の再評価の方法と差額
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布、法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、(興行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,451,098千円
24. 出資1口当たりの純資産額 14,146円98銭
25. 労働金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 154,117千円
26. 労働金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 -千円
27. 子会社等の株式又は出資金の総額(連結子会社の株式(又は出資金)を除く) -千円
28. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫グループでは、当金庫のみが貸出及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っており、これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案しながら、預金積金及び譲渡性預金により資金調達を行っています。
このように、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、当金庫において資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。その一環としてテリタイプ取引も行っています。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループは、事業地区内の個人を中心とした取引先に

対する貸出金、及び金融機関への預け金の他、債券、投資信託及び株式などの有価証券を主たる金融資産として保有しており、これらはそれぞれ市場リスク、信用リスクに晒されています。

また、当金庫が事業区内の個人を中心とした取引先から受け入れている、預金積金及び譲渡性預金が主たる金融負債であり、これらは流動性リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫グループでは、これを貸出金に関わる金利の変動リスクに対するヘッジ手段として用いており、ヘッジ会計を適用しています。

このヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、当金庫がヘッジ対象としている貸出金をグループ化して管理し、ヘッジ手段がヘッジ対象を上回っていないことを検証するなど、ヘッジの有効性を定期的に評価しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループでは、貸出事業を行う当金庫において与信信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、「融資事務取扱要領」を制定するとともに、階層別の業務研修を行っており、さらには牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件審査を行う体制としています。さらには、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、「資産査定規程」に基づき定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、リスク管理部門と審査及び与信管理部門が貸出金等の全ての資産に対する査定を実施し、さらに全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施しています。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部門が定期的に格付や時価を把握することで管理しています。

信用リスクの管理状況については、当金庫の常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要対応等について協議の上、当金庫の常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、当金庫の常務会及び理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

② 市場リスクの管理

イ. 金利リスク及び価格変動リスクの管理

当金庫グループは、当金庫の「リスク管理方針」[リスク管理規程]において、リスク管理方法や手続等を規定しており、統計的手法であるバリュー・アット・リスク(VaR)を用いて金利リスク及び価格変動リスクを計測し、当金庫の理事会で決定したリスク限度額の範囲内となるよう管理を行うとともに、バック・テストを定例実施し、計測手法の有効性を検証しています。

月次で実施している計測の結果については、当金庫の常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会及び理事会において協議・決定することとしており、金利リスク管理及び価格変動リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っています。

ロ. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、当金庫の「リスク管理方針」[リスク管理規程]「ヘッジ取引要領」に基づき実施しています。

デリバティブの取引状況については、定期的に当金庫の経営管理委員会が報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、デリバティブ取引に関するリスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

ハ. 市場リスクに係る定量的情報

当金庫の連結子会社の市場リスク量は僅少であるため、連結での市場リスク量の算出は行っていません。

当金庫単体では、金融資産及び金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間:「預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引」は120日、「有価証券」は20日、信頼区間:99%、観測期間:金利リスクは5年間、価格リスクは3年間)により算出しており、平成28年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は全体で6,245,281千円です。流動性預金のVaRについては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。住宅ローンのVaRについては、過去の実績に基づくプリペイメント(期限前返済)モデルを用いて算出しています。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、当金庫のALMを通して適時に資金管理を行う他、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短のバ

ランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

流動性リスクの管理状況については、定期的に当金庫の経営管理委員会が報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、流動性リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

29. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表に含めていません。(注2)参照。

(単位:千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| (1) 現金及び預け金 | 279,473,226 | 281,290,767 | 1,817,541 |
| (2) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 6,079,541 | 6,285,970 | 206,429 |
| その他有価証券 | 14,685,797 | 14,685,797 | - |
| (3) 貸出金 | 670,580,316 | | |
| 貸倒引当金(*1) | △18,884 | | |
| | 670,561,431 | 679,904,664 | 9,343,232 |
| 金融資産 計 | 970,799,995 | 982,167,198 | 11,367,203 |
| (1) 預金積金 | 921,838,377 | 922,465,755 | 627,378 |
| (2) 譲渡性預金 | 14,151,147 | 14,153,823 | 2,676 |
| 金融負債 計 | 935,989,525 | 936,619,579 | 630,054 |
| デリバティブ取引(*2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | - | - | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (41,136) | (41,136) | - |
| デリバティブ取引 計 | (41,136) | (41,136) | - |

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) その他資産、その他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しています。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。また、満期がある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、投資信託は公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出実行後において貸出先の信用状態に大きな変動がない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しています。なお、約定期間が短期(1年以内)のもの、及び貸出を担保資産の範囲内に限るなど、その特性から返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等より時価が帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価としています。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づき個別に貸倒引当金を見積もっているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から個別貸倒引当金計上額を控除した額に近似していると想定されることから、当該価額を時価としています。

金融負債

(1) 預金積金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分した上で、将来のキャッシュ・フローを割引いた現在価値を算定しており、その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|----------------|------------|
| 非上場株式(*1) | 6,100 |
| 労働金庫連合会出資金(*2) | 6,300,000 |
| 合 計 | 6,306,100 |

(*1) 非上場株式については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。

(*2) 労働金庫連合会出資金については、市場価格が無く、時価を

連結情報

把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| 預け金 | 103,242,927 | 159,000,500 | 12,500,000 | - |
| 有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 877,819 | 4,201,721 | 1,000,000 | - |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 1,849,645 | 9,244,429 | 3,444,486 | - |
| 貸出金(※1) | 64,496,616 | 152,005,701 | 141,611,559 | 312,466,439 |
| 合計 | 170,467,009 | 324,452,352 | 158,556,045 | 312,466,439 |

(※1) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでいます。

(注4) 有利子負債の連結決算日後の償還予定額 (単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|----------|-------------|-------------|--------------|------|
| 預金積金(※1) | 519,607,791 | 398,650,343 | 3,580,243 | - |
| 譲渡性預金 | 12,939,147 | 1,212,000 | - | - |
| 合計 | 532,546,938 | 399,862,343 | 3,580,243 | - |

(※1) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めています。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項
有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表に含めていません(29.(注2)参照)。

- (1) 売買目的有価証券
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 -千円
- (2) 満期保有目的の債券 (単位:千円)

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------|------|------------|-----------|---------|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 2,701,721 | 2,857,810 | 156,088 |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 短期社債 | - | - | - |
| | 社債 | 1,127,152 | 1,184,655 | 57,502 |
| | 外国証券 | 400,000 | 400,320 | 320 |
| | その他 | - | - | - |
| | 小計 | 4,228,874 | 4,442,785 | 213,910 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | - | - | - |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 短期社債 | - | - | - |
| | 社債 | 350,666 | 350,665 | △1 |
| | 外国証券 | 1,500,000 | 1,492,520 | △7,480 |
| | その他 | - | - | - |
| | 小計 | 1,850,666 | 1,843,185 | △7,481 |
| 合計 | | 6,079,541 | 6,285,970 | 206,429 |

(3) その他有価証券 (単位:千円)

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------|---------|------------|------------|------------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | 12,228,666 | 11,943,870 | 284,795 |
| | 国債 | 4,037,170 | 3,855,944 | 181,225 |
| | 地方債 | 827,185 | 799,917 | 27,267 |
| | 短期社債 | - | - | - |
| | 社債 | 6,863,710 | 6,788,008 | 75,702 |
| | 外国証券 | 500,600 | 500,000 | 600 |
| | 投資信託 | 355,166 | 333,150 | 22,016 |
| | その他 | - | - | - |
| | | 小計 | 12,583,832 | 12,277,020 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 1,802,825 | 1,907,110 | △104,285 |
| | 債券 | - | - | - |
| | 国債 | - | - | - |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 短期社債 | - | - | - |
| | 社債 | 1,021,501 | 1,071,110 | △49,609 |
| | 外国証券 | 781,324 | 836,000 | △54,676 |
| 投資信託 | 200,040 | 200,540 | △500 | |
| その他 | - | - | - | |
| | 小計 | 2,002,865 | 2,107,650 | △104,785 |
| 合計 | | 14,586,697 | 14,384,671 | 202,025 |

31. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当はありません。

32. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位:千円)

| | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-----------|---------|---------|
| 株式 | 49,870 | 9,512 | - |
| 債券 | 2,016,807 | 5,262 | 329 |
| 国債 | 1,616,884 | 5,010 | - |
| 地方債 | - | - | - |
| 短期社債 | - | - | - |
| 社債 | 399,923 | 252 | 329 |
| 外国証券 | - | - | - |
| 投資信託 | 23,478 | 5,577 | - |
| その他 | - | - | - |
| 合計 | 2,090,155 | 20,352 | 329 |

33. 保有目的を変更した有価証券
該当はありません。

34. 減損処理を行った有価証券
該当はありません。

35. 金銭の信託の保有目的別内訳

- (1) 運用目的の金銭の信託
該当はありません。
- (2) 満期保有目的の金銭の信託 (単位:千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの |
|--------------|------------|---------|----|-----------------------|------------------------|
| 満期保有目的の金銭の信託 | 800,000 | 800,000 | - | - | - |

(注) 1. 時価は「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき簿価を時価としています。

2. 「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

(3) その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)
該当はありません。

36. 当座貸越契約等
当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は118,811,477千円です。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものは31,148,585千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項がつけられています。

また、契約時において、必要に応じ不動産等の担保を徴求するほか、予め定めている庫内手続きに基づき、契約後も必要に応じて契約の見直しをするなど、債権保全上の措置等を講じています。

なお、総合口座は定期預金を担保として債権保全上の措置を行う契約であり、未実行残高は上記の金額のうち87,662,891千円です。

37. 退職給付債務等

当連結会計年度末の退職給付債務等は次の通りです。

| | |
|------------------|--------------|
| 退職給付債務 | △6,845,168千円 |
| 年金資産(時価) | 3,630,684 |
| 未積立退職給付債務 | △3,214,484 |
| 未認識数理計算上の差異 | 800,632 |
| 未認識過去勤務費用(債務の減額) | - |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △2,413,851 |
| 退職給付に係る資産 | - |
| 退職給付に係る負債 | △2,413,851 |

38. 追加情報

連結子会社の北海道労金ビジネスサービス株式会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.3%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.8%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については33.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産は7千円減少し、法人税等調整額は7千円増加しています。

以上

リスク管理債権の状況

破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額およびこれらに対する保全状況(連結)

連結対象子会社となる北海道労金ビジネスサービス(株)は、貸出業務を行っていませんので、連結の場合においても、破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権の金額は金庫単体で算出したものと同一になっています。
金額、用語とも単体のもの(41ページ)をご覧ください。

連結セグメント情報

連結の対象となる北海道労金ビジネスサービス(株)は、現金配当・不動産担保評価業務等を営んでいますが、それらの事業の種類ごとの区分に属する経常収益、経常利益又は経常損失の額及び資産の額(以下「経常収益等」といいます。)の、経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

自己資本の充実の状況

《定性的な開示事項》

1. 連結の範囲に関する事項

連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号。以下、自己資本比率告示といいます。）第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社」と「連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。

当金庫の連結子会社（連結自己資本比率を算出する対象となる子会社）は1社であり、連結子会社の名称及び主要な業務の内容は以下のとおりです。

| 連結子会社の名称 | 主要な業務の内容 |
|----------------|--|
| 北海道労働金庫サービス(株) | 当金庫本支店間における現金配送業務 当金庫の債権担保の目的となる不動産評価業務 他 |

- (注) 1. 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものではありません。
2. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものではありません。
3. 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は設けていません。

2. 自己資本調達手段の概要

2015年度末の自己資本は出資金及び利益剰余金により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

| | |
|------|--------------------------------|
| 普通出資 | ①発行主体:北海道労働金庫 |
| | ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:3,334百万円 |
| 普通株式 | ①発行主体:北海道労働金庫サービス(株) |
| | ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:-1百万円 |

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、自己資本の充実を図るため、自己資本比率の目標設定と管理、および当金庫が業務を行う上で被る可能性がある各種のリスクを把握・管理することで、自己資本充実度の評価を行っています。

自己資本充実度を評価する方法としては、自己資本比率の当金庫としての目標水準および年度計画に対する達成状況、ならびに前年対比での改善状況、自己資本額の前年対比増減および「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」などの管理対象リスクに対し、自己資本を配賦することにより設定したリスク限度額に、それらのリスク量が収まっていることなどを定期的にモニタリングすることにより、自己資本の質と量の両面からその十分性について検討を行っています。

この他、有価証券に関し一定の金利ショックや株価指数の変動が起った場合の影響額を試算するストレス・テスト等も実施しています。連結グループとしての自己資本の充実度の評価は、連結自己資本比率の管理をすることでを行っています。なお、当金庫子会社の業務運営は当金庫の管理下であり、また連結グループの総資産に占める子会社の資産規模はごく僅かであることから、子会社固有のリスクが連結グループに及ぼす影響は軽微なものであると判断しています。

4. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、貸出業務に係る内部規程を制定するとともに、階層別の業務研修や営業巡回指導を行うとともに、牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件の審査を行う体制としています。

また、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、内部規程を制定して定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、リスク管理部門と審査および管理部門が、貸出金等の全ての資産について査定を実施した上で、さらに全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施しています。

信用リスクの管理状況については、常勤役員を中心として構成される、経営管理委員会に定期的に報告され、必要対応等について協議の上、常務会および理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会および理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する管理体制としています。

なお、連結グループにおいては、当金庫本体のみが与信業務を行っています。子会社の取引先は当金庫を主としているため、子会社の売掛金、未収金などに潜在する信用リスクは管理対象としていません。

貸倒引当金の計上は、「資産査定規程」に基づき以下のとおりとしています。

- ・正常先債権および要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績を勘案した予想損失率を基に算出した予想損失額を引当てています。
- ・破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。
- ・破綻先債権および実質破綻先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S & P)
- ・フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫は、当金庫のクレジット・ポリシーにおいて定義する「安全性の原則」に基づき、貸出取引をするにあたっては、回収の確実性を確保するため、担保や保証などの保全措置を講ずることを必須としています。但し、担保・保証はあくまで安全性の補完措置であると位置付け、担保・保証に依拠しない貸出判断および手続を行うことを規定しています。

当金庫が扱う担保は、自金庫預金、不動産等、保証は機関保証を原則とした上で、国および地方公共団体保証、労働組合などの団体保証、人的保証などがありますが、当金庫の内部規程により適切な担保取得、付保手続と顧客への説明、評価および管理を行っています。なお、与信取引先期限の利益喪失事由が発生した場合には、当該与信取引の範囲内において、当金庫の内部規程に基づく手続により、当金庫との債権と債務の相殺を行なう場合があります。また、クレジット・デリバティブにより信用リスクを削減する取引はありません。

自己資本比率の算定に当たっては、自己資本比率告示で定める簡便手法により、「適格金融資産担保」と「保証」を信用リスク削減手法として用いています。「適格金融資産担保」については、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金、「保証」については、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている国または地方公共団体による保証について信用リスク削減効果を勘案しています。なお、信用リスク削減手法の適用対象を限定していることから、これによる集中リスクの発生を認識していません。

6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫連結グループにおいては、当金庫のみが以下の派生商品取引を利用しています。

- ・金利スワップ取引…固定金利型住宅ローン等の取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるために利用しています。

派生商品取引の与信先の信用リスクについては「リスク管理規程」に基づき、月次で適格格付機関の格付等を点検しています。エクスポージャーが過大とならないよう与信先の分散に努めています。

引当金の算定については、「資産査定規程」等に基づき算定しています。

万一、当金庫が取引相手に担保を提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫連結グループにおいては、当金庫本体のみが投資家として証券化エクスポージャーを取得しています。

当金庫は経営体力との対比で過大なリスクテイクを行わないことを目的に、「資金運用方針」においてリスクの所在が明らかでないものについては運用の対象としていません。

投資家として証券化エクスポージャーを取得する場合には、スキームの特性や償還見通しを個別に検討・評価し、取得後においては月次または必要に応じ随時時価の把握と適格格付機関の格付を確認するとともに、半期毎の資産査定、さらにはストレステストを実施し、リスクの把握を行っています。

また、これらの運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告および協議の上、常務会および理事会に報告しています。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により信用リスク・アセットの額を算出しています。

自己資本の充実の状況

(3) 証券化取引に関する会計方針

当金庫の「決算経理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切な会計処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス (S & P)
- ・フィッチ・レーティングス・リミテッド (Fitch)

8. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等エクスポージャーは、上場株式、非上場株式、子会社株式、労働金庫連合会への出資金等が該当し、当金庫グループでは当金庫本体のみが保有しています。

当金庫は経営体力との対比で過大なリスクテイクを行わないことを目的に、「資金運用方針」において運用スタンスを定め、保有する個別銘柄については、月次または必要に応じ随時時価の把握と適格格付機関の格付を確認するとともに、半期毎の資産査定、さらにストレステストを実施し、リスクの把握を行っています。なお、子会社株式のエクスポージャー額は少額であり、リスクが限定されています。

これら運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告および協議の上、常務会および理事会に報告しており、また、会計処理については、当金庫の「決算経理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理しています。

9. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動により資産・負債の経済価値が変動することで、将来の期間損益に影響を与えるリスクであり、当金庫では、リスク管理部署が運用と調達における期間ミスマッチにより生じるギャップを分析し、自己資本の配賦により決定するリスク限度額に対する金利リスク量をモニタリングすることで管理を行っています。

金利リスク量のモニタリング結果については、定期的に経営管理委員会で報告および協議の上、常務会および理事会に報告しています。

(2) 金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当金庫は、GPS（グリッド・ポイント・センシティブティ）方式により、保有期間：「預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引」は120日、「有価証券」は20日、観測期間：5年間で計測される信頼区間99%のVaRにより金利リスク量を算定しています。

なお、金利リスク量の算定にあたり、流動性預金については、滞留期間を考慮したコア預金内部モデル、住宅ローンについては、過去の実績に基づくプリペイメント（期限前返済）モデルを用いて算定しています。

また、連結グループの金利リスク管理については、連結子会社の金利リスクが限定的であることから連結での金利リスク量の算出は行っており、当金庫の金利リスク量を適切にコントロールすることにより、連結グループの金利リスクを管理する体制としています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク等をオペレーショナル・リスクの管理対象としています。

オペレーショナル・リスクの管理状況および今後の対応については、「リスク管理方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」に基づき、定期的にオペレーショナルリスク管理委員会、コンプライアンス委員会で報告および協議し、常務会および理事会に報告しています。

(事務リスク)

事務手続規程およびマニュアル等を整備し、手続を順守した事務処理の励行と人材の育成を通じてリスクの極小化を図っています。また、内部監査、自店検査および営業店業務指導の実施により、事務処理状況のチェックと指導を行うことで、事故防止を図っています。また、お客様から寄せられた苦情・トラブル、発生した事故等について各部店からの報告体制を整え、オペレーショナルリスク管理委員会において発生原因の分析と対応策の協議を行い、理事会・監事会に対する報告事項を定め、定期的または随時報告を行っています。

(システムリスク)

災害およびシステム障害等に対して十分な予防措置を講じるとともに、発生に備えてコンティンジェンシープランを策定するなど、業務への影響の極小化と発生した際の早期復旧態勢を構築しています。また、設計・開発・運用に関する規程を整備し、これを順守することによりシステムの安全性を確保しています。情報資産の管理については、セキュリティポリシーおよび関連規程を整備しこれを順守することと合わせて、情報漏洩防止の観点から、システムによるセキュリティ対策を講じるなどして情報資産の適切な管理と保護を行っています。なお、定期的にシステムリスクの発生状況をオペレーショナルリスク管理委員会に報告し対応策を協議していますが、お客様との取引および業務遂行に重大な影響がある事案については理事会に報告しています。

(法務リスク)

法務リスクに係わる規程の整備と合わせて、文書指示や研修等の実施による役員への徹底と業務における実践・検証を通じて適正なリスク管理を行っています。また、当金庫の業務と運営に係わる事項の検証基準を定め、法令等への抵触、コンプライアンス違反等がないかのチェックを行っています。コンプライアンス委員会では、適宜検証結果の評価を行ったうえで、必要に応じ検証項目を見直すなどの対応をする

(風評リスク)

当金庫では、役員が風評情報を把握した場合の報告体制を整備しています。また、万一発生した場合は、風評被害の縮減に向けて役員が適切な対応を取れるよう、危機管理対応マニュアルを定めています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫単体および連結グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

《定量的な開示事項》

1. 単体情報

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

| 項目 | 2014年度末 | 経過措置による不算入額 | 2015年度末 | 経過措置による不算入額 |
|--|---------|-------------|---------|-------------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 43,258 | | 45,031 | |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 3,334 | | 3,334 | |
| うち、利益剰余金の額 | 40,057 | | 41,830 | |
| うち、外部流出予定額(△) | △133 | | △133 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | | — | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 37 | | 8 | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 37 | | 8 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | | — | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 767 | | 689 | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 44,063 | | 45,730 | |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 5 | 21 | 14 | 21 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 5 | 21 | 14 | 21 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | — | — | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — | — | — |
| 前払年金費用の額 | — | — | — | — |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — | — | — |
| 労働金庫連合会の対象普通出資等の額 | — | — | — | — |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | — | — | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | — | — |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | — | — | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 5 | | 14 | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ) | 44,057 | | 45,716 | |
| リスク・アセット等 (3) | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 455,516 | | 461,057 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △760 | | △565 | |
| うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) | 21 | | 21 | |
| うち、繰延税金資産 | — | | — | |
| うち、前払年金費用 | — | | — | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △2,677 | | △2,503 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 1,895 | | 1,916 | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 24,701 | | 24,764 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | | — | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | | — | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 480,218 | | 485,821 | |
| 自己資本比率 | | | | |
| 自己資本比率 ((ハ)/(ニ)) | 9.17 | | 9.41 | |

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。

この告示は平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されています。

また、当金庫は国内基準を採用しています。

自己資本の充実の状況

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

| | 2014年度末 | | 2015年度末 | |
|--|----------|--------|----------|--------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本 | リスク・アセット | 所要自己資本 |
| 信用リスク (A) | 455,516 | 18,220 | 461,057 | 18,442 |
| 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 455,300 | 18,212 | 460,630 | 18,425 |
| 中央政府・中央銀行向け | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | — | — | — | — |
| 金融機関・証券会社向け | 55,057 | 2,202 | 55,600 | 2,224 |
| 法人等向け | 4,236 | 169 | 4,131 | 165 |
| 中小企業等・個人向け | 272,650 | 10,906 | 281,249 | 11,249 |
| 抵当権付住宅ローン | 101,306 | 4,052 | 97,710 | 3,908 |
| 三月以上延滞等 | 1,016 | 40 | 859 | 34 |
| その他 | 21,032 | 841 | 21,078 | 843 |
| 証券化エクスポージャー | 964 | 38 | 979 | 39 |
| (うち再証券化) | (—) | (—) | (—) | (—) |
| 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | — | — | — | — |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | 1,916 | 76 | 1,937 | 77 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △2,677 | △107 | △2,503 | △100 |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | 12 | 0 | 12 | 0 |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オペレーショナル・リスク (B) | 24,701 | 988 | 24,764 | 990 |
| リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) | 480,218 | 19,208 | 485,821 | 19,432 |

- (注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクを伴うものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。
2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
5. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、および債務保証見返等のオフバランス取引等です。
6. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことです。
7. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関関連(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
8. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことです。当金庫では、基礎的手法によりリスク量を算定しています。
(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

(単位:百万円)

| 地域別 | 業種別 | 合計 | | 貸出金等取引 | | 債券 | | 店頭デリバティブ取引 | | 複数の資産を裏付とする資産(ファンド等) | | その他の資産等 | | 三月以上延滞等 | |
|-----|---------------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|------------|---------|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 |
| | | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 |
| 国内 | | 1,017,782 | 1,025,893 | 707,511 | 713,964 | 16,368 | 16,934 | 42 | 44 | 516 | 520 | 293,343 | 294,429 | 768 | 634 |
| 国外 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | | 1,017,782 | 1,025,893 | 707,511 | 713,964 | 16,368 | 16,934 | 42 | 44 | 516 | 520 | 293,343 | 294,429 | 768 | 634 |
| | 製造業 | 1,801 | 1,301 | - | - | 1,801 | 1,301 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 農業、林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 漁業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 鉱業、採石業、砂利採取業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 建設業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,185 | 1,421 | - | - | 1,185 | 1,421 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 情報通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 運輸業、郵便業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業 | 2,019 | 1,940 | 1,719 | 1,240 | 300 | 700 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 金融業、保険業 | 275,279 | 278,057 | - | - | 2,870 | 3,270 | 42 | 44 | - | - | 272,366 | 274,743 | - | - |
| | 不動産業、物品賃貸業 | 480 | 478 | 1 | 0 | 479 | 477 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 医療、福祉 | 87 | 59 | 87 | 59 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | サービス業 | 253 | 325 | 253 | 325 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 国・地方公共団体 | 13,152 | 19,459 | 4,528 | 12,102 | 8,623 | 7,357 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 政府関係機関 | 1,108 | 2,406 | - | - | 1,108 | 2,406 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 個人 | 700,632 | 700,005 | 700,632 | 700,005 | - | - | - | - | - | - | - | - | 768 | 634 |
| | その他 | 21,781 | 20,436 | 288 | 229 | - | - | - | - | 516 | 520 | 20,976 | 19,686 | - | - |
| | 合計 | 1,017,782 | 1,025,893 | 707,511 | 713,964 | 16,368 | 16,934 | 42 | 44 | 516 | 520 | 293,343 | 294,429 | 768 | 634 |
| | 期間の定めのないもの | 85,500 | 83,181 | 47,871 | 46,041 | - | - | - | - | 116 | 120 | 37,512 | 37,019 | - | - |
| | 1年以下 | 161,955 | 151,006 | 55,472 | 62,466 | 708 | 2,623 | 4 | 7 | - | - | 105,770 | 85,909 | - | - |
| | 1年超3年以下 | 155,247 | 164,525 | 79,482 | 79,130 | 4,874 | 3,028 | 4 | 4 | - | - | 70,885 | 82,363 | - | - |
| | 3年超5年以下 | 156,390 | 157,741 | 73,025 | 72,854 | 3,981 | 8,042 | 7 | 6 | 200 | 200 | 79,175 | 76,637 | - | - |
| | 5年超7年以下 | 66,120 | 61,821 | 60,456 | 60,915 | 5,663 | 905 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 7年超10年以下 | 81,630 | 94,416 | 80,263 | 80,654 | 1,139 | 1,034 | 27 | 27 | 200 | 200 | - | 12,500 | - | - |
| | 10年超 | 310,938 | 313,201 | 310,938 | 311,901 | - | 1,300 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 合計 | 1,017,782 | 1,025,893 | 707,511 | 713,964 | 16,368 | 16,934 | 42 | 44 | 516 | 520 | 293,343 | 294,429 | - | - |

- (注) 1. 期末残高は、個別貸倒引当金控除前のエクスポージャーの額を表示しています。
 2. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 3. エクスポージャー区分の「その他の資産等」の主なもの、労働金庫連合会等への金融機関預け金、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産等です。
 4. エクスポージャー区分の「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 5. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 6. 「地域別」において、「ファンド」については個々の資産を地域別別に管理していないことから、全て国内に集約して記載しています。
 7. 「業種別」において、「ファンド」および金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「その他」に集約して記載しています。
 8. 「残存期間別」において、金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「期間の定めのないもの」に集約して記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

| | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 | |
|---------|--------|-------|-------|-----|------|----|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 一般貸倒引当金 | 2014年度 | 38 | 37 | - | 38 | 37 |
| | 2015年度 | 37 | 8 | - | 37 | 8 |
| 個別貸倒引当金 | 2014年度 | 30 | 25 | 6 | 24 | 25 |
| | 2015年度 | 25 | 26 | - | 25 | 26 |
| 合計 | 2014年度 | 68 | 62 | 6 | 62 | 62 |
| | 2015年度 | 62 | 34 | - | 62 | 34 |

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

| リスク・ウェイト区分 | エクスポージャーの額 | | | | | |
|------------|------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | 2014年度末 | | | 2015年度末 | | |
| | 格付有り | 格付無し | 合計 | 格付有り | 格付無し | 合計 |
| 0% | - | 22,166 | 22,166 | - | 27,096 | 27,096 |
| 10% | - | 1,226 | 1,226 | - | 2,409 | 2,409 |
| 20% | 5 | 275,856 | 275,862 | 6 | 278,278 | 278,284 |
| 35% | - | 289,445 | 289,445 | - | 279,172 | 279,172 |
| 50% | 4 | 3,013 | 3,018 | - | 2,946 | 2,946 |
| 75% | - | 409,091 | 409,091 | - | 418,834 | 418,834 |
| 100% | - | 12,830 | 12,830 | - | 13,088 | 13,088 |
| 150% | - | 505 | 505 | - | 467 | 467 |
| 250% | - | 4,378 | 4,378 | - | 4,202 | 4,202 |
| 1250% | - | - | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 9 | 1,018,515 | 1,018,525 | 6 | 1,026,496 | 1,026,502 |

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
 2. リスク・ウェイト区分は、信用リスク削減手法適用を勘案した区分としています。また、個別貸倒引当金が設定されているエクスポージャーについては、個別貸倒引当金相当額を当該エクスポージャーより控除した額で記載しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(3) 個別貸倒引当金および貸出金償却の業種別残高等

(単位:百万円)

| 業種区分 | | 個別貸倒引当金 | | | | 貸出金償却 |
|---------------------|--------|---------|-------|-------|------|-------|
| | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | |
| | | | | 目的使用 | その他 | |
| 製造業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 農業、林業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 漁業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 建設業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 情報通信業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 運輸業、郵便業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 金融業、保険業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 不動産業、物品賃貸業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 医療、福祉 | 2014年度 | 7 | 7 | - | 7 | 7 |
| | 2015年度 | 7 | 7 | - | 7 | 7 |
| サービス業 | 2014年度 | 7 | 7 | - | 7 | 7 |
| | 2015年度 | 7 | 7 | - | 7 | 7 |
| 国・地方公共団体 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 政府関係機関 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 個人 | 2014年度 | 13 | 12 | - | 13 | 12 |
| | 2015年度 | 12 | 12 | - | 12 | 12 |
| その他 | 2014年度 | 9 | 5 | 6 | 2 | 5 |
| | 2015年度 | 5 | 5 | - | 5 | 5 |
| 合計 | 2014年度 | 30 | 25 | 6 | 24 | 25 |
| | 2015年度 | 25 | 26 | - | 25 | 26 |

(注) 個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内エクスポージャーに対するものです。

自己資本の充実の状況

4. 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

| 信用リスク削減手法 | 適格金融資産担保 | | 保証 | | クレジット・デリバティブ | |
|-------------------------|----------|---------|---------|---------|--------------|---------|
| | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 |
| | ポートフォリオ | | | | | |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 2,761 | 2,685 | 2 | 2 | - | - |
| 我が国の政府関係機関向けエクスポージャー | - | - | - | - | - | - |
| 地方三公社向けエクスポージャー | - | - | - | - | - | - |
| 法人等向けエクスポージャー | - | - | - | - | - | - |
| 中小企業等・個人向けエクスポージャー | 2,761 | 2,681 | 2 | 2 | - | - |
| 延滞エクスポージャー | 0 | 3 | - | - | - | - |

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 与信相当額等

(単位:百万円)

| | 派生商品取引 | |
|--|---------|---------|
| | 2014年度末 | 2015年度末 |
| グロス再構築コストの額 (A) | 0 | 3 |
| グロスのアドオンの額 (B) | 42 | 41 |
| グロスの与信相当額 (A) + (B) (C) | 42 | 44 |
| ネットティングによる与信相当額の削減額 (D) | - | - |
| 担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C) - (D) (E) | 42 | 44 |
| 外国為替関連取引 | 4 | 7 |
| 金利関連取引 | 38 | 37 |
| 金関連取引 | - | - |
| 株式関連取引 | - | - |
| 貴金属関連取引(金関連取引を除く) | - | - |
| その他コモディティ関連取引 | - | - |
| クレジット・デリバティブ取引 | - | - |
| 担保の額 (F) | - | - |
| 現金・自金庫預金 | - | - |
| 国債・地方債等 | - | - |
| 担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E) - (F) | 42 | 44 |

- (注)1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
 2. 派生商品取引は、当金庫直取引の他、ファンドの一部に含まれる取引を加算して記載しています。
 3. 長期決済期間取引の取扱いはありません。
 4. クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合

該当はありません。

(2) 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

| | 2014年度末 | | 2015年度末 | |
|---------------|----------|----------|----------|----------|
| | オンバランス取引 | オフバランス取引 | オンバランス取引 | オフバランス取引 |
| 証券化エクスポージャーの額 | 4,821 | - | 4,898 | - |
| カードローン | - | - | - | - |
| 住宅ローン | 3,821 | - | 3,898 | - |
| 自動車ローン | - | - | - | - |
| その他 | 999 | - | 999 | - |

(注)再証券化エクスポージャーは保有していません。

② 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等

(単位:百万円)

| リスクウェイト区分 | エクスポージャー残高 | | | | 所要自己資本の額 | | | |
|-----------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 2014年度末 | | 2015年度末 | | 2014年度末 | | 2015年度末 | |
| | オンバランス取引 | オフバランス取引 | オンバランス取引 | オフバランス取引 | オンバランス取引 | オフバランス取引 | オンバランス取引 | オフバランス取引 |
| 20% | 4,821 | - | 4,898 | - | 38 | - | 39 | - |
| 50% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 100% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1250% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| カードローン | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 住宅ローン | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 自動車ローン | - | - | - | - | - | - | - | - |

- (注)1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
 2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。
 3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

| | 2014年度末 | | 2015年度末 | |
|--------|----------|----|----------|----|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上場株式等 | 13 | 13 | - | - |
| 非上場株式等 | 28 | - | 28 | - |
| その他 | 6,404 | - | 6,402 | - |
| 合計 | 6,447 | 13 | 6,430 | - |

- (注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
 2. 非上場株式等には、子会社等株式を計上しています。
 3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、投資信託の資産に含まれる出資等エクスポージャーについて、当金庫の保有割合で算定した額を計上しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

| | 2014年度 | 2015年度 |
|-----|--------|--------|
| 売却益 | - | - |
| 売却損 | - | - |
| 償却 | - | - |

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

| | 2014年度末 | 2015年度末 |
|------|---------|---------|
| 評価損益 | 2 | - |

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当はありません。

8. 金利リスクに関する事項

金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額(金利リスク量)

(単位:百万円)

| 経済的価値の増減額 | 2014年度末 | 2015年度末 |
|-----------|---------|---------|
| 金利リスク量計 | 4,553 | 6,215 |

計測条件

- 金利ショック:VaR (分散共分散法)
- 信頼区間:片側99%
- 保有期間:預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引120日、有価証券20日
- 観測期間:5年
- 住宅ローンの金利リスク量の算定にあたっては、プリペイメント(期限前償還)モデルにより推定したプリペイメント率を用いています。流動性預金の金利リスク量の算定にあたっては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いています。
 ※コア預金とは、流動性預金残高のうち、将来的にも安定的と考えられる残高のことです。当金庫では、過去10年間の残高推移から、内部モデルによる統計手法によって推計される残高をコア預金と定義しています。

《定量的な開示事項》

I. 連結情報

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

| 項目 | 2014年度末 | 経過措置による不算入額 | 2015年度末 | 経過措置による不算入額 |
|--|---------|-------------|---------|-------------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 43,752 | | 45,540 | |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 3,334 | | 3,334 | |
| うち、利益剰余金の額 | 40,551 | | 42,339 | |
| うち、外部流出予定額(△) | △133 | | △133 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | | — | |
| コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等 | — | | — | |
| うち、為替換算調整勘定 | — | | — | |
| うち、退職給付に係るものの額 | — | | — | |
| コア資本に係る調整後非支配株主持分の額 | — | | — | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 37 | | 8 | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 37 | | 8 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | | — | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 767 | | 689 | |
| 非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 20 | | 18 | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 44,577 | | 46,257 | |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 5 | 22 | 14 | 21 |
| うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 | — | — | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 5 | 22 | 14 | 21 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | — | — | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — | — | — |
| 退職給付に係る資産の額 | — | — | — | — |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — | — | — |
| 労働金庫連合会の対象普通出資等の額 | — | — | — | — |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | — | — | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | — | — |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | — | — | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 5 | | 14 | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ) | 44,572 | | 46,243 | |
| リスク・アセット等 (3) | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 455,886 | | 461,423 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △710 | | △514 | |
| うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額 | 22 | | 21 | |
| うち、繰延税金資産 | — | | — | |
| うち、退職給付に係る資産 | — | | — | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △2,627 | | △2,452 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 1,895 | | 1,916 | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 24,684 | | 24,745 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | | — | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | | — | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 480,571 | | 486,169 | |
| 連結自己資本比率 | | | | |
| 連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ)) | 9.27 | | 9.51 | |

(注)1. 当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、連結自己資本比率を算定しています。

この告示は平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されています。

また、当金庫は国内基準を採用しています。

2. 連結子会社の資本調達は株式の発行により行っていますが、出資者が当金庫のみのため、本表においては連結調整により消去されています。

自己資本の充実の状況

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

| | 2014年度末 | | 2015年度末 | |
|--|------------|-----------|------------|-----------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本 | リスク・アセット | 所要自己資本 |
| 信用リスク (A) | 455,886 | 18,235 | 461,423 | 18,456 |
| 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 455,620 | 18,224 | 460,945 | 18,437 |
| 中央政府・中央銀行向け | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | — | — | — | — |
| 金融機関・証券会社向け | 55,057 | 2,202 | 55,600 | 2,224 |
| 法人等向け | 4,236 | 169 | 4,131 | 165 |
| 中小企業等・個人向け | 272,650 | 10,906 | 281,249 | 11,249 |
| 抵当権付住宅ローン | 101,306 | 4,052 | 97,710 | 3,908 |
| 三月以上延滞等 | 1,016 | 40 | 859 | 34 |
| その他 | 21,352 | 854 | 21,394 | 855 |
| 証券化エクスポージャー (うち再証券化) | 964 (—) | 38 (—) | 979 (—) | 39 (—) |
| 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | — | — | — | — |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | 1,917 | 76 | 1,937 | 77 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △2,627 | △105 | △2,452 | △98 |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | 12 | 0 | 12 | 0 |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オペレーショナル・リスク (B) | 24,684 | 987 | 24,745 | 989 |
| リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) | 480,571 | 19,222 | 486,169 | 19,446 |

- (注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
連結貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクを伴うものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、連結貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。
2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
5. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、および債務保証見返等のオフバランス取引等です。
6. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことです。
7. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関関連(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
8. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことです。当金庫では、基礎的手法によりリスク量を算定しています。
(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

(単位:百万円)

| | 合計 | | 貸出金等取引 | | 債券 | | 店頭デリバティブ取引 | | 複数の資産を裏付とする資産(ファンド等) | | その他の資産等 | | 三月以上延滞等 | |
|---------------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|------------|---------|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 |
| 地域別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 国内 | 1,018,177 | 1,026,286 | 707,511 | 713,964 | 16,368 | 16,934 | 42 | 44 | 516 | 520 | 293,738 | 294,822 | 768 | 634 |
| 国外 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 1,018,177 | 1,026,286 | 707,511 | 713,964 | 16,368 | 16,934 | 42 | 44 | 516 | 520 | 293,738 | 294,822 | 768 | 634 |
| 業種別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 製造業 | 1,801 | 1,301 | - | - | 1,801 | 1,301 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 農業、林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 漁業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 建設業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,185 | 1,421 | - | - | 1,185 | 1,421 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 情報通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 運輸業、郵便業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業 | 2,019 | 1,940 | 1,719 | 1,240 | 300 | 700 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 金融業、保険業 | 275,279 | 278,057 | - | - | 2,870 | 3,270 | 42 | 44 | - | - | 272,366 | 274,743 | - | - |
| 不動産業、物品賃貸業 | 480 | 478 | 1 | 0 | 479 | 477 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 医療、福祉 | 87 | 59 | 87 | 59 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| サービス業 | 253 | 325 | 253 | 325 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 国・地方公共団体 | 13,152 | 19,459 | 4,528 | 12,102 | 8,623 | 7,357 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 政府関係機関 | 1,108 | 2,406 | - | - | 1,108 | 2,406 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 個人 | 700,632 | 700,005 | 700,632 | 700,005 | - | - | - | - | - | - | - | - | 768 | 634 |
| その他 | 22,176 | 20,829 | 288 | 229 | - | - | - | - | 516 | 520 | 21,371 | 20,078 | - | - |
| 合計 | 1,018,177 | 1,026,286 | 707,511 | 713,964 | 16,368 | 16,934 | 42 | 44 | 516 | 520 | 293,738 | 294,822 | 768 | 634 |
| 残存期間別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 期間の定めのないもの | 85,894 | 83,573 | 47,871 | 46,041 | - | - | - | - | 116 | 120 | 37,906 | 37,412 | - | - |
| 1年以下 | 161,955 | 151,006 | 55,472 | 62,466 | 708 | 2,623 | 4 | 7 | - | - | 105,770 | 85,909 | - | - |
| 1年超3年以下 | 155,247 | 164,525 | 79,482 | 79,130 | 4,874 | 3,028 | 4 | 4 | - | - | 70,885 | 82,363 | - | - |
| 3年超5年以下 | 156,390 | 157,741 | 73,025 | 72,854 | 3,981 | 8,042 | 7 | 6 | 200 | 200 | 79,175 | 76,637 | - | - |
| 5年超7年以下 | 66,120 | 61,821 | 60,456 | 60,915 | 5,663 | 905 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 7年超10年以下 | 81,630 | 94,416 | 80,263 | 80,654 | 1,139 | 1,034 | 27 | 27 | 200 | 200 | - | 12,500 | - | - |
| 10年超 | 310,938 | 313,201 | 310,938 | 311,901 | - | 1,300 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 1,018,177 | 1,026,286 | 707,511 | 713,964 | 16,368 | 16,934 | 42 | 44 | 516 | 520 | 293,738 | 294,822 | 768 | 634 |

- (注) 1. 期末残高は、個別貸倒引当金控除前のエクスポージャーの額を表示しています。
 2. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 3. エクスポージャー区分の「その他の資産等」の主なもの、労働金庫連合会等への金融機関預け金、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産等です。
 4. エクスポージャー区分の「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 5. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 6. 「地域別」において、「ファンド」については個々の資産を地域別別に管理していないことから、全て国内に集約して記載しています。
 7. 「業種別」において、「ファンド」および金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「その他」に集約して記載しています。
 8. 「残存期間別」において、金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「期間の定めのないもの」に集約して記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

| | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|--------|-------|-------|-----|------|
| | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 2014年度 | 38 | 37 | - | 38 |
| | 2015年度 | 37 | 8 | - | 37 |
| 個別貸倒引当金 | 2014年度 | 30 | 25 | 6 | 24 |
| | 2015年度 | 25 | 26 | - | 25 |
| 合計 | 2014年度 | 68 | 62 | 6 | 62 |
| | 2015年度 | 62 | 34 | - | 62 |

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

| リスク・ウェイト区分 | エクスポージャーの額 | | | | | |
|------------|------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | 2014年度末 | | | 2015年度末 | | |
| | 格付有り | 格付無し | 合計 | 格付有り | 格付無し | 合計 |
| 0% | - | 22,166 | 22,166 | - | 27,096 | 27,096 |
| 10% | - | 1,226 | 1,226 | - | 2,409 | 2,409 |
| 20% | 5 | 275,856 | 275,862 | 6 | 278,278 | 278,284 |
| 35% | - | 289,445 | 289,445 | - | 279,172 | 279,172 |
| 50% | 4 | 3,013 | 3,018 | - | 2,946 | 2,946 |
| 75% | - | 409,091 | 409,091 | - | 418,834 | 418,834 |
| 100% | - | 13,274 | 13,274 | - | 13,531 | 13,531 |
| 150% | - | 505 | 505 | - | 467 | 467 |
| 250% | - | 4,329 | 4,329 | - | 4,151 | 4,151 |
| 1250% | - | - | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 9 | 1,018,910 | 1,018,920 | 6 | 1,026,888 | 1,026,894 |

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
 2. リスク・ウェイト区分は、信用リスク削減手法適用を勘案した区分としています。また、個別貸倒引当金が設定されているエクスポージャーについては、個別貸倒引当金相当額を当該エクスポージャーより控除した額で記載しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(3) 個別貸倒引当金および貸出金償却の業種別残高等

(単位:百万円)

| 業種区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 個別貸倒引当金 | | 期末残高 | 貸出金償却 |
|---------------|--------|-------|---------------|-----|------|-------|
| | | | 当期減少額 目的使用 | その他 | | |
| 製造業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 農業、林業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 漁業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 建設業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 情報通信業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 運輸業、郵便業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 金融業、保険業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 不動産業、物品賃貸業 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 医療、福祉 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| サービス業 | 2014年度 | 7 | 7 | - | 7 | 7 |
| | 2015年度 | 7 | 7 | - | 7 | 7 |
| 国・地方公共団体 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 政府関係機関 | 2014年度 | - | - | - | - | - |
| | 2015年度 | - | - | - | - | - |
| 個人 | 2014年度 | 13 | 12 | - | 13 | 12 |
| | 2015年度 | 12 | 12 | - | 12 | 12 |
| その他 | 2014年度 | 9 | 5 | 6 | 2 | 5 |
| | 2015年度 | 5 | 5 | - | 5 | 5 |
| 合計 | 2014年度 | 30 | 25 | 6 | 24 | 25 |
| | 2015年度 | 25 | 26 | - | 25 | 26 |

(注) 個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内エクスポージャーに対するものです。

自己資本の充実の状況

4. 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

| 信用リスク削減手法 | 適格金融資産担保 | | 保証 | | クレジット・デリバティブ | |
|-------------------------|----------|---------|---------|---------|--------------|---------|
| | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 | 2014年度末 | 2015年度末 |
| ポートフォリオ | | | | | | |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 2,761 | 2,685 | 2 | 2 | - | - |
| 我が国の政府関係機関向けエクスポージャー | - | - | - | - | - | - |
| 地方三公社向けエクスポージャー | - | - | - | - | - | - |
| 法人等向けエクスポージャー | - | - | - | - | - | - |
| 中小企業等・個人向けエクスポージャー | 2,761 | 2,681 | 2 | 2 | - | - |
| 延滞エクスポージャー | 0 | 3 | - | - | - | - |

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 与信相当額等

(単位:百万円)

| | 派生商品取引 | |
|--|---------|---------|
| | 2014年度末 | 2015年度末 |
| グロス再構築コストの額 (A) | 0 | 3 |
| グロスのアドオンの額 (B) | 42 | 41 |
| グロスの与信相当額 (A) + (B) (C) | 42 | 44 |
| ネットティングによる与信相当額の削減額 (D) | - | - |
| 担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C) - (D) (E) | 42 | 44 |
| 外国為替関連取引 | 4 | 7 |
| 金利関連取引 | 38 | 37 |
| 金関連取引 | - | - |
| 株式関連取引 | - | - |
| 貴金属関連取引(金関連取引を除く) | - | - |
| その他コモディティ関連取引 | - | - |
| クレジット・デリバティブ取引 | - | - |
| 担保の額 | - | - |
| 現金・自金庫預金 | - | - |
| 国債・地方債等 | - | - |
| 担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E) - (F) | 42 | 44 |

- (注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
 2. 派生商品取引は、当金庫直取引の他、ファンドの一部に含まれる取引を加算して記載しています。
 3. 長期決済期間取引の取扱いはありません。
 4. クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合

該当はありません。

(2) 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

| | 2014年度末 | | 2015年度末 | |
|---------------|----------|----------|----------|----------|
| | オンバランス取引 | オフバランス取引 | オンバランス取引 | オフバランス取引 |
| 証券化エクスポージャーの額 | 4,821 | - | 4,898 | - |
| カードローン | - | - | - | - |
| 住宅ローン | 3,821 | - | 3,898 | - |
| 自動車ローン | - | - | - | - |
| その他 | 999 | - | 999 | - |

(注)再証券化エクスポージャーは保有していません。

② 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等

(単位:百万円)

| リスクウェイト区分 | エクスポージャー残高 | | | | 所要自己資本の額 | | | |
|-----------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 2014年度末 | | 2015年度末 | | 2014年度末 | | 2015年度末 | |
| | オンバランス取引 | オフバランス取引 | オンバランス取引 | オフバランス取引 | オンバランス取引 | オフバランス取引 | オンバランス取引 | オフバランス取引 |
| 20% | 4,821 | - | 4,898 | - | 38 | - | 39 | - |
| 50% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 100% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1250% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| カードローン | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 住宅ローン | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 自動車ローン | - | - | - | - | - | - | - | - |

- (注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
 2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。
 3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額および時価 (単位:百万円)

| | 2014年度末 | | 2015年度末 | |
|--------|------------|----|------------|----|
| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 連結貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上場株式等 | 13 | 13 | - | - |
| 非上場株式等 | 6 | - | 6 | - |
| その他 | 6,404 | - | 6,402 | - |
| 合計 | 6,424 | 13 | 6,408 | - |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
 2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、投資信託の資産に含まれる出資等エクスポージャーについて、当金庫の保有割合で算定した額を計上しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

| | 2014年度 | 2015年度 |
|-----|--------|--------|
| 売却益 | - | - |
| 売却損 | - | - |
| 償却 | - | - |

(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

| | 2014年度末 | 2015年度末 |
|------|---------|---------|
| 評価損益 | 2 | - |

(4) 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当はありません。

開示項目一覧

労働金庫法第94条第1項において準用する
銀行法第21条の規定に基づく開示項目

■労働金庫法施行規則第114条による開示項目(単体)

| | |
|--|-----------|
| 1. 金庫の概況及び組織に関する事項 | |
| (1)事業の組織 | 30 |
| (2)理事及び監事の氏名及び役職名 | 30 |
| (3)会計監査人の名称 | 30 |
| (4)事務所の名称及び所在地 | 32~33 |
| (5)当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する事項 | 33 |
| 2. 金庫の主要な事業の内容 | 22~27 |
| 3. 金庫の主要な事業に関する事項 | |
| (1)事業の概況 | 4~5 |
| (2)主要な事業の状況を示す指標 | 44 |
| (3)事業の状況を示す指標 | |
| ①主要な業務の状況を示す指標 | 44 |
| ②預金に関する指標 | 45 |
| ③貸出金等に関する指標 | 46 |
| ④有価証券に関する指標 | 47 |
| 4. 金庫の事業の運営に関する事項 | |
| (1)地域の活性化のための取組みの状況 (地域と協働した社会貢献活動等) | 9 |
| (2)リスク管理の体制 | 15~17 |
| (3)法令等遵守の体制 | 18~19 |
| (4)苦情等への対応 | 19 |
| 5. 財産の状況に関する事項 (金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項) | |
| (1)貸借対照表 | 36, 38~40 |
| (2)損益計算書 | 37 |
| (3)剰余金処分計算書 | 37 |
| (4)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | |
| ①破綻先債権 | 41 |
| ②延滞債権 | 41 |
| ③3カ月以上延滞債権 | 41 |
| ④貸出条件緩和債権 | 41 |
| ⑤合計額 | 41 |
| (5)自己資本の充実の状況 | 14, 55~60 |
| (6)有価証券 | 47 |
| (7)金銭の信託 | 48 |
| (8)労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引 金融先物取引・デリバティブ取引等 | 48 |
| (9)貸倒引当金(期末残高・期中増減額) | 59 |
| (10)貸出金償却の額 | 59 |
| (11)会計監査人の監査 | 37 |

■労働金庫法施行規則第115条による開示項目(連結)

| | |
|---|-------|
| 1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項 | |
| (1)金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 | 50 |
| (2)金庫の子会社等に関する事項 | 50 |
| 2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項 | |
| (1)事業の概況 | 50 |
| (2)主要な事業の状況を示す指標 | 50 |
| 3. 金庫及びその子会社等の財産の状況に関する事項 (金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項) | |
| (1)連結貸借対照表 | 51~54 |
| (2)連結損益計算書 | 51 |
| (3)連結剰余金計算書 | 51 |
| (4)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | |
| ①破綻先債権に該当する貸出金 | 54 |
| ②延滞債権に該当する貸出金 | 54 |
| ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 | 54 |
| ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | 54 |

| | |
|----------------|--------------|
| ⑤合計額 | 54 |
| (5)自己資本の充実の状況 | 55~56, 61~64 |
| (6)連結決算セグメント情報 | 54 |

金融機能の再生のための緊急措置に関する
法律第7条による開示項目

| | |
|----------------------|----|
| 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 41 |
| 2. 危険債権 | 41 |
| 3. 要管理債権 | 41 |
| 4. 正常債権 | 41 |

労働金庫の自主開示項目

| | |
|-----------------------|--------|
| 1. 概況等 | |
| (1)事業方針 | 2, 6~7 |
| (2)役員の所属団体等 | 30 |
| (3)代表理事・常勤役員・参事の兼職の状況 | 30 |
| (4)役員報酬の状況 | 30 |
| (5)職員の状況 | 30 |
| (6)自動機設置状況 | 34~35 |
| (7)大口出資会員 | 49 |
| (8)会員数内訳 | 49 |
| (9)出資配当等 | 49 |
| 2. 経理・事業内容 | |
| (1)純資産の内訳 | 44 |
| (2)業務純益 | 44 |
| (3)利益率 | 44 |
| (4)常勤役員1人当たり預金残高 | 49 |
| (5)1店舗当たり預金残高 | 49 |
| (6)常勤役員1人当たり貸出金残高 | 49 |
| (7)1店舗当たり貸出金残高 | 49 |
| 3. 資金調達 | |
| (1)預金科目別残高 | 45 |
| (2)預金者別内訳 | 45 |
| (3)財形貯蓄残高 | 45 |
| 4. その他の業務 | |
| (1)公共債窓販実績 | 48 |
| (2)投資信託窓販実績 | 48 |
| (3)内国為替取扱実績 | 48 |
| (4)手数料 | 28~29 |
| 5. その他 | |
| (1)沿革・歩み | 31 |
| (2)商品・サービスのご案内 | 22~27 |
| (3)社会的責任と貢献活動 | 9~12 |
| (4)トピックス | 13 |
| (5)当金庫の考え方 | 2 |
| (6)全国労金の概要 | 3 |

本誌は「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条(業務および財産の状況に関する説明書類の縦覧)」ならびに「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条」の規定に基づいて作成した資料です。
本誌に記載した金額・比率の表示に関して、特にことわりのない限り、下記の通りとしています。

●金額・比率の表示方法のご案内

- 金額単位
 - (1)各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています。
 - (2)小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
 - (3)増減額(比率)、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しています。
- 諸利回り・諸比率
 - 小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。



北海道労働金庫 〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目

TEL 011-271-2101 (代)

ホームページ <http://www.rokin-hokkaido.or.jp>



コールセンター

0120-5-109-26
コー トーク トゥーローキン

ご利用時間／平日 9:00 ~ 17:00

(ただし、預金通帳・キャッシュカードの紛失・盗難については、24時間(休日含む)対応しています。)

発行／2016年7月

編集／北海道労働金庫 経営企画部



本誌は環境に配慮した FSC ミックス認証紙および植物油インキを使用しています。